## 地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第 条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

「第五款 交付 (第四百八十五条の十三)

目次中「第五款 交付(第四百八十五条の十三)」を

第六款 雑則 (第四百八十五条の十四)」

第六章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の 保存方法等の特例 (第七百四十八条 — 第

第六章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類 の保存方法等 0 特 例

七百五十六条)」を

第七章 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告 (第七百

第七百四十八条—第七百五十六条)

に改める。

五十七条—第七百六十条)

第十五条の四第一項第一号中 「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、 「第三百二十

条の八第二十七項」を 「第三百二十一条の八第二十二項」に改める。

第十七条の四第一項第一号中「同じ。)」の下に「、第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の

る。 正 業税に係 に係るも (消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税 又は決定を受けた場合) ので、 るもので、 同条第三項」に改め、 当該更正 当 該 又は決定によつて納付すべき消費税額を納付すべき日までに提出された 税務官署が当該更正 にお いて、 「修正申告書」の下に 当該更正又は決定に係る法 又は決定  $\mathcal{O}$ 通知 第七十二条の八十九第一 をし した 日 人税 から の課税標準を基礎として 月以内に提出され 項の規定による申告 た 計 の譲渡割 たもの 算 ŧ  $\mathcal{O}$ L に限 に た事 額 書 限

る。

\_

を加え、

「第七

十二条

の八十九第三項」

を

同

条第三項」

に改

める。

の二に を 六十一条 同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損 譲渡 条の十三第二項に規定する譲受法人」 号の二」を「同法第二条第十二号の二」に、 第十 規 七 した法人」に、 定す の十三第一項の 条の六第二項中 ^る被事: 後設立法 「同条第十二号の三」 規定 又 は 人」を の適用を受け 法 人税法」 に、 同条第十二号の六の二に る同項に規定する譲渡 を を 一、 「同条第十二号の七の二」 「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」 「同法第二条第十二号の三」 法 人税 法 に、 規定する被現物 損 事 益 後設立 調整資産の譲 を 「同法第二条第十二号の七の二 に、 を を 分配 「又は 渡を」に、 「現物 法 同 人又は 分配 条第十二号の六 同 益 又は 同 **二調整** 法 を「、 第六 条第十 同 資産 法 + 第

」に改める。

十九項」 第十二項」に、 六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、 百二十一条の八第十一項」を 第二十 を 条の 「第五十三条第十五項」 九の三第 「第三百二十一条の八第十五項」を 五 項中 「第三百二十一条の八第九項」に、 「第五十三条第六項」を に、 「第三百二十一条の八第十九項」 「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に、 「第三百二十一条の八第十二項」に、 「第五十三条第五項」に、 「第五十三条第十五項」を「第五十三条 を 「第三百二十一条の 「第三百二十一条の八第 「第五 八第十五 十三条第 「第三

ベ 五. 及び第七十条」に改め、 き 項、 第二十三条第一項第四号中 を 第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。)」 「帰せられる」 に改 同項第四号の三イ中 め、 第七十条及び第百条 同 項第四号の 「支出すべき」を「帰せられる」に改め、同号ロ中 四中 一、 (租税特別措置法第三条の三第五項、 第六十八条の十四第五項又は第六十八条 第八条の三 の十五第 収 を 一第

項」

に改

め

رِ خ

第二十四条の二第一項中 「第五十三条第二十四項」 を「第五十三条第十九項」に改め、 同条第五項の表

五.

項

を

「又は第六十八条の

+

· 四 第

五項」

に改

いめる。

第五 三条第五項の項を削 二条第二項第二号の項を削り、 項第一号の二 十二条第二項第一 0 項中 り、 「第五十二条第二項第一号の二」 号及び第一号の三の項中 同表第五十三条第四十九項の項中 同表第五十三条第一項の項中 「第一号の三」を「第三号」 を 「第五十二条第二項第二号」 「第五十三条第四十九項」 「第五項」を「第四項」 に改め、 を に改め、 に改 同 E表第五· 「第五十三条第四 め、 同 十二条第二 同 E表第五· |表第| 五. + +

十四項」

に改める。

移行型的 政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもの」に、 あ つてそ 第二十五条第 地  $\mathcal{O}$ 方 成立 独 <u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u> の日 行 項 第 政法  $\mathcal{O}$ 人 前日にお 号中 (公立大学法人を除く。 「地方 いて現に地方公共団体が行つてい 独立行政法 人法 \_ \_ (平成十五 を 地 方 独 年法律第百十八号) 立 る業務に相当する業務を当該 行政法人 「設立団体 (公立大学法人を除く。) で (同法第六条第三項に規定 第六十一条に規定する 地 方独立行

第三十四条第一項第五号を次のように改める。

する設立団体をいう。)」

を

「地方公共団体」に改

いめる。

五. 規定する新個 前 年 中 に 1 に 人年 規定する新生 金保険料若しく 命 保険料若しくは は 旧 個 人年金保険料を支払つた所得割の 旧 生 命 保険 料、 口 に規定する介護 納 税 義務者 医 療保証 次の 険 以料又は イか らハ ハに

までに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定め る金額 の合計額 (当該合計額 が七万円を

超える場合には、七万円)

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るも

のにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、 共済金その他の給付金 (以下この号及び第

八項にお いて 「保険金等」という。) を支払うことを約する部分 (ハにおいて「生存死亡部: 分 لح

1 、 う。 ) に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、 口 に 規定する介護医 療保 険 料 及び ハ

に規定する新 個 人年 金保 険料 を除る く。 以下イ及びロ に お 7 て 新 生 一命保険 料 という。) 又 は 旧 生

命 保険契 、約等に係る保険料若しくは掛金 (ハに規定する旧 個 人年 金保険料その他政令で定 め る ŧ  $\mathcal{O}$ 

を除く。 以下イにおいて 「旧生命保険料」という。)を支払つた場合 次に掲げる場合の区分に応

じそれぞれ次に定める金額

(1) 新生命保 険 料を支払 つた場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれ

ぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた新生命保険料の金額 の合計額 (同年中において新生命保険契約等に基づく

剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、 又は 新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰

余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、 当 該 剰

余金又は割戻金の額 (新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算し

た金額に限る。)を控除した残額。 以下①及び③①において同じ。)が一万二千円以下である

場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払つた新生命保険料の金額 の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場

合 万二千円と当該合計額から一万二千円を控除 した金額の二分の一に相当する金額との合

計額

(iii) 前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場

二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合

計額

(iv) 前 年中に支払つた新生 命保険料の金額 の合計額が五 万六千円を超える場合 二万八千円

(2) 旧生命保険料を支払つた場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれ

## ぞれ次に定める金額

- (i) 剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、 前 年 中 12 支払 つた 旧 !生命! 保険 料 の金額 の合計 又は 額 (同 旧 年中 生命保険契約等に基づき分配を受ける剰 12 お (1 · て旧: 生命保険契約等に基
- 余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、 当該 剰
- 余金又は 割 戻金の 額 旧 生命保険料に係る部分の金額に限 る。) を控除 した残額。 以下(2)及び
- (3) (ii) に お 1 7 同 ľ が 万五 千円 以下 で ある場合 当 該 合計 額
- (ii) 前 年 中 に支払 つた旧 生 命 保 険 料  $\mathcal{O}$ 金額  $\mathcal{O}$ 合計 額 が 万 五. 千円 を超え四 万円 以下である場
- 万五千円と当該合計額から一 万五千円を 控除 L た金額 の二分の一に相 当する金額との 合計 額
- (iii) 前年中に支払つた旧生命保険料の金額 の合計額が 兀 万円を超え七万円以下である場合 二万
- 七 千五百円と当該合 計額から四 万円を控除 した金額 の四分の一に相当する金額との合計額
- (iv) 前 年中 に支払つた 旧 生命! 保険 料  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 合計 額が 七 万円を超える場合 三万五千円
- (3)新生 命 保 険料 . 及び 旧 生 命 保険料 を支払 つた場合 その支払 つた次に掲げる保険 料 0 区 分に応じ

それぞれ次に定める金額 の合計額 (当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円)

- (i) 新生命 保険料 前年中に支払 つた新生命 保険 例料の金石 裋額  $\widehat{\mathcal{O}}$ 合計 額  $\mathcal{O}$ (1) (i) から (iv) までに掲げる場
- 合の区分に応じそれぞれ(1)(1)から(1)までに定める金額
- (ii) 合の区分に応じそれぞれ②(i)から(i)までに定める金額 旧 生命保険料 前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額の②⑴から切までに掲げる場
- 口 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金 (病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費
- を支払つたことその他 の政令で定め る事 由 (第八項第二号及び第三号にお **(**) 7 「医療費等支払 事 由
- という。)に基因して 保険 金等を支払うことを約する部 分に係るもの そ 0 他 政令で定め るも のに
- 限 るものとし、 新生命 保険料を除 以 下 ロに おい て 「介護医療保険料」 という。) を支払つた場
- 合<br />
  次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- (1) く剰余金の分配若しく 前年中に支払つた介護医療保険料の金額 は割戻金の 割戻しを受け、 の合計額 (同 三年中において介護医療保険契約等に基づ
- 剰余 金若 しくは割戻 しを受ける割 戻金をもつて介護医療保険 又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける 料  $\mathcal{O}$ 払 込みに充てた場合には 当 該
- 剰余金又は割 戻金 <u>7</u>r 額 (介護医療保険料に係る部 分の 金額として政令で定めるところにより 計 算

した金額に限る。 を控除 した残額。 以下口において同じ。) が一万二千円以下である場合 当

該合計額

(2)前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場

合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計

額

(3)前年中に支払つた介護医 療保険料の金額 の合計額が三万二千円を超え五 万六千円以下である場

合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額 の 匹 分の一に相当する金額との

額

(4) 前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (生存死亡部分に係るものに限る。 以下ハにお

1 て 「新個· 人年金保険料」という。) 又は旧 個 人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛 金 (その

者 の疾 病又は身 体  $\mathcal{O}$ 傷害その他これらに類する事 由 I に 基 因 して保険金 等を支払う旨の特 約 が 付 され

てい る契約にあつては、 当該特約に係る保険料又は掛金を除く。 以下ハにおいて 「旧個人年金保険

料 という。)を支払つた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

- (1) 新個 人年金保険料を支払つた場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ
- それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額 (同年中において新個人年金保険契約等

に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、 又は新個人年金保険契約等に基づき分

配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた

場合には、 当該剰余金又は割戻金の額 (新個 人年金保険料に係 る部分の 金額として政令で定め

るところにより計算した金額に限る。) を控除した残額。 以下(1)及び(3)(1)において同じ。 <u>)</u> が

一万二千円以下である場合 当該合計額

- (ii) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下であ
- る場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額と
- の合計額
- (iii) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下であ

る場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額と

の合計額

(iv) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2)旧個人年金保険料を支払つた場合(3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ

それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払 つた旧 個 人年金保険料の金額の合計額 (同年中におい 、 て 旧 個 人年金保険契約等

に基づく剰余金の 分配若, しくは割戻金 0 割戻しを受け、 又は 旧 個 人年金保険契約等に基づき分

配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個 人年金保険料の払込みに充てた

場合には、 当該剰余金又は割戻金の額 (旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。) を控除

L た残額。 以下2及び30において同じ。)が一万五千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払つた旧 万五千円と当該合計額から一 個 人年 金保険料の金額の合計額が 万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合 一万五千円を超え四万円以下である場

計額

合

(iii) 前年中に支払つた旧 個 人年金保険料の金額の合計 額が四万円を超え七万円以下である場合

万七千五百円と当 該合計額から四万円を控除 L た金額 の四分の一に相当する金額との 合計 額

(iv) 前年中に支払つた旧 個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五 千円

(3)新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払つた場合 その支払つた次に掲げる保険料の区

分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額 (当該合計額が二万八千円を超える場合には、 二万八

千円)

(i) 新個 人年金保険 料 前年中に支払 つた新個 人年金保険料の金額の合計額の(1) (i)からいまでに

掲げる場合の区分に応じそれぞれ①①から砂までに定める金額

(ii) 旧 個 人年金保険料 前年中に支払つた旧個 人年金保険料の金額の合計額の②(i)からいまでに

掲げる場合の区分に応じそれぞれ②(i)から(v)までに定める金額

第三十四条第一項第五号の二を次のように改める。

五の二 削除

第三十四条第 項第六号中 第五 項」 を削り、 同項第十号中 「第四項及び第九項並びに」 を 「 第 九項

項及び 号」 円、 及び」 め、 に 係 除 ある場合には、六十八万円)」  $\mathcal{O}$ る第 者を 係 当 項第十号 対象扶養親族」に、 を ぶる第 該 そ 同条第七 第九項並びに」 に改 扶  $\mathcal{O}$ 1 「 第 一 う。 者 養親 項第十号の 一項第六 **の** 二 め、 が 項第: 項中 老 族 以下こ 12 同 人 号 扶 を 八号」 係 項 「及び第五号の二」 第十  $\bigcirc$ 金 0 養 る 同同 を 金 親 額 項 同 扶 額 に改め、 は 及び 項第 族 項 「第九項及び」 第 号中 は、 五. 養親族の」を 次 十号の二」 + 第 十六万円 を削り、 五十三万円」 項 九 「扶 号 E 項 「及び第 該当す 並び 養親  $\mathcal{O}$ を削 金 (その者が老人控除 に改め、 ) 「控除] に に改 額 同 族 第三十一 匹 り、 を 条第六項中 る者を除 は め、 項 に改め、 五. 十六 を 対象扶養親族 「同項第六号」の下に (控 七 控控 「第四 万円 条に 除 第四 対象 除 同 「から第五号の三まで」を · 条第 項、 お 対象扶 (そ 頃 で 対 配 1 象配 偶 あ 0 五. の」に、 て同じ。 扶 項 中 者に関 者 を削り、 養 る場合に 公養親 治 が 親族 偶者である場合には、 特  $\neg$ 族 定 する部分に限 「及び第四 (当該 「十六歳」を (扶養 に を は 扶 同条第四項中 関 六 養 老人扶 に、 親族 親族 + する部分に限る。 万 項」 「及び で のうち、 'ある場^ 養親 円 各扶 る。 一十 を加え、 控 )」を削 第五号 九歳」 六十一万円)とし 族 養 一合に 除 年 親 を が 特 対 族」 齢 の三 象配! に、 特 は 十六 別 同 り、 六十八万 を 障 別 を削 害 偶 歳 項 障 「第四 第 に改 者 害 者に 各 以 「第 八 者 控 上 り で

同

条第

八

項

を

次

 $\mathcal{O}$ 

よう

っ に 改

がある。

きは、

当該

旧

生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、

同

日以後に締結した契約とみなす。

ょ に規定する旧 第 項第五 この 場合に 号及び第五号 個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結 お いて、 平 の三に 成二十四年一 お 7 て、 月一日 次の各号に掲げる用 以後に第二号に規定する旧生命 語 の意義 は、 当該 保険 各号に定めるところに 契 約等 又 へは第一 たと 五. 号

約 号そ 約 険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配 する基金 定める規定 他 L 新生命 た当該 又  $\mathcal{O}$ は 保 と総称する。) の他政令で定める規定 同 険 契 日 契 保険契約等 (次号に 約 以後に 約 (次号において が 同 、済に係る お 確 日 のうち、 以後 いて 定給 平 に 成 付企業年金法 る契約を含む。 「基金」 復活 二十四年一 (次号において 「承認規定」という。)の これらの したも という。) 新契約 O月一日以後に締結した次に掲げる契約 (平成十三年 を除く。 第三号及び第四号に 「認可規定」という。 又 のニに掲げる規約 偶者その は 新 以下この号にお 規 法律第五十号)第三条第一 承認を受けたニに掲げる規約若 約 他 に基づく保険 の親族とするも お 1 (以下この号及び次号にお )の認可を受けた同 て 同 1 7 ľ 金等の受取人のすべてをその保 「新契 約 に (失効した同 項 第 一 附 という。 帯 L 号そ 頂第二号に規定 しくは て締 7  $\mathcal{O}$ 日 結 若 前 て 同 他 L 項第二 に締結 政令 た しくは 新 新 規 で 契

1 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同 条第八項に規定する外国生命保険会社等  $\mathcal{O}$ 

締 結し た保険契約のうち生存又は死亡に基因 して一 定額  $\mathcal{O}$ 保険・ 金等が支払われるも  $\mathcal{O}$ 保保 <u>険</u> 期 間 が

五 年に満たない保険契約で政令で定めるもの (次号において「特定保険契約」という。) 及び当該

外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。)

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成十七年法律第百二号)

第二条

口

 $\mathcal{O}$ 規定に による廃 止 前 0 簡 易生 命保険法 (昭 和二十四年法律第六十八号) 第三条に規定する簡易生命

保 険 契約 (次号及び第三号に . お ( \ 7 旧 簡易生命保険契約」 という。) のうち生存又は死亡に基 因

して一定額の保険金等が支払われるもの

農業協同組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組

合 の締結した生命共済に係る契約 (共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定める

ŧ のを除く。 その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約 (次号及び第三号におい ·
\_ 「生命

共済契約等」という。) のうち生存 又は死亡に基因 L て 一 定額  $\bigcirc$ 保 険 金等が 支払 わ れ る

= 確定給付企業年金法第三条第一 項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職

年金に関する契約で政令で定めるもの

旧生命! 保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約 (失効し した 同 日 以

前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。)又は同日以前に承認規定の承認を受けたホ

に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約 (新規約を除く。) のうち、こ

れら の契約又は規約に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者

又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号イに掲げる契約

口 旧簡易生命保険契約

ハ 生命共済契約等

= 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定す

る損害保険会社若しくは 同条第 九項に規定する外国 |損害保険会社等の締結 した疾病又は身体 の傷害

その他これらに類する事 由 12 ,基因, L て保険 金等が支払 わ れ る保険契約 (イに掲げ Ź Ł **の**、 保 険 金等

の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、 特定保険契約、 当該: 外国 1生命 保険

会社等又は当該 外国 損害保険会社等がこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 地 外にお いて締結 した もの その 他 政 令で定め

る ŧ <u>0</u> を除 のうち、 医療費等支払事 由 に基因して保険金等が支払わ れ るも

ホ 前号ニに掲げる規約又は契約

介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約 (失効した同 日前 に締

結 した当 該契約が 同 日以後に復活したものを除く。以下この号におい て 「新契約」という。) 又は 他

 $\mathcal{O}$ 保 険契 約 に 附 帯 L て締結 した新契約 のうち、 これらの新契約 に基づく保険 金等の ·受取· 人のすべてを

その 保 険 料若 しく は 掛 金  $\mathcal{O}$ 払込みをする者又はその 配偶者その 他 !の親: 族とするも  $\mathcal{O}$ 

イ 前号ニに掲げる契約

口 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険

契約 又は生命共済契約等 ( 第 一 号口及びハに掲げるもの、 保険 金等の支払事 由 『が身体』 の傷 害  $\mathcal{O}$ みに

基因するものその 他政令で定めるものを除く。) のうち医療費等支払 事 由 に基因 L て保険 金等が支

払われるもの

兀

新 個 人年金保険契約等 平成二十四年 月一 日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約

るものとし、 年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの 失効した同 日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。 (次号において「年金給付契約」 以下この号にお という。) に限

いて 「新契約」という。) 又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定

めのあるもの

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、 口の保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が

生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

口 当該契約に基づく保険料又は掛金 の払込みは、 年金支払開始日前十年以上 の期間にわたつて定期

に行うものであること。

ハ 当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、 当該年金の受取人の年齢が六十歳に達

した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間 にわ

たつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五. 旧 個 人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる

契約 (年金給付契約に限るものとし、 失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活 したもの

を含む。)のうち、 前号イか らハまでに掲げる要件の定め 0 あるも

六 損害保証 険契約等 次に掲げる保険契約 に附帯 して締結されるも の又は当該契約と一体となつて効力

を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

1 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の

締結した保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するも (第二

号ニに 掲げるも  $\mathcal{O}$ 及び当該 外国 損害保険会社等がこの法律の施行地外にお **,** \ て締結 したも Ō を除 Ś

。 \_

口 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協 同 .組合の締結した建物更生共済又は火災

共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第三十四条第九項中 「その他の老人扶養親族」の下に「若しくはその他 の控除対象扶養親族」 を加える。

第三十七条第一号イ  $\mathcal{O}$ 表(1) 中 「扶養親族」 の 下 に 「(同居特別障害者である控除 対象配偶者及び 挟 養親

族を除く。)」 を加え、 同 表(6) を削 り、 同 表 (5) 中 <u>(6)</u> に掲げる者を除く。 を削 り、 同 表 (5) を同 表 (6)

とし、 同表4を同表5とし、 同表3を同表4とし、 同表(2)中 「3) を「4)」 に改め、 同表(2)を同 表(3)とし

同表(1)の次に次のように加える。

に改め、同表加を同表9		<u>を</u>	人扶養親族が特別障害者であ
			族一人につき十三万円
	人につき十三万円	当該老人扶養親族一人につき十三万円	げる場合以外の場合 当該老
十五万円			
る場合			
り、同表(10)中 (ii) 当該老	に改め、同表9を削り、	を「当該控除対象扶養親族」に	(」に、「当該扶養親族」を「当
人扶養親			
「(i) (ii) に掲			
(同居特別障害者である扶養親族及び」を「控除対象扶養親族	者である扶養親族及	「扶養親族(同居特別障害	第三十七条第一号イの表8中
		の納税義務者	養親族を有する所得割の納税義務者
特別障害者一人につき二十二万円	当該同居特別障害:	る控除対象配偶者又は扶	② 同居特別障害者である

当該特別障害者一人につき二

とする。

第四十五条の二第一項中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

七 扶養親族に関する事項

第四十五条の三の次に次の二条を加える。

(個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第四 1十五 条の三の二 所得税法第百. 九十四 条第一項の 規定により 同項に規定する申告書を提出し なけ れば

ならない者(以下この条において「給与所得者」という。) は、 当該申告書の提出の 際に経由 ロすべ き同

項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受け

る日 の前 日までに、 総務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申告書を、 第三百十七

条の三 の二第一 項に規定する申告書と併せて、 当該給与支払者を経由して、 当該給与所得者の住所所在

地

の市

町

対長に

提

出

L

なけ

ればならない。

当該給与支払者の氏名又は名称

- 二 扶養親族の氏名
- 三 その他総務省令で定める事項
- 2 について異動を生じた場合には、 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、 同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受け その年の中途において当該申告書に記載した事項
- る日の前日までに、 総務省令で定めるところにより、 その異動の内容その他総務省令で定める事 ,項を記
- 載 ĺ た申告書を、 第三百十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて、 当該給与支払者を経由

して

- 当 該 給与 , 所得者 の住所所 在 地 *(*) 市町村長に提出 L なけ れば ならない。
- 3 れたときは、 前二 項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理さ その申告書は、 その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものと

みなす。

4 第百九十八条第二項に規定する納 給与所得者は、 第 項及び第二項の規定による申告書の提出の際に経 税地 0 所轄 税務署長の 承認を受けている場合には、 由すべき給与支払者が所得税法 総務省令で定める

ところにより、

当該申告書の提出に代えて、

当該給与支払者に対し、

当該申告書に記載すべき事項を、

第三百 十七 条の三の二第四 項に規定する申告書に記 脱載すべ き事 項と併る せて電磁的 方法 (電子: 情報. 処 理 組

織を使用する方法そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 情 報通信 の技術 を利用する方法であつて総務省令で定めるも 0) を いう。 次条

第四項において同じ。)により提供することができる。

5 前 項 の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、 同項中 「申告書が」 とあるの

は 中 告書に記 載すべ き事項を」と、 「給与支払者に受理されたとき」とある 0 は 「給与支払者が提供

を受けたとき」と、 「受理された日」 とあるの は 「提供を受けた日」とする。

(個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第四 十 五条の三 <u>一</u>の 三 所得税法第二百三条  $\mathcal{O}$ 五. 第一 項の 規定 により 同 項に 規定する申告書を提出 しなけ れ

ば .ならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。) は、 当該 申告書  $\mathcal{O}$ 提 出  $\mathcal{O}$ 際に 経 由

すべ き同項の公的年金等の支払者 (以下この条において 「公的年金等支払者」という。) カュ 5 毎年 最 初

に 同 項 に規定する公的 年金等 の支払を受ける日の前 日までに、 総務省令で定めるところにより、 次 に 掲

げ .る事 項 (を記: 載 L た申告書 を、 第三百十七条の三の三第 項 に 規定する申告書と併せて、 当該 公的 年金

等支払者を経 由 して、 当該 公的年金等受給者  $\mathcal{O}$ 住 所所在 地 の市 町 村 長に提出 しなければならな

- 一 当該公的年金等支払者の名称
- 二 扶養親族の氏名
- 三 その他総務省令で定める事項
- 2 前 項 0 規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、 当該申告書に記載す

ベ き事 項が その年 の前年に お いて当該公的年金等支払者を経由して提出 した同 項 の規定による申 告書に

記 載 L た事 項と異 動 が ないときは、 公的 年金等受給者は、 当該 公的年金等支払者 が 所 得 税法第二百三条

 $\mathcal{O}$ 

五.

第二項に

規定する国

税

庁

長官

の 承

認を受けてい

る場合に限

り、

総務省令で定めるところに

より、

前

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により記載すべ き事 項に代えて当該異動が ない 旨を記載 L た同 項の規定による申告書を、 第三

百 [十七条の三の三第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第 項の場合において、 同項の 規定による申告書がその提出の際に経由すべ き公的年金等支払者に受

理されたときは、 その 申告書は、 その受理された日に同項に規定する市 町村長に提出されたものとみな

す。

4 公的. 年金等受給者は、 第一 項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税

めるところにより、 き事項を、 法第二百三条の五第四 第三百十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により 当 該申告書の 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、 提出に代えて、 当該公的年金等支払者に対し、 当該申告書に記: 総務省令で定 載 すべ

5 支払者 は 前 「申告書に記載すべき事項を」と、 項 が の規定の適用が 提供を受けたとき」と、 ある場合における第三項の規定の適用については、 「受理された日」 「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは とあるのは 「提供を受けた日」とする。 同項中 「申告書が」 「公的年金等 とあるの

提供することができる。

第四十六条第五項に後段として次のように加える。

閲覧させ、 第百五十一号) この場合において、 又は記録させるときは、 第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を 政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律 情 報 通信 の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために

必要な基準として総務省令で定め る基準に従つて行うものとする。

第五十一条第二項中 同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散 (合併による解散

を除く。 以下同条第二項、第三十五項、 第三十六項、第三十八項及び第四十一項を除き、 この節にお いて

同じ。)の日現在」を削る。

割 第一号の二」 二号を削り、 額 第三十三項及び第三十六項を除き、この節において同じ。)」を加え、同号を同項第四号とし、 第五十二条第二項第三号中  $\mathcal{O}$ 算定期間 を 同項第一号の三を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、 「同項第二号」に、 を削 り、 「同項第三号」を 「解散」の下に「(合併による解散を除く。 「同項第一号の三」を 同 「項第四号」 「同項第三号」に改め、 に改め、 同条第四項中 以下次条第三十項、第三十一項 「第二号」を「第三号  $\overline{\ }$ 同条第三項中 同項第二号の均等 同項第 同 項

割法人 改 項、 する分割型分割 め、 第五十三条第一項中「第六項、第十一項、第十九項、第三十項、第三十五項及び第三十六項」を「第五 第九項、第十五項、第二十五項、第三十項及び第三十一項」に、 同条第二項中 (分割に よりその有する資産及び負債 (同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。 「第七項」を「第六項及び第三十六項」に改め、 の移転を行つた法人をいう。 「第四十九項」を「第四十四項」に 「及び連結法 以下この項において同じ。 以下この条に 人が当該連結法 お いて同 人を分 لح

「第二項第一号の二」を「第二項第二号」に改める。

場合を除く。) 行つた場合 の当該分割型分割  $\mathcal{O}$ 日 の前 日 の属する事業年度 (新たに設立された連結法 人のうち適格 合

第四十四項」に改め、 同条第三項中 「第四十九項」 を「第四十四項」に改め、同条第四項中「第二条第

併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。)」を削り、

「第四十九項」を

十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、 同条第五項を削り、 同条第六項中 「第八項まで

及び第十項」 を 「第八項まで」に、 「第二十項及び第二十二項」 を 「第十六項及び第十七項」に、 「第八

十一条の 九第三 項 を 「第八十一条の 九第四 [項] に、 第八項及び第十項」 を っか 5 第八項まで」に、

同 条第三項」 を 同 条第四項」に、 「前二項、 第二十七項又は第二十八項」を 「前項、 第二十二項又は

「、第四十二条の十一第五項」を削り、

同項を同条第五項とし、

同条第七項第二号

第二十三項」に改め、

中 「をいう」の下に「。 第三十六項において同じ」を加え、 同項を同条第六項とし、 同条第八項中 「適格

合併等 (適格合併又は合併類似適格分割型分割 ( 法 人税法第五十七条第二項に規定する合併類似 適 格 分割

型分割 を いう。 以下この 条に お į, て同じ。) をいう。 以下この条に お *(* \ て同じ。) が 行 わ れ た を 「第五

項 の法人を合併法人 (合併により被合併法人 (合併によりその有する資産及び負債 の移転を行つた法人を

負債 を受け  $\mathcal{O}$ 格  $\mathcal{O}$ 産 同 1 1  $\mathcal{O}$ 完全支配関係 . う。 翌日」 翌日 移転 7 が 合併等  $\mathcal{O}$ 確定した」に、  $\mathcal{O}$ 「被合併 を行 移転を受けた法 た法 当 とする適格 以下この条にお に、 の 日 」 に、 該 が . つ 人をいう。 ある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するも 適 法 格合併的 た法・ 「第六項」を「第五項」に改め、 (当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。 「適格合併等に係る合併法 を「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内 人等」という。) 人をい 合併 等 「適格合併等に係る被合併法人等 人をいう。 以下この  $\mathcal{O}$ が いて同じ。 う。 行わ 日 を 以下この条にお れ 条に た場合又は当該法 「適 の当該適 )格合併 をいう。 から資産及び負債 お 7 て同 人等 格合併 に係る ٣ 以下この条にお いて同じ。 (合併法人 (合併により被合併法人か る被合併 人との  $\mathcal{O}$ 又 次項において同じ」を削り、 日 は の移転を受けた法人をいう。 前 (被合併法人(合併によりその有する資産 間に 分割承 法 七 又は 年 人又は いて同じ。 以 内 法 分割法 継 人税法第二条第十二号の 当該 法 に に開始し、 開 人 始 他 人をいう。 (分割  $\mathcal{O}$ の当該適格合併等の 法 に 又は当該残余財 人 又は当 より (以下この 以下この条 「被合併法人等 分割 該 ら資産及び 以下この条 残 以下この条にお 余 法 七 項 の六に 人か 財 産 及 に 産 負 び Ō に H 5  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ · の 当: 債 及び 0 資 確 次項 お 確 の残余財 7 規定する て いて同 定 属 産  $\mathcal{O}$ 定 する 及び 移 0 該 に 同 負債 いて  $\mathcal{O}$ 転 お ľ 日 適 日

事

に 確 係る控除 定  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 未済 꺞 日 個  $\mathcal{O}$ 別 属 帰 す 属 る事業年 調整 額」 度若しくは」 の下に「(当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等 に、 「第十項」 を 「次項」 に改 め、 「当該 前 七 年 内 事 業 ( 以 下 年 度

 $\sum_{}$ の条にお いて 「株、 主等」という。)が二以上ある場合には、 当該控除未済個別 帰 属 調 整 額を当該 他 の法

人の 発行 済株式 又は出資 (当該: 他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。 0 総数又は総 額 で除

これ に当該 法 人の 有する当該 他  $\mathcal{O}$ 法 人の株 式 又 は 出 資 0 数又 は 金額を乗じて計算 L た 金 額) \_ を加え、

当該

合併

法

人等」

を

当

該

法

人

に

改

め、

同

項

を同

条第七

項とし、

同

条

第

九

項

を

削

り、

同

条

第

+

項

中

第

六項」 を 「第五 項」に、 「第 八項」 を 「前 項 に、 「により合併法人等」 を に ょ り当 該 法 人 に、 当

該 合併法人等」 を「当該法人」 に改め、 同項を同条第八項とし、 同条第十一 項中  $\overline{\phantom{a}}$ 次項及び第十四 項」

を 「から第十一 項まで」に、 「第五項、 第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に

改 め、 第四 十二条の十一 第五項」 を削 り、 同項 を 同 条第九項とし、 同条第十二項中 「適格合併等が行

わ れ た を 「前 項  $\mathcal{O}$ 法 人を合併法 人とする適 格 合併 が 行 わ れ た場 合又は当該 法人との 間 に 完全: 支配 関 係 が

あ る他 0 法 人で当該法 人が 発行 済株式若しくは出資 の全部若 しくは 部を有するも 0)  $\mathcal{O}$ 残余財 産 が 確 定 L

該 該 又 た」に、 適 は 他 |格合併等 当該残余財  $\mathcal{O}$ 法 人 適 (以下この Ò 格合併等 日 産の確 を に 定 項 「当該被合併法人等の当該適格合併  $\mathcal{O}$ に 係る被合併 日 お 1 の翌日」に改め、 て 一被 法 合併 人等 法 0) 当該 人 等」 適 という。 次項にお 格 合併 等 の 日 いて同  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 又は当該残余財産 当 ľ を 該 適 適 を削り、 格 合併 格合併  $\mathcal{O}$ に係 0 日 「当該被合併 確定の 前 る被合併 七 年 日 以 内 の翌日」 法 12 法 人 等 人又 開 始 に、 の当 は 当

え、 +匹 除 他 別 若 併 五 項 帰 0 適  $\mathcal{O}$ Š 格 中 法 項 属 日 中 これ 当 税 は 合併等に係る合併法人等 人の発行済株式  $\mathcal{O}$ 第十 該 額」 属 「第 に、 合併 す に当該法人の る連 0) 五. 下に 法 項、 項」 第十 結 人等」 を 事 第二十七 業 又は出資 兀 **当** 不年度若 第 を 有する当該他 項」 該 九 当 項」 他 を 項又は第二十八項」 該法 の当  $\mathcal{O}$ L 次 (当該他の法 に、 < 法 該 項 人 人に は 事業年 の法 適格合併等 「第十二 に改 株主等が に 人の株式 改 度又 め、 人が有する自己の株式又は出資を除く。 め、 項」 が 二 を 同 は  $\mathcal{O}$ 当 を 以 当 又は 項 日 「第二十二項又は第二十三項」 を同 該 上ある 該 0 「前 出資 属す 前 残 項」 余 条第十項とし、 七 る連 場 年 財 の数又は 一合に に 内 産 改 結事業年 連  $\mathcal{O}$ め、 結 確 は 事 定 金額を乗じて計算 当 業年 同  $\mathcal{O}$ 該 項 同 度 日 .条第. 度に 又は」 を同 控除  $\mathcal{O}$ 꺞 条第十 十三項 未 お 日 を に改め、  $\mathcal{O}$ 済 1 個 て 属 法 を削 生じ す 0 L 别 項 た 総 る連 人の当 帰 とし、 金 た 控 り、 数 属 額) 又は 結 税 第 該 同 除 事 額 <del>,</del>業 匹 同 条第 総 を当 適 未 十 二 条第 を加 額 済 年 格 + 度 合 で 該 個

間 に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若 しくは一 部を有 するも  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 残余財 産が 確定した」に、 「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等 0) 日 を 「適格合併 に係

る被合併 法人又は当該他 の法・ 人 (以下この項において 「被合併法人等」という。) の当 該 適格合併  $\mathcal{O}$ 日 前

七 年 以 内 に 開 始 Ļ 又は 当該 残 余財 産  $\mathcal{O}$ 確 定  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 翌. 日 に、 「第十八項」 を 次 項」 に、 「当該 被合併

法 人 等  $\mathcal{O}$ 当 該 適 格 合併 等  $\mathcal{O}$ 日 を 「当該 被 合併 法 人 等  $\mathcal{O}$ 当 該 適 格 合併  $\mathcal{O}$ 日 又 は **当** 該 残 余 財 産  $\mathcal{O}$ 確 定  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 

翌 月 に、 適 格 合併等 に係 る合併法 人等 0 当 該 適 格 合併 等  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す る 事 業年 度 又は」 を 法 人  $\mathcal{O}$ 当 該

度若しくは」に改め、 「当該 前七年内事業年度に係る控除未済還付法 人税額」 の 下 に \_ (当該他 の法. 人に

度又は当該残余財産

 $\mathcal{O}$ 

確定の

日

0

翌.

日

0

属す

る事

業

年

適

格合併

 $\mathcal{O}$ 

日

の属する事

業年度若しくは連結事業年

株主等が二以 Ĺ あ る場 合には、 当該 於控除· 未済還付 法 人税額を当該 他 の法 人の 発行 済 株式 又は 出資 (当: 該 他

 $\mathcal{O}$ 法 人 が 有す る自  $\exists$ 0 株 式 又 は 出 資を除る <  $\mathcal{O}$ 総 数 又は 総 額 で除り し、 これ に当該 法 人 0 有 す る当該 他 0

法 人  $\mathcal{O}$ 株 式 又は 出 資 0) 数 又は 金額を乗じて計算 L た 金 額) を加え、 「当該 K合併法: . 人等」 を 「当該 法 人

合併 が 改 を に 行われた」 L 改 該適格合併等の日」 該 たし あ 又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、 「から第十七項まで」に、 適 「第十六項」 る め、 他  $\mathcal{O}$ に、 格 の法 日 他 同  $\mathcal{O}$ 合併等に係る合併法 の法人で当該法 を 第四十二条の十一第五項」を削り、 人 属 項を同条第十三項とし、 はする連ば 適格な 「前項の法 (以下この を 合併 前 結 を 等 事 項」 に係 業年度若 項において 人が 人を合併法人とする適格合併が行わ 「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産 に改 発行済 人等の当該適 る被合併法 「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に め、 Ü Š 株式若しくは出 同条第十七項を削 同項を同 「被合併法人等」 は 人等 事 業 格合併等 の当該 年 条第十 一度又は 同項を同条第十五項とし、 \_\_ 資  $\mathcal{O}$ 適 匹 次項において同じ」を削り、 当該 という。 b) 日 格合併等 の全部若 項とし、  $\mathcal{O}$ 残余財 属 同条第十八項中 する連結事業年 れた場合又は当該法人との間 0 L 同条第十九 くは の当該適格合併 日 産  $\mathcal{O}$ を 確 一部を有するも 定 適 同条第二十項中 項  $\mathcal{O}$ 「第十五 格合併 中 度又は」 日 0 캪 0 日 項 に係 0 次項及び第二十二項」 日 「当該被合併法 を 確 前  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 定の を 七 0 属 る被 法 でする 年 残 に完全支配関係 「適格合併等が 「第十二項」に 以内 合 人の 日 余 連 併 財 0 当該 翌日」 に 結 産 法 人 等 開 事 人 が 業 適 始 又は 確 に 格  $\mathcal{O}$ 定 年 L

度若しくは」

に、

「第二十二項」を

「次項」

に改め、

「当該

前七

年内

]連結事

業年度に係る控除

未済

個

別

帰

二十七 第二十 三号」 とし、 中 第 同 属 を加え、 額で除し、 百二条第 九 一項」 項 条第二十二項中 該 還 づ付 他 を 应 第 項 を 税 同条第二十三項中  $\mathcal{O}$ 額 中 項 匹 一項若しくは第百三条第一 を削り、 法 前 「第十二項及び 「当該合併法人等」 これ 及び 人の 項又は第 第 条第二項第四号」 0 下に 発行 第二十八項」 に当該法人の有する当該他 五. 項、 「第十 「第三百二十一条の八第二十五項」 五. 済 第二十 項」 株 (当該 水式又は -九項」 第十五 「第六 を を を 兀 他 「又は第四項」 に改 を 項 項」 項 出資 0 「第十. 「当該法人」 法 「第十五項」に、 項」 に改 を め、 を 人には (当該 九項及び第二十三項」 「 第 「第 を削 め、 株主等が二以 同 項 (T) + 五. 他 り、 を同 に改め、 法 項」に、 に改め、 九  $\mathcal{O}$ 同 項」 人の株 法 項 を同 同項を同条第二十項とし、 条第十九項とし、 人が に を「第三百二十一条の八第二十項」に改 同 改 条第十八項とし、 第二十項」 同項を同 式又は出資 有する自 上ある場合には、 「第十一項」 |項を同な め、 に改 同 項 己 条第二十三項とし、 条第十六項とし、 を を同 め、 の数又は  $\mathcal{O}$ を 同 株 前 同項 条第二十二項とし、 条第二十五項中 式 「第九 当該 同 項 又 を同条第二十一 条第二十 金 は に改り Y控除· 同条第二十六項中 項」に、 額を乗じて計算し 出資を除 同条第二十一項を削 め、 未 済個 匝 同条第二十 項 同 若 第十五 中 項 別 を同 帰 項とし、 しく 同 前  $\mathcal{O}$ 属 条第二十 九項中 め、 た 還 は 条 項 総 「第五 条第十七 第 反 付付 第 金額)」 数 同 び第 百 又 税 八項 項、 兀 項 は 額 第 条 第 + 項 総 を

項」 三 十 一 四 十 一 限 第五 特 十六項」 法 律」に、 項を同条 第二十六項とし、 十項とし、 律 例等に関する法律」を 項」に、 る。 に改 項 項中 を 項又は第四十四項」を 同 第二十 め、 を 租 「第四十六項」 を削 同条第三十六 法第百二条第 「第 四· 「第五 税 同 第七十四条第一項、 条約 九項とし、 項 り、 項、 を同り + -同条第三十二項を同条第二十七項とし、 等 同 項」 項  $\mathcal{O}$ 第二十七項又は第二十八項」を 条第二十八項とし、 ) 項 中 実 を「第四十一 「租 を同 一項 に改い 施 同条第三十五項中 に 税条約等の実施に伴う所得税法、 条第二十 「第三十六項又は第三十九項」に改め、 の規定によって法 め、 · 伴 う 租 税 /所得 条約 第百二条第一項若しくは第百四条第一項」を 同 三項を同条第三十一項とし、 項」に、 四項とし、 税  $\mathcal{O}$ 実施 法、 同 条第三十 租 法 「第三十七項」を 人 税 に伴う所得税 同 人税 税 条約の実施 条第三十 に係る申告 匹 法 「第二十二項又は第二十三項」に改め、 及 項 中 び 同条第三十三項中 法、 ·項 中 地 「第三十一項」 I書を提っ 方 法人税法及び地方税 に伴う所得税 同条第三十 税 法人税法及び 「第三十二項」に改め、 「第四 法 同項を同条第二十五項とし、 出する義務  $\mathcal{O}$ 特 + 例 ·項 」 -七項中 等 法、 を「第二十六項」 「第三十一項」 を 地方 に関 法 が 「若しくは第七 税 する法 法 第三十五項」 ある法 人税法 「第三十五項」 法 0 特例等  $\mathcal{O}$ (律) 特 同項 及び 人に を 例 に、 等に を に に 係 地 同 「第二十六 十四四 いるも 関 に、 項 同 方 改 関 する法 同 を を同 条 税 「 第 する 第三 法 条第 のに 「 第 「 第 条 兀 同  $\mathcal{O}$ 

十項中 項」を 三十九項」に、 書 日 合併による解散を除き、 項及び第三十六項」を「第三十項及び第三十一項」に、 同条第三十九項中「第二十九項」を「第二十四項」に、 第三十五項」を「第三十項」に、 三十項」に、 第四  $\bigcup_{i=1}^{n}$ (合併による解散 十 を「につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、 「第四十二項」に、 「第百三十四条の二第一項」を 兀 項 「第四十六項」 を 「第三十項」を 「第三十九項」 の場合には、その合併の日の前日)の属する事業年度の法人の道府県民税の 法人税法第十条の三第一項に 「第三十項」を を 「第二十五項」 「第四十一項」 に改め、 「第三十六項」を「第三十一項」に改め、 「第百三十五条第一 同 「第二十五項」 『項を同り に改め、 に改め、 条第三十五項とし、 規定する場合を含む。 「第三十七項」を「第三十二項」に、 同項に次の各号を加える。 「第三十一項」を「第二十六項」に、 同項を同条第三十二項とし、 当該各号に定める」に、 に改め、 項」に、 同項を同条第三十四項とし、 「第四十二項」を 同 条第四 ) をしたときは 同項を同条第三十三項とし、 + - 一項中 「第四十四項」 同条第三十八項中 「第三十七項」に、 が 当 解 「第三十五 「第四十七 確 該 同 散 を 条第四 定 解 適 申告 散 「 第 格  $\mathcal{O}$ 

残余財 産 が 確定したこと その残余財産の確定の 日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申

告書

 $\mathcal{O}$ 

提出

期限

- 合併による解散 (適 格 合併による解散を除く。 をしたこと その合併の日 の前日 「の属 する事 業年
- 度 0 法 人  $\mathcal{O}$ 道 府県 民 税  $\mathcal{O}$ 確 定申 告 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限
- $\equiv$ 破産手続開始 の決定による解散をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人
- の道府県民税の確定申告書の提出期限
- 兀 普 通法 人又は協 同 組合等が 法 人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこ
- لح そ 0 該当することとなつた日 。 の 前 日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度の 法人の道府県民税  $\mathcal{O}$ 確定申告書 の提出 出期

限

第五十三条第四十一 項を同条第三十六項とし、 同条第四十二項中 「第四十 四項」を「第三十 九 項」 に、

「第三十項」を「第二十五項」に改め、 同項第一号中「会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 又は

金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (平成八年法律第九十五号) の規定による」 を削 り、 同 項第

二号中 「民事 · 再生法 平 成十一 年法律第二百二十五号) の規定による」 を削 り、 同 |項を同 条第三十 七項と

同 条第四 十三項を同 条第三十八項とし、 同条第 匹 十四四 項 を同 条第三十九 項とし、 同 条第四 + 五. 項中

第三十一 項」 を「第二十六項」 に改め、 第百二条第一 項 (同 法第 百十 九条の規定の適用があ る場合に

四十七三 限 条第四十九項とし、同条第五十五項を同条第五十項とし、 十一項」 十六項」 項とし、 同 同条第五 る。 ) 条第四 「項中「第三十五項又は第三十六項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、 同条第四十八項中「第三十一項」を「第二十六項」に、 十六項とし、 十項中 同 若しくは第百 を「第四十五項若しくは第四十六項」に改め、 を「第四十一項」に改め、 条第四十六項中「第三十三項」を 「第五 同 十四四 四条第一 **E**条第五 [項] を 項」 十二項を同 「第四十九項」に改め、 を削 同項を同条第四十三項とし、 り、 条第四十七 「第二十八項」 「第三十三項」 項とし、 同 同条第五十六項を同条第五十一項とし、 三項を同条第四十八項とし、 同 に改め、 を「第二十八項」に改め、 項を同 同 「第四十五項」を「第四十項」に、 条第五十三項中 同条第四十九項を同条第四十四項とし、 条第四十五項とし、 同項 を同 条第四十一 「第五 同項を同 同条第五 + 同 同項を同条第四十 -項若し 条第五 項とし、 条第四十二項 + 应 十一項を 同条第 項 は 同 「第四 を 第五 条第 同

五. 十七項中「第三十二項」を「第二十七項」に改め、 同項を同条第五十二項とする。

第五十三条の二中 第五項又は第二十七項」を 「又は第二十二項」に改める。

第五 十四条第 項 中 同 条第二十七項」 を 同 条第二十二項」 に改める。

第五 十五条第二 一項中 第五 項又は第二十四項」を「又は第十 -九項」 に改め、 同条第五 項中 「第五十三

条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に改める。

に、 第五十五条の二第一項中 「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、 「締約国」 の 下 に 「又は 締約者」 を加え、 「条約相手国」を 「第五十三条第二十八 「条約相 手国等」

項」を「第五十三条第二十三項」に改める。

第五十五条の三第一項中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に改

める。

第五 十五五 条の四第一項中 「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に、 「条約相手国」 を

「条約相手国等」に改める。

第五十六条第二項中「、 第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、 「同条第二十八項」を「同条

第二十三項」に、  $\overline{\phantom{a}}$ 第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、 同条第三項中 第五項又は第二十

四項」を「又は第十九項」に改める。

第五十七条第二項中 「第五· 十三条第五項 の規定によつて申告納付する法 人税割にあつては、 法人の解散

 $\mathcal{O}$ 日 の属する事業年度又は連結事業年度。 以下本項」 を「以下この項」に改める。

第六十二条第

第六十三条第二項中 清算所得」 及び 解散 の日」を削り、 「本項」を「この項」 に改める。

第六十四条第一項中  $\overline{\phantom{a}}$ 第五項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に、 「同条第二十七項」

を「同条第二十二項」に、 第五項又は第二十四項の納期限」を「又は第十九項の納期限」に改め、 同

項第一号及び第二号中「、 第五項又は第二十四項」を 「又は第十九項」に改め、 同 項第三号中 「第五十三

条第二十七項」 を 「第五十三条第二十二項」に、 「同条第二十八項」を 「同条第二十三項」に改 かめ、 同条

第二項中 第五 並項又は 第二十四項」を「又は第十九項」 に、 「同条第二十七項」 を 「同条第二十二項」

に、 「第五十三条第二十八項」を「第五十三条第二十三項」に改める。

第六十五条の二第一項及び第七十一条の二十六第一項中 「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二

十六項」 に、 「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、 「同条第四十六項」を 「同条第四十一項」に改

める。

第七十二条第三号中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の二第二項中 第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項」を「又は第三項

」に改める。

第七十二条の二の二第八項の表中「、第七十二条の五の二、 第七十二条の六」、 第六項」 及び 「第

二十九項、第七十二条の二十四の八並びに」を削る。

第七十二条の三第三項中「、 各連結事業年度」を「及び各連結事業年度」に改め、 「及び清算所得の金

額」を削る。

第七十二条の五の二を削る。

第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六 削除

第七十二条の七第二項中「本項、第七十二条の十三第八項及び第十七項並びに」を「この項及び」に、

「本項及び」を「この項及び」に改める。

第七十二条の十二第一号ハ中「及び清算所得」を削る。

第七十二条の十三第六項中 「法人 (第七十二条の五第一 項各号に掲げる法人、 人格の な い社団等及び外

国法人を除く。 次項及び第八項において同じ。)」 を「法人税法第十四条第一項第一号に規定する内国法

条第十 項、 ま 了 該 七 ら第二十項まで及び第二十二項か 玉 及び第十三項」 十二項、 十四条第一項第三号」に、 項中 で 法 . D 他 同 に、 項 日までの期間とする。)」 人の加入日の属する事業年 第七十二条の二十四の十第三項」  $\mathcal{O}$ を 内 に改め、 兀 「第十六項」を「第十五項」に改め、 項中 同 国 第二十五項」 「第十六項及び第二十項、 法 条第九項とし、 人 「第二条第十二号の七の五」 を が同法 同項を同条第十三項とし、 を 第十二項及び第二十八項」 第十五条 「第十一項、 「第十一項」を「第十項」に改め、 同条第十 度の の二第二項 を削り、 ら第二十 翌事業年度開始 第七十二条の二十四 に改め、 第二十三項、 項 中 同項を同条第十一項とし、 を 同条第十五 0 五. 「完全支配関係をいう」を 項まで」 同条第八項を削り、 規定の適用を受ける場合には、 「第二条第十二号の七の七」に、  $\neg$ に改 (第十五項に規定する場合を除く。 第二十八項」に、 の日からその開 を 項中 め、 の十第二項及び第三項」を 「 か 同 「解散をした」 ら第十八項まで及び第二十 項 を同 同項を同条第八項とし、 同条第九項中「第十四 始 同条第十三項を同条第十二項とし、 条第十項とし、 の日 「政令で定め 「第十三項」を を の属する連結親法 これら 破 産 手続開 る関 (T) 同 第十六項、 「第十五項及び \_ . 条第 期 「第十二項」 同条第十項中 [条第四号] 項 間 係 を削 始 か に限 は、 人事  $\mathcal{O}$ ら第二十三項 当 項中 る 決定を受け 第十八項か 該 業年度終 を に改め 第 同 他 条 十八  $\mathcal{O}$ 「 第 (当 「 第 同 内 第

た」に、 解散 in の 目 を 「破産 手続開始 の決定の日」 に改め、 同 「項を同条第十四項とし、 同 条第十六項中

「解散をした」 を 「解散 又は 残余財産 が 確定した」 に改り め、 前 日 の 下 に 「又は残余財 産  $\mathcal{O}$ 確 定  $\mathcal{O}$ 

日」を加え、 同 頃を同条第十五項とし、 同条第十七項を削り、 同条第十八項中 「第十四条第十三号」を

第十四条第一項第十一号」に改め、 連結法人」の下に「 (同法第二条第十二号の七の四に規定する連

結法人をいう。 以下この節において同じ。)」 を加え、 同項を同条第十六項とし、 同条第十九項 な同 条第

十七項とし、 同条第二十項から第二十七項までを二項ずつ繰 り上げ、 同条第二十八項中 「場合」 0) 下 に

(第十五 項に規定する場合を除く。)」 を加え、 同項を同 一条第二十六項とし、 同条第二十九項中 清 算 中

の法人 (第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、 人格のない社団等及び外国法人を除く。 第七 十二条  $\mathcal{O}$ 

二十三第六項、第七十二条の二十四の九及び第七十二条の二十九から第七十二条の三十一までにおいて同

を 「法人税法第十四条第一項第二十二号に規定する清算中の内国法人」 に改め、 同項を同条第二

十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28 法 人 税法 第四条の二に規定 でする 他  $\mathcal{O}$ 内 国法 人が、 第十 項又は第十二項に規定する場合に該当するこ

ととなった場合 (第十三項又は第十六項に掲げる場合にも該当することとなつた場合を除く。) にお 1

て、 同法第十四条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により同 項に規定する書類を同 項に規定する納 税地  $\overline{\mathcal{O}}$ 所轄税務署長 に提

出 したときは、 次の各号に掲げる場合の 区分に応じ当該各号に定めるところによ る。

当該加入日 (第十一項に規定する加入日又は第十二項に規定する加入日をいう。 以下この項にお 1

て同じ。) から当該加入日の前日の属する法人税法第十四条第二項第一号に規定する月次決算期間

以下この号において 「月次決算期間」という。) の末日まで継続して当該他の内国法人と連結親法 人

又は第十二項に規定する内国法 人との間 に当該連結親法 人又は内国法 人による完全支配 関 係 が あ る場

合 第一 項及び第十一 項又は 第十二項 0 規定に カゝ カゝ わらず、 こ の 節 0) 適用につい ては、 次に · 掲 げ る場

合の区分に応じ、 それぞれ次に定める期 間 を、 当 該 他 の内国 法 人の事 業年度とみなす。

イ 第十一項に掲げる場合に該当することとなつた場合 当該加入日 の前日の属する事業年度開 始  $\mathcal{O}$ 

日 から当該前 日 0) 属する月次決算期間の末日までの期間及び当該末日の翌日から当該翌日 :の属: する

連結親法人事業年度終了の日までの期間

口 第十二項に掲 げ る場合に該当することとなつた場合に お いて、 法人税法第四条の二の 承認を受け

たとき 当該. 加入日 (T) 前 日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度開 始の 日 から当該前 日 (T) 属する月次決算期 間  $\mathcal{O}$ 末 日ま

での 期 間 及び当該 末 日 の翌日 か 7ら当 該翌日 の属 する連結 申 請特例 年 度終了 0 日 (当該翌 日 が 連 結 申

請 特 例 年 度終 了  $\mathcal{O}$ 日 後 で ある場合に は、 当該 連 結申 請 特 例 年度終 了  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ <u> </u> 日 0) 属 でする 連 結 親 法 人

事業年度終了の日)までの期間

ハ 第十二項に掲げる場合に該当することとなつた場合において、 法人税法第四条の三第一 項の申 請

が 却下されたとき 当該. 加入日 の前 日 の属する事業年度開始の日 か ら当該 前 日 . (T) 属する月次決算 期

間 の末 日 まで  $\mathcal{O}$ 期間 (以 下 . ハ に お *(* ) 7 加加 入前 期間」 という。 当該 末 日 0 <u></u> 갖 日 カン ら当該 翌日  $\mathcal{O}$ 

属 する 連 結 申 請 特 例 年 度終了  $\mathcal{O}$ 日 ま で 0 期 間 及びその 終了  $\mathcal{O}$ 日 0 翌. 日 か . ら当 該 <u>푚</u> 日  $\mathcal{O}$ 属 す Ź 事 業 年

度終了 Ò 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期間 当 該 末 日 0 翌 日 が連 結 申 請 特 例 年 度 終 了 Ò 日 後である る場合には、 加 入前 期

間 及び当該末日 0 翌日から当該翌日  $\mathcal{O}$ 属する事業年度終了  $\mathcal{O}$ 日ま で  $\mathcal{O}$ 期 間

前号に掲げる場合以外の場合 第十一 項又は第十二項の規定は、 適 用 しな

第七十二条の十三第三十項中 「第二十六項」 を 「第二十四項」 に改め、 同 『項を同り 条第二十九項とする。

第七十二条の十八ただし 書中 「第八十一条の九の二」 を 「第八十一 条 Ď 十 に改 んめる。 の

第七十二条の二十一第一項中 「による」 を「と、 当該事業年 度前  $\mathcal{O}$ 各事 業年度 (以下この項に お 1 て

中 過 金 去事 の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする」に改め、 額 0 合計 業年度」 額を控除 という。 した金額 の第一号に掲げる金額 に、 当該 事 業年 度中の第 の合計 一号に掲げ 額から過 る金額を加算し、 去事業年度の第二号及び第三号に掲げる 「ついては」の下に これか . ら当 第三項 該 事 業 に規 年 度

定する場合を除き」を加え、

同項に次の各号を加える。

余金 より資本金とし、 平成二十二年四月一日以後に、 剰 余金として計 (同 法第四 百 又は同じ 上 四十七条又は し たも 法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準 のを除き、 第四 会社法 百 総務省令で定め 匹 十八条 (平成十七年法律第八十六号) (T) 規 定により る ŧ 0 に限 資本金 る。 0 額 公以は資-を同 第四百四十六条に規定する剰 法 備 第四 本準 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 備 百 五. 金 の全部若 + 0 額 条 らを減.  $\mathcal{O}$ 規 しくは 定 少し に

部を資本金とした金額

う。 法 産を交付したものを除く。) 律 平成十三年四月一  $\mathcal{O}$ 整 第六十四条 備 等に関  $\mathcal{O}$ する法律 規定による改正前 日から平成十八年四月三十日までの間に、 (平成十七 による資本の欠損 の商法 年法律第 (以下この号において 八十七号。 のてん補 に充てた金額 以下この号に 資本又は出資の減少 旧 並 お 商法」という。 びに会社法 ζ) て 「会社 0 (金銭その他 施 法整 行に伴う関係 第二百八十 備 法 とい の資

九条第一項及び第二項 (これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃 止 前  $\mathcal{O}$ 有限会社法 (昭 和

十三年法律第七十四号。 以下この号において「旧有限会社法」 という。) 第四十六条におい . T 準用: す

らの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。)に規定する資本の欠損のてん補 る場合を含む。)に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九条第一項及び第二項第二号(これ

## に充てた金額

 $\equiv$ 平成十八年五 月 日以後に、 会社法第四百四十六条に規定する剰余金 (同法第四 百四十七条又は第

兀 百 兀 十八 条の規定により資本 金 の 額 又は資本準備 金の額を減少し、 剰余金として計上し たもの で総

務省令で定めるも のに限る。 を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失のてん補 に

## 充てた金額

第七十二条の二十一第二項中 「連結個別資本金等の額」を「減算した金額との合計額」に改め、 同条第

五項を同条第七項とし、 同条第四項を同条第六項とし、 同条第三項を同条第五項とし、 同条第二項の次に

## 次の二項を加える。

3 連結 子法人が事業年度の中途において解散をした場合 (破産手続開始の決定を受けた場合を除く。

は、 の当 を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、 該事業年度に 減 算し た金額との お ける第 合計 項 額に (T) 規定 連 結事 0 業年 適 用 度開 については、 始  $\mathcal{O}$ 日 カン 同 5 解 項 中 散  $\mathcal{O}$ 減 日 暦に従い 算 ま で Ü た金額  $\mathcal{O}$ 計算し、 期 間 との 0 月 合計 数を乗じて 月に満たないと 額 とあ 得 た る 額  $\overline{\mathcal{O}}$ 

きは一月とし、

一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 この 適 日 用 清 カン 場合に 5 に 算 連 0 中 7 結 . (T) お 事 7 連結子法 業年 ける月数は、 は 度終 同 項 人が事業年度の中 中 了  $\mathcal{O}$ 減 暦 日 算 に従い計算し、 ま で Ü  $\mathcal{O}$ た金額との合計 期 間 途において継  $\mathcal{O}$ 月 一月に満たないときは一月とし、 数を乗じて得た額を十二で除して計 額 続した場合の当該事業年度における第一 とあ るの は、 「減算 した金 算 月に満たない 額との合計 Ü た金額」 項 額  $\widehat{\mathcal{O}}$ 端数を生 とする。 12 規 継 定 続  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

項、 五. 十八条第四 第七十二条の二十三第一項ただし書中 第 五. + 七 項及び第五 条の二第 辺 項、 項、 第五 第八十一 + 八条第三項、 条の 「第五十七条第八項から第十項まで、 九並びに第八十一 第六十二条 条の  $\bigcirc$ 五. 第 九 の 二 五. 項、 第八十 を 「第五 第五十七条の二第三項、 条の 十七条第七 九 並 び に 項及び第八 !第八· + 第

じたときは切り捨てる。

条

 $\mathcal{O}$ 

+

に改め、

同条第三項中

「第六項から第十項まで」

を

「第五

項から第八項まで」

に、

「第三項」

を

第四 項」 に、 第四 項 及び第五 項」 を「第三項」 に改 め、 同 条第五項及び第六項を削 る。

第七十二条の二十 匝  $\mathcal{O}$ 四中 及び 清算 所 得 を削 る。

第七十二条の二十四の六中 清算所得」 を削 る。

第七十二条の二十四の七第一項第一 号ハ中 「又は清算所得」 を削り、 同号ハの表中 「及び清算所得」を

削 り、 同 項第二号中 「又は清算 所得」 を削 り、 同号の 表中 「及び 清算所得」 を削 り、 同 項第三号中 「又は

清 算所 得」 を削 り、 同 号 0 表 中 及 父び清算で ;所得] を削 り、 同 条第三項第一 号ハ、 第二号及び第三号中 及

で を削 り、 「千万円 以上のも <u>の</u> を 千 万円以上 一の法 人 に改 め、 法 人が 業所を設 解 散 をし た場合に お け る清

び

清算

所

得

を

削

り、

同

条第

六

項

单

三以

上

 $\mathcal{O}$ 

道

府

県

に

お

1

て

事

務

所

又

は

事

け

て事

業を

行

う法

人

算所得 及び「を含む。)」 を削り、 「その 解 散 を 解 散 に改める。

第七十二条の二十四 の八中 「各事 業年 度 0 付加 価 値 額、 資 本 金等の 額、 所得又は収入金額 (第七 十二条

 $\mathcal{O}$ 五. 第 項各号に掲げる法人、 人格  $\mathcal{O}$ ない 社 団等及び外国法 人以外 の法 人  $\mathcal{O}$ 清算 中 ・の各事 業年 度 0 付 加 価

値 額、 資 本 金 等  $\mathcal{O}$ 額 所得又 は 収 入 金 額を除く。 を 課税標準 とするも 0 に あ 0 7 は 及び 法 人 が 解

散 をし た 場 一合に お け Ś 清 算所得 (第七十二条の五第 項各号に掲げる法人、 人 格  $\mathcal{O}$ ない 社団 等 及び 外 玉 法

人以 外の法・ . 人 の 清算中 の各事業年度の付 加 価 値 額、 資本金等の 額、 所得又は収入金額を含む。 を課 税標

準とするものにあつては解散の日現在における税率」を削る。

第七十二条の二十四の九を次のように改める。

第七十二条の二十四の九 削除

第七十二条の二十四の十第二項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二

条の二十九」に、 「解散 (適格合併による解散を除き、 法人税法第十条の三第一 項に規定する場合を含む

をしたとき」を「次項各号」に改め、 「当該解散をしたとき又は」 を削 り、 同 条第三 項中 日  $\mathcal{O}$ す

五. 第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に、「が同項に規定する解散をした場合にお いて は、

度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八」を「日

の属する事業年

度の第七十二条の二十

る事

業年

当該 解散 の 日 (合併による解散の場合には、その合併の日の前 日 の属する事業年度の第七十二条の二十

五. 又は第七十二条の二十八の規定による申告書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限 を「につき次の各号に掲げる事実が生じたと

きは、 当該各号に定め る提出 期 限 に改め、 同 .項に. 次の各号を加える。

残余財産が 確定したこと その残余財産  $\mathcal{O}$ 確 定  $\mathcal{O}$ 日 の 属 する事業年度の第七十二条の二十九の規定

## による申告書の提出期限

度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書 合併に よる解説 散 (適格: 合併による解散を除く。) をしたこと その合併 の提出 0 期限 日 の前 日 の属する事業年

 $\equiv$ 破産手続開始の決定による解散をしたこと その破産手続開始 の決定の 日の属する事業年度の 第七

十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書 の提 出 期 限

兀 法 人税法第二条第九号に規定する普 通法 人 又 は 同 条第七号に規定する協同 組 合等が 同条第六号に規

定す る公益法 人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日  $\mathcal{O}$ 前 日  $\mathcal{O}$ 属 す る事 業 年

度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書 の提 出 期

限

第七十二条の二十四の十第四項第一号中 「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律

 $\mathcal{O}$ 規定による」 を削 り、 同項第一 二号中 民 事 再生法 0 規定による」 を削 る。

第七十二条の二十四  $\mathcal{O}$ <del>十</del> 一 第 項 中 「 租 税 条約  $\mathcal{O}$ 実 施 に 伴う所得税法、 法 人税法 及び 地 方 税 法  $\mathcal{O}$ 特 例 等

に 関する法律」 を 租 税条約等の実施 に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律」 に

つて納付すべ き事 業税 額 又は第七十二条の二十九の規定によ つて納付すべ き事業税 額」 に 改 8

第七十二条の二十五第一項中 「事業を行う法人」の下に「(清算中の法人を除く。以下この条、 次条及

び第七十二条の二十八において同じ。)」を加える。

第七十二条の二十九第一項中  $\neg$ (当該 期 間 内に残る 余財 産 の最 後の分配 又は引渡 しが行われるときは、 そ

 $\mathcal{O}$ 行 わ れ る日 0 前 日まで) を削 り、 同 項 ただし書 を 削 ŋ 同 条第二項中 「第七十二条の二十 五 第 八 項 か

5 第十 項 つまで  $\mathcal{O}$ 規 定 んは、 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合に お 1 て 同 項 0 法 人 を 「第七・ 十二条の二十五 第二 項 カゝ 5 第 十 項

ま で、 第十四 項及び第十五項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定によつて法人がすべき申告納付 及び 同項の場合に お 1

て当該法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 清 算 中 . (T) 法人は、 その清算中に残余財 産 0 確 定 0 日 0 属する事業年度が終了した場合においては、 当

該 事 業 年 度  $\mathcal{O}$ 所得を解散をし てい な 7 法 人の 所得とみなして、 当該事業年 度につき第七十二条の十二、

第七十二条の二十三第 項、 第七十二条の二十四、 第七十二条の二十四 0 六又は第七十二条の二十四の

七 第 項から第三項までの規定により当 該 **下事業年** 度の所得及びこれに対する事 業税額を計算 そ の税

額 があるときは、 当該 事業年度終了の 日 か ら一月以内 (当該 期 間 内 に残余財産 の最後の分配 又は引渡

が · 行わ れるときは、 その 行 わ れる日 の前 日 [まで) に当該事業年度に係る所得割を事 務所又は事 業所所在

の道府県に申告納付しなければならない。

第七十二条の二十九第四項中 「第一項及び第二項」を「前各項」に改め、 同項を同条第五項とし、 同条

第三項の次に次の一項を加える。

4 第七十二条の二十五第八項から第十一項までの規定は、 前項 の場合にお いて同 ·項 の 法 人が事 務所又は

事 業所 所在 地 の道 府 県知 事 に 提 出 「 すべ き申告書に つ *(* \ て準 用 す رِ چ この 場合にお 1 て、 同 条第 八 項 中

付 加 価 値 額、 資 本 金 等 の額、 所得、 付 加 価 値割 額、 資本割 語及び 所得割 額 とあ るの は 「所得及び所得

割 額」、 「付加価 値額、 資本金等の額及び所得」 とあるのは 「所得」 と読み替えるものとする。

第七十二条の三十を次のように改める。

(連結子法人が 事業年度の中 途に お ١ ر て 解散 をした場合等の申告 の特例)

第七十二条の三十 連結 子法 人 が 事 業 年 ·度  $\mathcal{O}$ 中 <del>-</del> に お 7 7 解 散 をした場合 (破産手続開 始 の決定を受けた

場合を除く。) の当該事業年 度における前条第 項から第四項までの規定の適用 については、 同条第

対応す 項中  $\mathcal{O}$ 付 三まで、第七十二条の二十四の五」と、 分の」と、 第八項中 加 当該事業年  $\mathcal{O}$ 二十二まで」と、 あ 1 ては、 る は 加 価 場合において、 値割」 価 0 「当該 に 値 は る部分の」 当 額、 お 付付 付付 とあるのは 度の 事 該 いては、 「第七十二条の十二」 業年 資本 加 加 事 付 業年 価 価 「第七十二条の二十四」 と 度に 金等の 加加 同 値 値 当 該 · 条第 -度 割 額、 価 値額」 係  $\bigcirc$ 額」 「付加 「第七十二条 事 額、 八項中 る 資本金等の額」 業年 とある 付 と読み替えるものとする」 とあるのは 価 加 所得又は収 値割、 - 度の」 価 付 とあるのは 0 値 は 加 割 の二十まで」とあ とあるのは 資本割」と、 価 に とあるのは 資 値 入金額及びこれら」と、 「により当該 「当該事業年度の所得及びこれ」 とあるのは 本 額、 お 割、 いては、 「第七十二条の十二、第七十二条の十四 資本 所得割 「にお 同条第二項中 金 等 付付 とあ 事業年 るの 当 「第七十二条の二十四から第七十二条の二十 該 加価 又は 0 いては、 額、 事 る は 度の 収 業  $\mathcal{O}$ 値 「第七十二条の二十二まで」と、 所得、 入割」 年 額 は 当該 付加 度 当 「準用 「準用する。 と、  $\mathcal{O}$ と 価 付加 該事 解 事 値額、 散 する」と、 業 「付加 年度 とあるのは 価 同 業年度に係  $\mathcal{O}$ 条第 値 日 この場合において、 資本金等の額」 の解 割 以 価 額、 应 後 値 同 割 散 項  $\mathcal{O}$ 資本 中 カ る所得 条 期 額、  $\mathcal{O}$ 「当該事 間 ら第七 第三 日 準 資本 割 以 に 割 項 後 用 対 額 する。 業年 中 十二条 応 割 0 及び所得 こ 期 とある す 額」 に 間 度 兀 る 同 ょ 付 لح 0 0  $\mathcal{O}$ お 条 に 部 り

割額」 とあるのは 「所得及び所得割額」と、 「付加」 価値額、 資本金等の額及び所得」 とあるのは 「所得

」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」とする。

2 清算中の連結子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度においては、 当該事業年

度の開始の日から継続の日の前日までの期間に対応する部分の付加価値額、 所得又は収入金額を解

所得又は収入金額とみなして、第七十二条の二十五第一項、

第七十二条

の二十六第一 項又は第七十二条の二十八第一 項の 規定を適用する。

してい

ない法人の付

加価値額、

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二を次のように改める。

第七十二条の三十一及び第七十二条の三十二 削除

第七十二条の三十三第一項中「及び第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二

条の二十八及び第七十二条の二十九」に改め、 同条第二項中「から第七十二条の三十一まで」を「、 第七

十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九」に改め、  $\neg$ 清算所得」を削 り、 同 条第三

項中 「から第七十二条の三十一まで」を「、 第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二

+ 九 に改め、 「(清算所得については、 その算定 の期間。 次条第二項、第七十二条の三十九及び第七十

第七十二条の三十三の二第一項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二

条の二十九」に改め、 同条第二項中「から前条まで」を「、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、

第七十二条の二十九又は前条」に、「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改める。

第七十二条の三十四中 第七十二条の二十九第二項、第七十二条の三十第二項及び第七十二条の三十

第二項」を 「並びに第七十二条の二十九第二項及び第四 項」 に改める。

第七十二条の三十七第一項中 「第七十二条の三十一第一項」 を「第七十二条の二十九第一項若しくは第

三項」に改める。

第七十二条の三十八の見出しを「(法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪)」に改め、 同

条第一項中「、 第七十二条の二十九第一項又は第七十二条の三十第一項」を削る。

第七十二条の三十八の二第一項及び第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、 第七十二条の二十八又

は第七十二条の二十九」に改める。

第七十二条の三十九中「又は清算所得」を削る。

第七十二条の三十九の二第一 項 中 「締約国」 の 下 に 「又は締約者」 を加え、 「条約相手国」 を 「条約相

手 国等」に、 「第六十六条の 四第十六項第一号」を 「第六十六条の 四第十五項第一 号 に改め る

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一

号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中 「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第七十二条の 四十第一項第 一号中 「又は清算所得」 を削り、 同項第二号中 「又は第百二条から第百四条

まで」を削 り、 「これら」を「これ」に改め、 同項第三号中 「若しくは清算所得」 及び 「又は清算所得」

を削る。

第七十二条の四十一第一項中「、所得若しくは清算所得」を「若しくは所得」に改め、 同条第二項中

所得又は清算所得」を「又は所得」に改め、 同条第三項中「、 所得若しくは清算所得」を「若しくは所

得」に改め、 同条第四項中 「又は第七十二条の二十八」を「、 第七十二条の二十八又は第七十二条の二十

九」に改める。

第七十二条の四十一の二第四項中「又は第七十二条の二十八」を「、 第七十二条の二十八又は第七十二

第七十二条の四十一の五を削る。

第七十二条の四十三第四 ]項中 「事後設立」を「現物分配」に、 「をした一方の法人若しくは他方の法人

又はこれらの法人の株主等(株主又は合名会社、 合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の 出資者を

次に掲げる法人」に、 「当該 方 の 法人若しくは他方の法人又はこれらの法 人の株主等である法 人のの 行 為

(以下この項において

「合併等」という。)

に係る

いう。

以下この項において同じ。)である法人」を「

を 「そ の行為」 に、 「当該 方の 法 人若しくは 他 一方の法・ 人又はこれらの 法 人の 株 主等である法人の 課税

標準 額 を「その 法人の 課税標準額」に改め、 同項に次の各号を加える。

合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人

合併等により交付された株式を発行した法人 (前号に掲げる法人を除く。)

三 前二号に掲げる法 人の株主等 (株主又は合名会社、 合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の

出資者をいう。)である法人(前二号に掲げる法人を除く。)

第七十二条の四十四第一項中 「当該税額に係る中 間納付額を、 第七十二条の二十九又は第七十二条の三

書を提 間 + 条の三十一第一項」を . О 納 付額」 規定による申告書を提出 出しなかつたことによる決定の に改め、 同条第二項中「、 「又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改め、 した、 又は提出すべきであつた法人が第七十二条の三十一の規定による申告 第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二 場合には当該 税額に係る清算中 の予納額」を 同条第三項中 当該 税 額 に係 「若しく る中

第七十二条の 四十五 の 二 中 「第七十二条の二十八第二項」 の下に「又は第七十二条の二十九第二 項」 を

加える。

は清算所得」

を削る。

第七十二条の 四十六第一項中 「又は清算中の予納額」 を削り、 これらの税額」を「、 当該中間納付

額」に改める。

め、 を 項において同じ。) 第七十二条の四十八第一項中 同 条第四 第七十二条の二十六 項 第 」を削る。 号中 (第五項を除く。)、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九」に改 (解散 「から第七十二条の三十一まで(第七十二条の二十六第五項を除く。 をした法人にあつては、 解散の 日の属する事業年度。 以下この項及び次

第七十二条の五十九第一項に後段として次のように加える。

この場合に おいて、 政府 が 行政手続等に おける情 報 通 信 の技術の利用に関する法律第四条第 項の 規

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、 又は記録させるときは

情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定め

る基準に従つて行うものとする。

第七十三条の 四第一項中第三十六号を削り、 第三十七号を第三十六号とし、第三十八号を第三十七号と

する。

第七十三条の七第二号の四中 「会社更生法」 の下に「(平成十四年法律第百五十四号)」を加え、

以下」を「(平成八年法律第九十五号。以下」に改める。

第七十四条の五中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

第百十五条第一 項ただし書中 「地方独立行政法人法」 の下に「 (平成十五年法律第百十八号)」を加え

る。

第百五十一条の二中 (平成十四年法律第百五十一 号) を削る。

を 三第五 入すべき」を 第二百 「及び第七十条」に改め、 項、 九十二条第一 第九· 「帰せられる」に改め、 条の二第四 項第四号中 項及び第四十一条の十二第四 同項第四号の三イ中「支出すべき」を「帰せられる」に改め、 同項第四号の四中「、 第七十条及び第百条 頃に (租税: 第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十 お いて読み替えて適用する場合を含む。)」 特別措置法第三条 の三第五項、 同 号口中 第八条 収 O

五第五項」を

「又は第六十八条

の十四第五項」

に改める。

第五 め、 改 項第二号」に改め、 十二項の め、 第二百· 項」 同 表 同 項中 を 条第 第三百十二条第三項第一号の二の項中 九十四条の二第 「第四項」に改め、 五. 「第三百二十一条 項 0 同表第三百十二条第三項第二号の項を削り、 表第三百十二条第三項第 一項中 同表第三百二十一条の八第五項の項を削 の八第四十二項」を「第三百二十一条の八第三十七項」 「第三百二十一条の八第二十四項」 号及び 「第三百十二条第三項第一号の二」 第一 号の三の 同表第三百二十一条の八第一項の を 項中 「第三百二十一条の八第十九項」に り、 「第一号の三」 同表第三百二十一条の を「第三百十二条第三 に改め を 「第三号」に 項中 八第四 改 \_

十六項、 第三百十二条第三項第三号 第二十七項、 第二十九項及び第三十二項を除き、 中 解 散 の 下 に 「(合併による解 この節において同じ。 散を除く。 以下第三百二十一 を加え、 条 同号を同  $\mathcal{O}$ 八第二 項

第四号とし、 同項第二号を削 り、 同項第一号の三を同項第三号とし、 同項第一号の二を同項第二号とし、

同 条第四 項中 同 ]項第一 号の二」 を 「同項第二号」に、 「同項第一号の三」 を 同 項第三号」に改め、

同項第二号の均等割 額の算定期間」を削り、 「同項第三号」を 「同項第四号」に改め、 同条第五項中

第二号」を「第三号」に、「第三項第一号の二」を「第三項第二号」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号を次のように改める。

五. 前 年中 にイに規定する新生命保険料若しくは 旧生命保険料、 口に規定する介護医療保険料又は ハに

規定する新 個 人年 金保険料若しく は 旧 個 人年 金保 険料を支払つた所得割  $\mathcal{O}$ 納税義務 者 次  $\mathcal{O}$ 1 カゝ 5

までに掲げる場合 の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額の合計額 (当該合計額が七万円を

超える場合には、七万円)

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るも

のにあつては生存又は死亡に基因して一定額 の保険金、 共済金その他の給付金 (以下この号及び第

八項に お いて 「保険金等」という。)を支払うことを約する部分 (ハにお **\**\ 7 「生存」 死亡 部 分」と

1 う。 に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、 口に規定する介護医療保険料及びハ

に規定する新個 人年金保険料を除く。 以下イ及びロにお いて「新生命保険料」 という。) 又は旧生

命保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (ハに規定する旧個 人年金保険料その他政令で定め るも  $\overline{\mathcal{O}}$ 

を除く。 以下イにおいて 「旧生命保険料」という。)を支払つた場合 次に掲げる場合の区分に応

じそれぞれ次に定める金額

(1)新生命保険料を支払つた場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれ

ぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた新生命保険料の金額 の合計額 (同年中において新生命保険契約等に基づく

剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、 又は新生命保険契約等に基づき分配を受け る剰

余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、 当該剰

余金又は割戻金の額 (新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算

た金額に限る。 を控除した残額。 以下①及び③①において同じ。)が一万二千円以下である

場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場

合 万二千円と当該合計額から一万二千円を控除 した金額の二分の一に相当する金額との合

計額

(iii) 前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場

二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合

計額

(iv) 前年中に支払つた新生命保険料の金額 の合計額が五 万六千円を超える場合 二万八千円

(2)旧 生 命保険料を支払 つた場合 (3)に掲げる場合を除く。 次に掲げる場合の区分に応じそれ

ぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額(同年中において旧生命保険契約等に基づく

剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰

余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、 当 該 剰

余金又は割 戻 金 0) 額 旧 生命保険料に係る部分の金額 に限る。 を控除した残額。 以下(2)及び

(3) (ii) において同じ。) が一万五千円以下である場合 当該合計額

- (ii) 前 年中 に支払 つた 旧 生 命 保 険 料  $\mathcal{O}$ 金額 の合計 額 が 万五 千円を超え四 万円 以下である場合
- 万五 千 円と当該 合 計 額 か ら 一 万 五 千 円 を 控除 L た 金 額 の二分の に 相 当す Ź 金額との 合 計 額
- (iii) 前年中に支払つた旧 生命保険 料  $\mathcal{O}$ 金額 0 合計額が 匹 万 円を超え七万円以下である場合 二万

七 千五百円と当該合計 額 から四 万円を控除 した金額 の四 分の一に相当する金額との合計 額

- (iv) 前 年中 に支払つた旧 生命! 保険 料 (T) 金額 0 合計 額が 七 万円を超える場合 三万五千 円
- (3)新生 命 保 険 料 及び 旧 生 命 保険料 を支払 つた場合 その支払 つた次に掲 げる保険 料  $\mathcal{O}$ 区 分に応じ

それ へぞ れ 次 に 定  $\otimes$ る 金 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 **当** 該 合計 額 が二 万 八千四 円 を超 え てる場合 一合に は、 二万八千 岜

- (i) 合 新生  $\mathcal{O}$ 区分に応じそれぞれ(1) 命 保 険 料 前 年 中 12 (i)支 払 から つた新生 いまでに定める 命 保険 料 金  $\mathcal{O}$ 額 金 額  $\mathcal{O}$ 合計 額 *(*1) (i)カゝ らいまでに掲げる場
- (ii) 合  $\overline{\mathcal{O}}$ 旧 生 区分に応じそれぞれ②í) 命保険料 前 年中に支払 か 5 つた旧生命保険 (iv) までに定め る 料 金  $\mathcal{O}$ 額 金 額 の合計額の②(i)から(i)までに掲げる場
- 口 を支払つたことその他 介 護 医 療 保 険 契約等 0 に 政 · 係 る保険 令で定め 料 る事 又 は 掛 由 金 (第 (病 八項第二号及び第三号にお 院 又 は 診 療 所 に 入院 して第二号に規定する医療 ۲, て 「医療費等支払 事 費 由

という。) に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるも のに

限 るものとし、 新生命保険料を除 < 以 下 ロに において 「介護医療保険料」という。) を支払つた場

合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額

(1)

(同

.年中において介護医療保険契約等に基づ

く剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、 又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける

剰余金若 しくは割戻 しを受ける割 戻金をもつて介護医療保険料  $\mathcal{O}$ 払込みに充てた場合には 当 該

剰 余金又は割 戻金  $\mathcal{O}$ 額 (介護 医 療保険料に係 る部分  $\mathcal{O}$ 金額として政令で定めるところにより 計

L た金額に限る。 を控除した残額。 以下ロにおいて同じ。)が一万二千円以下である場合 当

該合計額

(2)前年中に支払つた介護医療保険料の金額 の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下であ る場

合 万二千円と当該合計 類から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計

額

(3)前年中に支払つた介護医療保険料の金額 の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場

合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計

額

- (4) 前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円
- ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金 (生存死亡部分に係るものに限る。 以下ハにお
- 1 7 「新個· 人年金保険料」という。) 又は旧 個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛 金 (その
- 者 の疾病又は身 体 :の傷害その他これらに類する事 由に基因して保険金等を支払う旨の特 約 が 付 され
- 料 という。)を支払つた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

て

7

る契約に

にあ

つては、

当該

特約

に係る保険料

又は掛金を除く。

以 下

-ハにお

いて

旧

個

人年金保険

(1) 新個人年金保険料を支払つた場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ

それぞれ次に定める金額

- (i) 前年中 に支払つた新個 人年金保険料の金額の合計額 (同年中に おいて新個 人年 金保険契約等
- に基づく剰余 金の分配若 しくは割 戻金 0 割戻しを受け、 又は新. 個 人年 金保険契約等に基づき分
- 配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個 人年金保険料の払込みに充てた

るところにより計算した金額に限る。) を控除した残額。 以下(1)及び(3)(1)において同じ。 ) が

一万二千円以下である場合 当該合計額

(ii) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下であ

る場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額と

の合計額

(iii) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下であ

る場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額と

の合計額

(iv) 前年中に支払つた新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円

(2)旧 個 人年金保険料を支払つた場合 (3)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ

それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払つた旧個人年金保険料の金額の合計額 (同年中において旧個人年金保険契約等

配を受け に基づく剰余金 る剰余金若しく の分配若 しくは は 割 戻しを受ける 割 戻 金  $\mathcal{O}$ 割 割戻金をも 戻しを受け、 0 又は て 旧 個 旧 個 人 年 人年金保 金 保 険 料 険契約等に基づき分  $\mathcal{O}$ 払 込み É 充てた

場合には、 当該剰余金又は割戻 金  $\overline{\mathcal{O}}$ 額 旧 個 人年金保険料 に係る部分の 金額に限る。 を控除

L た残額。 以下2及び3年にお いて同じ。 が 一 万五千円以下である場合 当該 合計 額

(ii) 前年中に支払つた旧 個 人年 金保険料 0 金 額  $\mathcal{O}$ 合計 額が 万五 千円を超 え
四 万円 以下であ る場

合 万 五. 千円と当該合計額 か ら 一 万 五. 千円を控除 L た金額 の二分の に相当する金 |額との合

計額

(iii) 前 年 中 に支払 、つた旧 個 人年 金保険 料 の金 額の 合計 額が 兀 万円を超え七万円以下である場合

万七千五 百円と当該合計額か 5 匹 万円を控除 した 金 一額の 四分の一に相当する金額との合計 額

(iv) 前年中に支払 った 個 八年, 金保険料 0 金額の合計額が七万円を超える場合 三万五 千円

(3)新 個 人年 金 保 険 料料 及び 旧 個 人年 金保険料 を支払 つた場合 その支払つた次に掲げる保 険 料  $\mathcal{O}$ 区

分に応じそれぞれ次に定め る金額 の合計額 (当該合計額が二万八千円を超える場合には、 二万八

千円)

- (i) 新 個 人年 -金保 険 料 前 年中 に支払 つた新 個 人年 金 保 険 料  $\mathcal{O}$ 金額  $\mathcal{O}$ 合計 額  $\mathcal{O}$ (1) (i) カゝ 5 (iv) までに
- 掲 げ る場 合  $\mathcal{O}$ 区 分に応じそ れぞ れ (1)(i) か 5 (iv) まで、 に 定 め る 金
- (ii) 旧 個 人年 金 保険 料 前年中 に支払 つた 旧 個 人年金保 . 険 料の 金 額の合計額の②i)からiがまでに

撂 げる場合  $\mathcal{O}$ 区分に応じそれぞれ(2)(i) から fw までに定め る金額

第三百十四条の二第一項第五号の二を次のように改める。

五の二 削除

第三百 + 兀 条 の二第 項第六号中 第 五 項」 を削 り、 同 項 第十号中 「第 几 項 及 CV 第 九 項並 び に を

第 九 項 及び」 に 改 め、 同 項 第 + 号 中 扶 養 親族を」 を 「控除 対 象 扶 養 親 族 決 養親族のうち、 年 齢 + 六

歳 以 Ĺ の者をい . う。 以下この項及び 第九項並びに第三百 十四条の六に お 7 て同じ。 を」に、 「各扶養 親

族」 を 各 控除 対象扶養親族」 に、 扶 )養親族  $\bigcirc$ を 「 控 除 対象扶養親族 の」に、 「十六歳」 を 一十 九 歳

に、 第四 項 及び 第 九 項並 び に を 「第 九 項及び」 に改め、 第四 項、 を削 り、 同 条 第四 項 中 控 除

対 象配 偶 者 12 係 る第 項 第十 号  $\mathcal{O}$ 金 額 は 五. 十六 万円 (そ  $\mathcal{O}$ 者 が 老 人控 除 対 象 配 偶 者 であ る場合 に は 六 +

万円) とし、 当該: 扶 養 親族 に · 係 る 同 · 項 第 + 号 の 金 額 は 五. + 六 万円 (そ  $\mathcal{O}$ 者が 特 定扶 養親 族 で あ る場合

には六十八万円、 その者が老 人扶養 親族 (次項に該当する者を除く。)である場合には六十一万円)」 を

別障害者である場合には、六十八万円)」 特 莂 障 害者に係る第一 項第六号の 金額 は、 を削り、 五十三万円」 同条第六項中「から第五号の三まで」を「及び第 に改め、 同 条第 五 項中 (当該老人扶 (養親: 族 が

五

特

号 に改め、 同条第七項中 「及び第五号の二」 を削り、 「同項第六号」 の 下 に 「及び第四 項」 を加え

同 項第八号」 を 「第一項第八号」に改め、 「及び第四項 (控除対象配 偶者に関する部 分に限る。)」

を削り、 「第 項第十号の二」 を 同 項第十号の二」 に改め、 第四 項 (扶養親族に 関する部分に限る

を削 り、 同 条第 八 八項を次 0 ように改 がめる。

8 第 項第五号及び第五号の三に お ζ) て、 次の各号に掲げる用 語 の意義は、 当該各号に定めるところに

よる。 に規定する旧 この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号 個 人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結 したと

きは、 当該 旧 生命! 保険契約等又は 旧 個 人年金保険契約等は、 同 日 以後に締結した契約とみなす。

新 生 命 保 険 契 約 等 平成 二十四年 一 月 日以: 後 に締 結 L た次に 掲げ る契約 (失効: L た同 日 前 に締結

た当該契約が同

日以後に復活したものを除く。

以下この号において

「新契約」

という。)

若しくは

七

頁

約又 は同 日 以後に 確定給付企業年金法第三条第一 項 第 一 号その 他政令で定める規定 (次号に お いて

承認規定」という。)の承認を受けたニに掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定

次号において「認可規定」という。)の認可を受けた同項第二号に規定する基金(次号にお いて 「 基

という。) のニに掲げる規約 (以下この号及び次号において 「新規約」と総称する。)のうち、

これらの 新契約 又は新規約 に基づく保険金等の受取人のすべてをその保険料若 しくは掛 金  $\mathcal{O}$ 払込みを

する者又はその配偶者その他の親族とするもの

1 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等 Ò

締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの (保険期間 が

五. 年に満たない保険契約で政令で定めるもの (次号において「特定保険契約」という。 及び当該

外国 生命 保険会社等がこの法律 の施 行 地外において締結 したものを除く。)

口 郵 政 民営化 法等  $\mathcal{O}$ 施 行 に伴う関 係 法 律の 整 備 等に関い ける法語 律第二条の 規定 による廃止 前 0 簡易生

命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約 (次号及び第三号にお į١ 7 旧 簡易生命保険契約」 لح

1 う。)のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払わ れるもの

農業協 同組合法第十条第一項第十号の 事業を行う農業協同 組合の締結した生命共済に係る契約

これに類する共済に係る契約 (次号及び第三号において「生命共済契約等」という。)のうち生存

.が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。) その他政令で定める

共済期間

又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職

年金に関する契約で政令で定めるも

=

確定給付企業年金法第三条第

旧生命保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約 (失効した同 日以

前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。)又は同日以前に承認規定の承認を受けたホ

に掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約 (新規約を除く。) のうち、こ

れら の契約又は規約に基づく保険 (金等の受取人のすべてをその保険料若しくは掛金の払込みをする者

又はその 配 偶者そ  $\mathcal{O}$ 他 の親族とするもの

イ 前号イに掲げる契約

- 口 旧簡易生命保険契約
- ハ 生命共済契約等
- = 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定す

る損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結 した疾病又は身体 の傷 害

その 他これらに類する事 由に基因 して保険金等が 支払 わ れ る保険契約 (イに 掲げるも *O*, 保 険 金

の支払 事 由 が 身 体  $\mathcal{O}$ 傷 害  $\mathcal{O}$ 4 に基因することとされて い るも  $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 特定 保険契 約、 当 該 外 玉 生 命 保 険

会社 . 等 文は 当 該 外 玉 損 害保 険 会社 等 が この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 地 外 に お 1 7 締 結 L た ŧ  $\mathcal{O}$ そ  $\mathcal{O}$ 他 政 令 で定 8

る ŧ Ō を除り のうち、 医療費等 支払事-由に基因して保険金等 が支払わ れ るもの

ホ 前号ニに掲げる規約又は契約

介護医療保険契約等 平成二十四年一 月一日以後に締結した次に掲げる契約 (失効した同 日前 に締

結 L た当 該 契約 が 同 日以 後に復活 したも のを除く。 以下この号におい て 「新契約」 という。) 又 は 他

 $\mathcal{O}$ 保 険契 約 に 附 帯 L して締結 し た に新契約 のうち、 これらの新契 約 に <u>.</u> 基 づく保険 金 等の 受取人のすべてを

その保険 料若、 しくは掛っ 金  $\mathcal{O}$ 払込みをする者又はその配偶者その 他 の親族とするも

イ 前号ニに掲げる契約

口 疾病 又 は身体  $\mathcal{O}$ 傷害その他これらに類する事 由に基因して保険金等が支払 われる旧 簡易生命 保険

契約又は生命共済契約等 (第一号ロ及びハに掲げるもの、 保険金等の支払事由が身体の傷害のみに

基因するものその他政令で定めるものを除く。)のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支

払われるもの

兀 新個 人年金保険契約等 平成二十四年一 月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約

年金を給付する定 め 0 あ るもので政令で定めるもの (次号にお いて 「年金給付 [契約] という。 )に限

るも のとし、 失効し ) た 同 日 前に 締結した当該契約が 同 日 以後に復活したものを除く。 以下この号に お

いて 「新契約」という。) 又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定

めのあるもの

1 当該契約に基づく年金の受取人は、 口 の保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が

生存 している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること。

口 当該契約に基づく保険料又は掛金 の払込みは、 年金支払開始日前十年以上 の期間にわたつて定期

に行うものであること。

当該 契約に基づくイに定め る個人に対する年金の支払は、 当該. 年 金の受取 人の 年 齢 が 六十歳 に達

L た日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存してい る期間 に わ

たつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五. 旧 個 人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以 前に締結した第二号イからハまでに掲げる

契約 年 -金給: 付契: 約 に限 る ものとし、 失効した同 日 以 前 に 締結 した当該 契約 が 同 日後に復活 L たも  $\mathcal{O}$ 

を含む。) のうち、 前号イ か 5 ノヽ までに掲 げる要件 0) 定 め  $\mathcal{O}$ あ る ŧ

六 損害保証 険 以契約等 次に掲げる保険契約に附帯 して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力

を有する一の保険契約若 しくは共済に係る契約

1 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同 条第九項に規定する外国損害保険会社等 Ö,

締 結 L た保険契約 のうち 一定の 偶然  $\mathcal{O}$ 事 故によつて生ずることのある損害をてん補 するも  $\mathcal{O}$ (第二

号二に掲げるもの 及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外にお いて締結 したものを除

口 農業協同 同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協 同 組 合の締結した建物更生共済又は火災

共 、済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第三百十四条の二第九項中 「その他の老人扶養親族」の下に「若しくはその他の控除対象扶養親族」を

加える。

第三百十四条の四第二 項中「、 同条第五項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在

を削る。

第三百 十四四 条の六第 一号イの表(1) 中 「扶養親族」 の 下 に 「(同 居特別障害者である控 除対象配 l偶者! 及び

扶養親族を除く。)」を加え、 同 表 (6) を削り、 同表(5)中「 (6)に掲げる者を除く。)」を削り、 同 表(5)を

同 表60とし、 同表4を同表5とし、同表3を同表4とし、 同表②中「③」を「④」に改め、 同表2)を同表

3とし、同表11の次に次のように加える。

② 同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶 |

当該同居特別障害者一人につき二十二万円

養親族を有する所得割の納税義務者

第三百十四 条の六第一号イの表8中 「扶養親族 (同居特別障害者である扶養親族及び」 を 「控除 対象扶

養親族(」に、 「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」 に改め、 同表(9)を削り、 同表(10)中

同表9とする。 (ii) (::) 五万円 場 合 当該老人扶養親族が特別障害者であ 扶養親族一 掲げる場合以外の場合 当該特別障害者一人につき二 人につき十三万円 当該老 を 当該老人扶養親族一人につき十三万円 に改め、 同表(10)を

第三百十七条の二第一 項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 扶養親族に関する事項

(i)

人

(ii)

る

第三百十七条の三の次に次の二条を加える。

(個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の二 所得税法第百九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出 しなけ ħ

ば ならない者 (以下この条において 「給与所得者」 という。 ) は、 当該. 申告書の提出 の際に経 由 すべ

き

同 項の 給与等の支払者 (以下この 条において 「給与支払者」という。 か ら毎年日 最初に給与の支払を受

け Ś 日  $\mathcal{O}$ 前 日 までに、 総務省 令で定めるところにより、 次に 撂 げる事 項を記載 L た 申 告書を、 当該給 与

支払者 を経 由 して、 当 該 給 与 所得者  $\mathcal{O}$ 住 所所在地 の市 町 対長に提出 L なけ ń ばならな

当該給与支払者の氏名又は名称

二 扶養親族の氏名

三 その他総務省令で定める事項

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による申 - 告書 を提出 した給与所得者は、 その年 の中途にお V , て当該. 申告書に記 載 した事 項

12 つい て異 動 を生じた場合 に は、 同 項  $\bigcirc$ 給与支払 者 カン らそ O異 動 を生じ た 日後最. 初に 給 与 の支払を受け

る日  $\mathcal{O}$ 前 日までに、 総務省令で定めるところにより、 その異動  $\mathcal{O}$ 内 容その 他 総務省令で定め る事 項 を記

載 した申告書を、 当該給与支払者を経由して、 当該給与所得者の住所所在地の市 町村長に提出 しなけれ

ばならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理さ

れたときは、 その申告書は、 その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものと

みなす。

4 給与所得者は、 第 項及び第二項の規定による申告書 の提出 の際に経由すべき給与支払者が 所得税法

第百九十八条第二項に規定す る納税地 0) 所轄税務署長 (T) 承認を受けてい る場合には、 総務省 令で定 め る

ところにより、 当該申告書 の提出に代えて、 当該給与支払者に対し、 当該申告書に記載すべき事 ず項を電

磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令

で定めるものをいう。 次条第四項において同じ。) により提供することができる。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 んの適用が が ある場合における第三項の規 定の適用については、 同項中 申 告書が」 とあるの

は 「申告· 書に 記載すべ き事項を」と、 「給与支払者に受理されたとき」とある  $\mathcal{O}$ は 「給与支払者が提供

を受けたとき」と、 「受理された日」 とあるのは 「提供を受けた日」とする。

## (個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第三百十七条の三の三 所得税法第二百三条の 五第 項の 規 定により 「同項に規定する申告書を提出 L なけ

れ

.ばならない者 (以下この条において「公的年金等受給者」という。)

は、

当該申告書の提

出

の際

に経

由 ロすべ き同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。 から毎年最

初に 同 項に規定する公的年金等の支払を受ける日 の前日までに、 総務省令で定めるところにより、 次に

掲げ る事項を記載した申告書を、 当該 公的年金等支払者を経由して、 当該公的年金等受給者  $\mathcal{O}$ 住所 所在

地の市町村長に提出しなければならない。

- 当該公的年金等支払者の名称
- 二 扶養親族の氏名
- 三 その他総務省令で定める事項

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による申告書を公的年金等支払者を経由 して提出する場合において、 当 該 申告書に記 載 す

ベ き事 項 が そ の年 0 前 年に お į, て当該な 公的 年金等支払者を経 由 して提出 L た同 項  $\bigcirc$ 規定 に ょ る申告 書 に

記 載 l た事 項と異動が ないときは、 公的年金等受給者は、 当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条

 $\mathcal{O}$ 五第二項に規定する国 税庁長官の承認を受けてい る場合に限 り、 総務省令で定めるところにより、 前

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載し た同項の規定による申告書を提出す

ることができる。

3 第一 項の場合において、 同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受

理されたときは、 その申告書は、 その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみな

す。

4 公的 年 金等受給者は、 第 項の 規定による申告書の 提出 の際に経 由すべ き公的年金等支払者が 所得税

法第二百三条 の五第四 項に規定す る納税地 の所轄税務署長の承認を受けている場合には、 総務省令で定

めるところにより、 当該申告書の提出に代えて、 当該公的年金等支払者に対し、 当該申告書に記載すべ

き事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 の適用 が ある場合に おける第三項の規 定の適用については、 同項中 申 告書が」 とあるの

は 「申告· 書に 記載すべ き事項を」と、 「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは 「公的年金等

支払者が提供を受けたとき」と、 「受理された日」 とあるのは 「提供を受けた日」とする。

第三百二十一条の三第二項中 「及び公的 年金等に係る所得」 を削り、 「前項本文」 を 「同項本文」 に改

め、 同条第三項中 「及び公的年金等に係る所得」 を削り り、 同条に次の一項を加える。

4 第一 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、 かつ、 当該年度の初日に

お いて第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上

これらの規定中

「給与所得以外」

とあるのは

「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

の者である場合における前二項の規定の適用については、

第三百二十一条の四 第 項中 「給与所得及び公的年金等に係 る所得以外の所得に係る所得割 額 を

与所得以外の所得に係 る所得割 額 (同 条第四 項に規定する場合にあつては、 同項のは 規定により読み替えて

適 用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的

年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額)」に改める。

第三百二十一条の七の二第二項中 「第三百二十一条の三第二項ただし書」 を「第三百二十一条の三第四

項の規定により読み替えて適用され る同条第二項ただし書」 に改める。

第三百二十一条の八第一項中 「第六項、 第十一項、 第十九項及び第三十項から第三十二項まで」 を 第

同 び第十項」を 合を除く。 め、 五. 二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、 第三十七 に 法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。 二十三項」に改め、 る分割型分割 つた場合 条の より 項、 条第三項」 同 一設立され 九第三項」 条 第九項、 項」 第二 (同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場 を に改め、 0) 一項中 「第八項まで」に、「第二十項及び第二十二項」を「第十六項及び第十七項」に、 (同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。 たも 当該分割型分割 第十五項及び第二十五項から第二十七項まで」に、 同 を 「第七 条第四 0 「第八十一 以 同条第三項中 外の 第四十二条の十一 項」を 項」に、 ŧ 条の 0)  $\mathcal{O}$ 「第六項及び第三十二項」に改め、 0 日 設立 九第四項」に、  $\mathcal{O}$ 「第四十二項」を「第三十七項」 「前二項、 前 0 日 第五 日  $\mathcal{O}$ 0) 属する事業年度 項」 第二十七項又は第二十八項」 属する事 を削り、 「、第八項及び第十項」 業年 同条第五項を削り、 同 度を除く。)」 (新たに設立された連 頂を同り 「 及 び 「第四十二項」を「第三十七 に改め、 条第五項とし、 以下この項において同じ。 以下この条において同じ。) 連結法 を を削 を 同条第六項中 同 っか 「前 条第四 人が り、 結法 項、 ら第八項まで」に、 .. 当 同条第七項第二号中 「第四 該 第二十二項又は第 項中 人のうち 連 「第八項まで及 結 第二条第 法 項」 適 項」 「第八十 人を分割 )格合併 とす を行 に改 を +

r. 全支配 う。 併等 移転を行 が 分割をい  $\mathcal{O}$ 確定 法人を合併法人 をいう」 とする適 以下この条において同じ。) (適格· が 関 した」 . う。 ある つた法人をいう。 係 合併 の 下 に (当該 に、 合併等 格 以下この条にお 他 合併 又は合意  $\mathcal{O}$ 法 法 (合併により被合併法人 (合併によりその有する資産及び負債 \_\_ 適 人に が 人で当該法 行わ 併 第三十二項に 格合併等に係る被合併法人等 よる完全 類似 以下この条において同じ。 れ いて同じ。 適 た場合又は当該 「適格合併に係る被合併 人が 全支配関 格 から資産及び負債 分割型分割 お 発行済株式若しく *\* \ )をいう。 て同 係 又は 法 じ 法 人との 同 人税 号に を加え、 以下この条において同 の移転を受けた法 (被合併法人 法第一 は 間 規 出資 定す 又は分割法人をいう。 人又は当該 に 法 同項を同 五 る +  $\mathcal{O}$ 人税法第二条第十二号の 相 七 全部若 条第二項 (合併によりその有する資産 互 他の法・ 条第六項とし、  $\mathcal{O}$ しく 関 人をいう。 係 ľ は に に規定す 限 一部を有す 以下この条にお る。 が 以下この の移転を行つた法 行わ る合併 同 以 条第 七 下 れた」 の 六 る 及び 条に、 八項 t 類 0) 0) に 似 条 次項 及 0 規 お を 中 7 12 適 て び 残 定する完 , , 格 お 第 「適 同 て 同 負 人を 分割 余 1 債 財 て 格 五. じ 1 0 産 同 1 型 合 項

<u></u>

日

に、

「第六項」

を

「 第

五.

項」

に改

め、

 $-\circ$ 

次項

にお

*\* \

て同じ」

を削

り、

被合併法

人等

0)

当

該

適

格

て

「被

合併

法

人等」

という。

の当

該

適

格

合併

 $\mathcal{O}$ 

日

前

七

年

以内

に

開

始

し、

又 は

当該

残

余

財

産

 $\mathcal{O}$ 

確

定

 $\mathcal{O}$ 

日

0

 $\mathcal{O}$ 

当

該

適

格

 $\mathcal{O}$ 

日

を

法

人

(以下この

項

に

お

項」 受け 法 該 係 定 業 債 꺞 合併 n  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 月 人等」 合併 に当 発 条  $\mathcal{O}$ 年  $\mathcal{O}$ る - 度又 移転 等 行 控控 を に た法人をい 日 法 に、 該 済 お 0 除  $\mathcal{O}$ 第 人等」 株 は を 法 1 未 翌 を受けた法人をいう。 日 人の 式 て 済 日 五. 「当該 を 項」 又は 適 を 個  $\mathcal{O}$ う。 を 有する当該 属 格 株 别 法 に、 被被 法人」 出資 合併 す 主 帰 当 等」 以下この 合併 る 人の 属 該 事 等 調 (当該: 当該 第 業年 に改 法 という。 に係 法 整 他 人 人等 額 八 条にお め、 項  $\mathcal{O}$ 他 度若 適 る に改 格合併 法 の法 合併  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 人の を を L 同 下 が二以 いて同 Š |項を| め、 に 法 該 人が有する自己の株式 1 「前 株 う。 は 0 適 人 等 同 項」 式 日 格 同 (当該 条第 に、 ľ 項 上 合併  $\mathcal{O}$ 以下この条にお 又は出資 (合併 に、 を同 ある場合 属する 八項とし、 他  $\mathcal{O}$ 「第 又は分割承 法 条第七項とし、  $\mathcal{O}$ 日 よ + 事 0) 法 人 前 数又はな ·項 」 り 業年度若しく に 人に 七 (合併 合併 は、 年 を 又は出資を除く。 同 以 同 いて同じ。 継 内 条 法 金額を乗じて計算し 当 法 に 次 第十 人 等 」 第二 該 法 ょ に 項」 人 同 開 控 ŋ . 条第. 条 始 は 被 除 (分割 項 中 を に 連 合併 未 第 結 九 + 改 0) 済 ょ 当 項 匹 8 事 に 法 又 個 号に 業年 |該適 を削 より分割法 人か は り 別 当 当 当 次項  $\mathcal{O}$ 帰 該 当 度 格 り、 た 総 規 5 該 属 (金額) 及び 合併 数又 該 法 調 又は当該 資 残 定 す 余 産 人 同 整 前 第十四 等 条第 人か 財 は る 七 及 額 に、 総 産 を当 株 年  $\mathcal{O}$ U を加 + 額 内 残 5 負 日  $\mathcal{O}$ 主 で除 項」 項 事 余 資 債 確 等 該 0 「当該・ 中 · 業 定 属 産 財  $\mathcal{O}$ 他 以 を 年 産 す 及 移  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第六 合併 度に る び 下 0 法 転 日 カか 当 ک 事 確 負 人 を  $\mathcal{O}$ 

ら第十 項まで」に、 第 五. 項、 第二十 七項又は第二十八 項」 を 「第二十二 項又は第二十三項」 に 改

を 第四 前 項の 十 二 条 法人を合併法人とする適格合併 O+ 第五 項」 を削 り、 同 項 が行 を 同 わ 条 れた場合又は当該法人との間 第 九項と、 同 · 条第· 十二 項 中 に完全支配関 適 格合併 等 係 が が 行 あ わ る れ 他 た

 $\mathcal{O}$ 法人で当該法人が発行済株式若しくは出資 の全部若しくは 一部を有するもの *О* 残 余財 産が 確 定 L た に

適

格

合併等に係る被

合併

法

人等

 $\mathcal{O}$ 

当該

適

格合併等

 $\mathcal{O}$ 

日

を

「適格・

合併に係る被

合併

法

人又は

当該

他

 $\mathcal{O}$ 

法 人 。 以 下こ  $\mathcal{O}$ 項 に お *\* \ て 一被 合併 法 人等」 という。  $\mathcal{O}$ 当 該 適 格合併  $\mathcal{O}$ 日 前 七 年 以 内 12 開 始 又 は 当

合併 該 残 等 余 財  $\mathcal{O}$ 日 産  $\mathcal{O}$ を 確 定 当  $\mathcal{O}$ 該 日 被  $\mathcal{O}$ 翌 合併 日 法 に 人等 改  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 当該 適 格 次 合併 項 に 0 お 日 1 7 又は当 同 じ 該 残 を 余 削 財 り、 産  $\mathcal{O}$ 「当該 確 定 被  $\mathcal{O}$ 日 合併  $\mathcal{O}$ 翌. 法 日 人 等等 に、  $\mathcal{O}$ 当 該 適 適 格 格

合併等に係る合併法人等の当該 適格合併等  $\mathcal{O}$ 日の 属 す る連結 事業年 度又は」 を 法 人の当該適 格 合併 0 日

 $\mathcal{O}$ 属 す Ź 連結 事 業年度若 しくは 事 業年度又 は 5当該残 余財 産  $\mathcal{O}$ 確 定  $\mathcal{O}$ 日 の翌日  $\mathcal{O}$ 属す る連 足結事業. 年 度若 <

は」に、 「第十 匝 項」 を 「次項」 に改 め、 当 該 前 七 年 内 連 結 事 業年 度に お 7 て生じた控除 未 済 個 別 帰 属

税 額  $\mathcal{O}$ 下 に **当** 該 他  $\mathcal{O}$ 法 人 に 株 主 等が二以 上 あ る場 合 に は 当該 控 除 未 済 個 別 帰 属 税 額 を当該 他 の法

人  $\mathcal{O}$ 発行 済 株 水式又は 出 資 ( 当 該 他 0 法人が・ 有する自己 0 株式又は 出資を除 < .  $\mathcal{O}$ 総数 又は 総 額 で 除

併 に、 併 全支配 これ 財 格 中 内  $\mathcal{O}$ 第十一 0 当 に 法 合併 該 産 第五項」 「第五 合併 , に 当: 該 開 人又 日 が 適 適 始 確 関 等  $\mathcal{O}$ は当 項、 項」 属 格 格 Ļ 定 係 が 法 該 を削 合併等 行 す 合併 し 人等」 法 が を 該 た る事 わ 第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」 あ 人 又は当該 等に 他の法人  $\mathcal{O}$ り、 る れ 「第九項」に、 に、 た を 有する当該 業年  $\mathcal{O}$ 他 日 · 係  $\mathcal{O}$ 当 残 を 第十八項」 度若しく る合併法 法 (余財 適格 を 該法 (以下この 人で当該 「前 当 合併等 産 項 人 他 該 は 人 等 0  $\mathcal{O}$ 0 「第十二項」を を 談被合併 連 確 に改 法 法 法 結 項におい 定 人が 人の 0 に係る被 人を合併 「第十四 当該 め、 事  $\mathcal{O}$ 業年 株 法 日 発 行 適 0 同 式 人等の当 翌日」 合併 --法 又は 格 済 項」に改め、 度又は当 項 を同 合併 株 人とする適格 「被合併法人等」という。) 「前項」 法 式 出 に、 該 若 資 等 人等 条第十項とし、 該 適格 0  $\mathcal{O}$ し Š に改め、 数 残 日 Ò 「第十八 当 合併 同 余  $\mathcal{O}$ は 又 |項を同 合併 財 属 該 は 出 す  $\mathcal{O}$ 適 資 産 金額を乗じて計算 る 項」を「次項」 同 日又は当 格合併等 が  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 事 「項を同条第十一項とし、 同 全 行 条第十二項とし、 確 · 業 部 わ 条第 定 年 若 れ  $\mathcal{O}$ 十三項 度 該 0 日 た場合又 L 月 に改め、 の当該 又は」 残余 Š  $\mathcal{O}$ 翌 は に、 財 を 日 を L た金 を は 削 産 適 部  $\mathcal{O}$ 適 格合併 当該 を有 同 属す り、  $\mathcal{O}$ 当該 条 額) 法 確 格合併 第四 第十六 る事 人の 法 同 定 す Ź  $\mathcal{O}$ 被 0 同 人 条 当該 合併 لح を加り 業 日 日 に 十二条の十 条第十 第 ŧ 年 項 前  $\mathcal{O}$ +  $\mathcal{O}$ 係  $\mathcal{O}$ 翌 間 中 度若 法 る 適 七 兀  $\mathcal{O}$ 格 日 人等 年 被 残 に 五. 項 適 以 合 合 余 中 項

当 に、 たし 株 が  $\mathcal{O}$ 5 十六項」 が < 他 第十 法 二以 は 該 式 有する自  $\mathcal{O}$ 同 又は を 残 法 人 第四 項 適 を に改 Ĺ 余 人で当該 七 前 以 出 財 格 項 を 同 あ 下この 合併等 (まで」 る場 項 資 己 め、 産 条第十三項とし、 「前 の法 条 の数又は  $\mathcal{O}$ 株式 法  $\mathcal{O}$ 一合に 項」 確 当 **十** 一 に、 項 に係 人が 定 人を合併法人とする適格合併が に に 又は出資を除く。 は 該  $\mathcal{O}$ 第五 改 日 る被合併 発行済株式若しくは 金額を乗じて計算した金額) 前 お 第 当該 め、 七  $\mathcal{O}$ 1 年 翌 7 項」 五. 日 項、 同 同 控 内 被被 を削 法 事 項 条第十七項を削 除 人等 第二十· を 合 業 に 未 併 改 年度に 済 り、 同 め、 条第 還 法 の当 0) 七 付 人 同 出資 等 該 項 + 係 項 総数又は 法  $\neg$ 文 る控 適 を同 应 人税! 次項 という。 は り、 格 項とし、 の全部若 行 第二十 合併 条 額 除 \_ を当 に わ 第 同 総額で除し、 未 等の ħ 済還 お 条第十八項中 を加え、 十五項とし、 しく た場合又は当該法 凣 7 同 該 日 て 付  $\mathcal{O}$ 条 項」 他 当 第 同 は 法  $\mathcal{O}$ ľ 該 人税 を を + 法 一部を有するもの 「当該 これ 適 九 人 「適 「第二十二 を 同 項 額 格  $\mathcal{O}$ 第 合併法・ に当該 削 格合併 条第二 中 合併 発 + 行 0 り、 下に 人との間 五 済  $\mathcal{O}$ 一十項中 一項 又 以法人の に係る 次項 項」 . 人 等」 日 株 当 前 式 を 0) 該 る は 及 又 七 (当該 被合併 被合併 を 残 は 年 に完全支配 第二十三項」 び第二十二項」 有する当該 適 「第十二項」 余財 以 出 「当該 内 資 格 他 産 合併 法 法 0) 12 **当** 人等 法 法 開 が 人 又は 関 等 人 人に 確 他 始 該 に、 0 定 係 が に Ĺ  $\mathcal{O}$ 他 当 を に 当 法 株 L 行 が 改  $\mathcal{O}$ 該 該 たし ある め、 改 主 又 人 法 わ っか 「第 は 8  $\mathcal{O}$ 等 他 れ 適 人

は第百 を 税 格 格 第三号」 二十二項中 < 日 同条第二十三項中  $\mathcal{O}$ 額 法 0) 合併 合併 は」に、 「第十二項及び第十五 当 属す これ 人の の 下 に 等 該 等 兀 を 条第 合併 る連 に当 発 に係る合併  $\mathcal{O}$ 行 日 「第二十二項」を 「第十九項」 「第三百十二条第 結 法 該 済 株式 人等」 項」 事業年度若しくは事 を 法 **当** 人 「第六 「当該 及 び 0) 又 該 法 を 有 は 他の法 人 等 項」 項 を する当該 出 被合併法 当 資  $\mathcal{O}$ 「第十五項」に、 を に改め、 第百二 該 当 人に株主等が二以上ある場合に 「次項」に改め、 (当該 法 項 該 「第五 人 第 適 人等の当 他 一条第一 業 他 格 兀  $\mathcal{O}$ 号 項」に、 に改 年 合併 同 法  $\mathcal{O}$ 法 項 度又は当該 人 項若、 を同 め、 人が 該 に  $\mathcal{O}$ 等 . 改 適 株  $\mathcal{O}$ 「第二十項」 しく め、 条第十 「第十一項」 同 有する自己 格 式 日 「当該前七年内連結事 項 又 合併  $\mathcal{O}$ を は は 残余財 属 同 司 第百三条 八項とし、 出 す 0 項 · 条第· Ś 日又 を 資 を 産 同 連  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を は、 十六 株 は 条第十 数 0) 結 前 第 当 又 式 確 事 「第九項」に、 項」 定 該 同 項とし、 は 又 業 当該控除 残 条第二十四 は 項」 年 九 金  $\mathcal{O}$ に改 業年 (余財 項とし、 額 出 日 度 を を乗 資を除く。 0 又 削り、 め、 は 同 未済個 度に係る控除未済個 꺞 産 日の じて計 条第二十一  $\mathcal{O}$ ]項中 同条 を 確 同項を同 第十五項及び第十九 同 別 属 定 でする連 |項を同 帰 法 第二十 算 0) 「第三百十二条第三項  $\mathcal{O}$ 属 日 人 L 項 還付第  $\mathcal{O}$ 条第十 総 0) た を削 翌日」 数又 結 当 条第二十項とし 五 金 額) 事 該 項 税 中 Ł 業年 り、 は 額 别 適 を当 に、 帰 項とし、 総 格 若 ·度若 同 を 属 額 合 還 しく 条 加 で 該 併 適 第 え 除 付 他 L  $\mathcal{O}$ 

に改 に に 地 施 項 を 中 同法第百二条第 項とし、 二十二項とし、 〈又は第一 改め、 方税 関 に伴う所得税法、 を削 同条第二十一項とし、 同条第二十六項中 「 租 はする め、 税 法 り、 同条第二十九項中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十四項」に改め、 兀 同 法 の 特 同項を同条第二十六項とし、 条約の実施に伴う所得税法、 [十項] 律 項を同条第二十八項とし、 同 例等に関する法律」 項を同条第二十四項とし、 同条第二十八項中「、 に 一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務が を 改 め、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「第三十三項」を「第二十八項」 「第三十二項又は第三十五項」 「第五項、 同 同条第二十七 項 を同条第二十七項とし、 第二十四項及び第二十八項」 を 「租税条約等の実施に伴う所得税法、 項中 第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、 同条第三十四項中「第三十一項」を「第二十六項」に、 同条第三十二項中 法人税法及び 同 条第三十項中 「第五項、 に 地方税法 改 同条第三十三項中 第二十四項」 め、 「租税条約の実施に伴う所得税法、 「第三十六項」を を「第十九項及び第二十三項」 同 の特例等に関する法律」 頂を同り を 条第二十五項とし、 「第十九項」 「第三十一 法 ある法人に係るものに限 「第三十一項」 人税法 に改 項 及び を 同項を同条第二十三 地方税 を め、 租 に、 同 「第二十六項」 に改 法 同 税条約等 条第三十一項 法 人税法及び 項 「第三十七 第五項( を同 め、  $\mathcal{O}$ 特 る。 ) 例等 同項 の実 条 第

兀 項」に、 「第三十二項」を「第二十七項」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「第三十三項」を

「第二十八項」に、「第四十一項」を「第三十六項」に、「第三十項」を「第二十五項」に改め、 同項を

同条第三十項とし、同条第三十六項中「第百三十四条の二第一項」を「第百三十五条第一項」に、

十八項」を「第三十三項」に、 「第四十項」を「第三十五項」に改め、 同項を同条第三十一項とし、同条

第三十七項中 ゙゙ゕ゙ 解散 (適格合併による解散を除き、 法人税法第十条の三第一項に規定する場合を含む。

をしたときは、 当該 解散の 日 (合併による解散 の場合には、 その合併  $\mathcal{O}$ 日 0 前 日 0) 属する事 業年 度 0

法 人の 市 町村民税の確定申告書の」を「につき次の各号に掲げる事 実が生じたときは、 当該各号に定める

に、 「第四十項」を「第三十五項」に、 「第三十項」を「第二十五項」に改め、 同項に次の各号を加え

残余財 産 が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の市町村民税 の確定・ 申

告書の提出期限

る。

合併による解散 (適格合併による解散を除く。) をしたこと その合併の日の前日の属する事業年

## 度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限

三 破 産 手 続 開 始 0 決定によ る解散をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人

の市町村民税の確定申告書の提出期限

匹 普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこ

لح その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書 の提出 期

限

第三百二十一条の八第三十七項を同条第三十二項とし、 同条第三十八項中 「第四十項」 を「第三十 五. 項

「第三十項」を「第二十五項」に改め、 同項第一号中 「会社更生法 又は金融機関等 の更生 手続 の特

例等に関する法律の規定による」を削り、 同項第二号中「民事再生法の規定による」を削り、 同項を同条

第三十三項とし、 同条第三十九項を同条第三十四項とし、 同条第四十項を同条第三十五項とし、 同条第四

十一項中「第三十一項又は第三十二項」を「第二十六項又は第二十七項」に改め、 同項を同 条第三十六項

とし、 同条第四十二項を同条第三十七項とし、 同条第四 1十三項 から第四 十 五 項ま でを五項ずつ繰り上げる。

第三百二十一条の八の二中「、 第五項又は第二十七項」を「又は第二十二項」に改める。

第三百二十一条の九第一項中 「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に改める。

第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、

同条第五項中

「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に改める。

第三百二十一条の十一第二項中

第三百二十一条の十一の二第一項中 「締約国」の下に「又は締約者」を加え、 「条約相手国」を「条約

相手国等」に、 「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、 「第三百二

十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

第三百二十一条の十一の三第一項中 「第三百二十一条の八第二十八項」を「第三百二十一条の八第二十

三項」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中 一、 第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に、 「同条第二十八項

を「同条第二十三項」に、 「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同条第三項中「、 第五 項

又は第二十四項」を「又は第十九項」に改める。

第三百二十一条の十三第二項中 「第三百二十一条の八第五項の規定によつて申告納付する法 1人税割 に あ

つては、 法人の 解散 の日の 属する事 業年度又は連結事業年度。 以下本項」を「以下この項」 に改 らめる。

第三百二十四条第一項中 「同条第二十七項」を「同条第二十二項」 に改 らめる。

第三百二十五条に後段として次のように加える。

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、 この場合において、 政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一 又は記録させるときは 項の規

情 報 通信 の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定め

る基準に従つて行うものとする。

項」を

同

条第二十二項」に、

第三百二十六条第一 項中 第五 項若しくは第二十四項」を「若しくは第十九項」に、 「同条第二十七

「(第三百二十一条の八第二十七項」を「(第三百二十一

条の八第二十二

項」に、 第五項又は第二十四項の納期限」を「又は第十九項の納期限」 に改め、 同項第二号及び第三

号中 第五項又は第二十四項」を「又は第十九項」に改め、 同項第四号中「第三百二十一条の

七項」を 「第三百二十一条の八第二十二項」に、 「同条第二十八項」を 「同条第二十三項」 に改 め、 同条

第二項中 第五 項又は第二十四項」を「又は第十九項」 に、 「同条第二十七項」 を 「同条第二十二項」

に、 「第三百二十一条の八第二十八項」 を「第三百二十一条の八第二十三項」に改める。

第三百四十八条第二項第七号の二中 「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、 「第十四 条第一項」

を 「第二十一条第一項」 に改め、 同項中第四十一号を削り、 第四十二号を第四十一号とし、 第四十三号を

第四十二号とし、第四十四号を第四十三号とする。

第三百四十九条の三に次の一項を加える。

34 外国貿易のため外国航路 に就航する船舶による物品運送の用に供されるコンテナーで総務省令で定め

るものに対して課する固定資 産税 の課税標準は、 前条の 規定に かかわらず、 当該コンテナー に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

第三百五十四条の二に後段として次のように加える。

この場合において、 政府が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一 項の規

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該関係書類を閲覧させ、 又は記録させるときは

情 報 通信 この技術 の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定め

る基準に従つて行うものとする。

第四百六十八条中「三千二百九十八円」を「四千六百十八円」 に改める。

第四百八十五条の十三第一項中 「本項」 を「この項」に、 「本条」 を「この条」に、  $\equiv$ を「二」 に

改める。

第三章第四節に次の一款を加える。

## 第六款 雜則

(たばこ税額を条件とする補助金等の禁止)

第四百八十五条の十四 市町 対は、 小売販売業者に対し、 当該 小売販売業者に売り渡した製造たばこに係

るたばこ税額として当該小売販売業者に製造たばこの売渡しを行う卸 売販売業者等から当該 市 町 村 に納

付された、 若しくは納付されるべきたばこ税額又は納付されることが見込まれるたばこ税額の 見込 額 が

一定の額以上であることを条件として、 補助金、 利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金  $\mathcal{O}$ 

交付又は貸付金の貸付けを行つてはならない。

第五百八十六条第二項第二号ヲ中 「第五条第一項」 を「第六条第四項」に、 「指定区域」 を 「要措置区

域及び 同法第十一条第二 項に規定す る形質変更時要届出区域」 に改める。

第六百五条に後段として次のように加える。

この場合にお いて、 政 府 が ?行政 手続等における情 報 通 信 の技 術 の利 用 に 関する法 (律第四) 条第 項  $\mathcal{O}$ 規

定によ り 同 頂に規 定す る電 子 情 報 処 理 組 織 を使用 て当該関 係書 類を閲覧させ、 又は 記 録させるときは

利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令で定め

る基準に従つて行うものとする。

情

報

通信

 $\mathcal{O}$ 

技術

0

第七百 一条の五十五 第一項に後段として次のように加える。

この 場 一合にお **,** \ て、 政 府 が 行政 手続等にお ける情報通 信 の技術の 利 用に 関する法律第四条第 項 の規

定によ り 同 項に規定す る電 子 情報 処 理 組 織 心を使用 L て当 ī該関 係 書類 を閲覧させ、 又は 記 録させ るときは

情 報 通 信  $\mathcal{O}$ 技 術 0 利 用に おける安全性 及び信頼性を確保するために必要な基準とし て総務省令で定め

る基準に従つて行うものとする。

第七百三条の五 第一項中 「第三百十四条の二第二項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保 険  $\mathcal{O}$ 

被保険者 **当** 該 納税義務者を除く。) の数と特定 同 世 帯 所属者 (当該: 納 税 義務者を除く。  $\mathcal{O}$ 数  $\mathcal{O}$ 合計

数に応じて政令で定め る金額 を加 算 L た 金 額」 を 「低 所得者: 世 帯  $\bigcirc$ 負担能力を考慮して政令で定める金額

に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

## 特 例 対 象 被保証 険 者等に係 る 国 民 健 康 保 険 税 $\mathcal{O}$ 課 税 $\mathcal{O}$ 特 例

第七 項 であ 得割 定によ 保険者 町 る に 5 村 給給 第 百三  $\hat{O}$ Ō 民 規 る  $\mathcal{O}$ 与 は 八項まで及び前 退 と、 条 定 総 額 税 つて計 所 若しくは特 「 規 得 に 職  $\mathcal{O}$ 0 所 (第七 よ 所得 所得 定する総 得 が 五. 含 つて計 算 *の* 二 金 同 百三条 割 ま 額 に係る所得割を除く。 条第 L に 定 た れ 退 条の 算 給 7 所 同 玉 金 得 項  $\mathcal{O}$ 職 与 額 1 L 民 規定 た 世 所 五. 金 所得に係る所得 る  $\mathcal{O}$ 健 金額 得 とある 場 額 帯 康 の二第二 百 合に が 分 の適用につい 所 保 (第七 ·含ま 属 <u>険</u> の百分の三十に相当する金額とし 0 三十 者  $\mathcal{O}$ な 税 項 百三条の は れ が 1  $\mathcal{O}$ 第七 特 に 7 納 7 に 1 規 割を除く。 相 は、 第三百 例 税 当す ては、 る場 定する特 百六条の二第 義 対 当該 象被保险 五. 務 合 + る 者 第七 に 匹 金 給 で 以下こ 例 条 額 与 第二項に規定する特 険者等である場合に あ お 所 対 の 二 に 百三条の る 1 よる 象被 得 世 て 第二 項 帯 に は の項及び第七 保 に ŧ つ 主 当該 項 *\*\ 険 お Ō 四第六項 又 して計算 者 いて同 とす 7 は 等 と、 は、 給 そ Ź。  $\mathcal{O}$ 与  $\mathcal{O}$ 百六条 ľ 中 l 市 所 例 お 世 所 同 得税 得を た場合に 条第 次項 ける第七 帯 町 対象被保険 「規定する総 村 12  $\mathcal{O}$ 所 民 の二第 及 法 属 八 得 額 する 税 項 び 第二十八 百三条 税 中 おける市 第  $\mathcal{O}$ 者等 所 法 八 玉 とあ 民 第 得 項 市 項 所得 <u>二</u>十 条 割 に  $\bigcirc$ Ď に 健 町 第二 村 総 兀 る お 金 康 町  $\mathcal{O}$ お 額 村 課 第六 保 所 八 民 1 1  $\mathcal{O}$ 項 条 は 7 得 民 税 7 税 険 第二 標 金 とあ 項 税 同  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 同  $\mathcal{O}$ 市 じ 規 額 潍 所 ľ か 被  $\mathcal{O}$ 

所得割 の額に相当する額。 と、 前条中 「総所得金額 (」とあ るのは 「総所得金額 (次条第二項に規定

ては、 する特例 所得税法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるもの 対 象被保险 険者等の 総 所得 金額に給与所得が含まれ てい る場合に お いては、 当 該 給与 が得に つい

とし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2 前 項に規定する特例対象被保険者等とは、 国民健康保険の被保険者又は特定同 一世帯 所属者のうち次

 $\mathcal{O}$ 各号の いずれかに該当する者 (これら の者  $\mathcal{O}$ 雇 用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格

以下こ 0 項に お *(* ) て 「受給資格」 という。) に係 る 同 法 第四 条第二 項に規定する離 職  $\mathcal{O}$ 日 の翌日の 属

す

る年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。)をいう。

一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由 離職者であつて受給資格を有するも

第七百三十四条第三項中 「第五十三条第二十七項、 第二十八項、第三十一 項から第三十九項 まで及び第

四十五 項 か ≥ら第四-十八項まで」 を 「第五十三条第二十二項、 第二十三項、 第二十六項 から第三十 应 項 ま で

及び第四十項

から第四十三項まで」

に改め、

同項の表第三百二十一条の八第二十九項の項中

条の八第二十九項」を「第三百二十一条の八第二十四項」 に、 「第五十三条第二十九項」 を 「第五十三

条第二十四項」に改める。

第七百四十八条第一項及び第二項中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第四十三項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第七章 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告

(用語の意義)

第七百五十七 条 この章において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところに

よる。

税負担軽減措置等 道府県民税、 事業税、 市町村民税、 固定資産税その他の地方税を軽減し、若し

くは免除し、 若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、 課税標準若しくは税額 の計

申告 書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、 この法律の 規定 (地 方団 体の条例 により税

負担 を軽 減 L 又 は 加重することができる旨の規定、 地方団体の長 に提出する書 類  $\widehat{\mathcal{O}}$ 提 出 期 限  $\mathcal{O}$ 特例 を

定める規定、 税負担を不当に減少させる行為の防止に関する規定その他の政令で定める規定を除く。

- により規定され たものをいう。
- 租税特 別 措 置 租 税特 別措置  $\mathcal{O}$ 適 用 状況の透明化等に関する法律 (平成二十二年法律第八号)
- 条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。
- 三 適用額 各税負担軽減措置等の適用を受けた者がその適用を受けたことにより増加し、 又は減少し
- た税額、 所得の金額その他これらに準ずる金額をいう。
- 調査 別措置の適用 状況の透明化等に関する法律第二条第一

項第九号に規定する適

用実 態 調 査 をい . う。 兀

適

用

実

態

租

税

特

- 五. 適用実態 調 査 情 報 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第六条第一 項に規定する適用
- 実態調査情報をいう。
- (地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出
- 第七百五十八条 総務大臣は、 毎年度、 次に掲げる事 ず項を記ざ 載 Ü た報告書を作成しなければならない。
- 税 負担 軽 減措置等に該当する措置又は特例ごとの 適 用 額  $\mathcal{O}$ 総 額
- 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置 (所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用

実態調 査を実施したものに限る。 次号及び次条に おいて同じ。 ごとの道府県民税、 事業税 兄又は市 町

村民税への影響額

三 その他税負担軽 減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、 事業税又は市町村民税 へ の

影響の状況の透明化を図るために必要な事項

2 総務大臣は、 前項 の規定により作成した報告書を国会に提出しなければならない。 この場合において

当該報告書は、 作成 した年度に 開会される国会の常会に提出することを常例とする。

(適用実態調査情報の利用等)

第七 百百 五. + 九 条 総務 大 八臣は、 前条第 項の報告書を作成するに当たり、 税負担 軽 減措置等 0 適 用 の実態

及び 租税特別 措置の道 府県民税、 事業税又は市町村民税 の影響の実態を把握するため必要が あるとき

は、 財務大臣に対し、 適用実態 調 査情報その他参考となるべき資料又は情報 (以下この条にお いて 「適

用実態調査情報等」という。)の提供を求めることができる。

2 財 務 大臣 は、 総務 大臣 か 5 前 項の 規定による求めがあつたときは、 正当な理由 がない限り、 適用実態

調査情報等を提供するものとする。

3 前二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により適用実態 調 査情報 等の提供を受けた総務大臣は、 適用実態調 査情報等を適正 に 管

理するために必要な措置を講じなければならない。

4 第 項及び第二項  $\mathcal{O}$ 規定により適用 実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、 前条第一項の報告書

を作成する目 的以外の 目的のために、 当該適用実態調査情報等を自ら利用し、 又は提供してはならない。

(総務省令への委任)

第七百六十条 前三条に定めるもの 0 ほ か、 第七百 五十八条第一 項の報告書の作成方法その他この章の規

定を実施するために必要な事項は、総務省令で定める。

附則第三条の二の四第三項中 「「係るもの及び」を 「係るもの及び」 に改め、 同法第 九十四条

第三号中「係るものを」とあるのは「係るもの並びに同法附則第三条の二の四第一 項又は第二項の規定に

よるものを」と」を削る。

附則第四条第 項 第 号及び第四条の二第一 項第一号中 「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十

三年十二月三十一日」に改める。

附則第五条の 四第一 項第二号口 中 「租税条約の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に

及び め、 関する法律」 例等に関 十条の六」を「第十条の七」に改め、 により読み替えて適用される場合を含む。)」 同 同号 法 地方税法の特例等に関する法律」 第 する法 ハ 中 + · 条 0 を 「 及 び」 <u>ー</u>の 律」 「 租 に改 規定により 税条約等 を め、 「 並 び 同号ハ の実施に伴う所得税法、 読 に み に改 中 替えて適用される場合を含む。 を「租税条約等の実施 同条第六項第二号ロ中「租税条約の実施に伴う所得税法、 「 及 び 」 め、 を加え、 を 租 税 並 特 別措置 法人税法及び地方税法 び に 「から」を「及び第十条の二の二から」に、 に改 法第十二 に伴う所得税法、 め、 条」 \_ を加え、 租 の 下 に 税 特別措 の特例等に関する法律」 法 「(同法第十条 人税法及び地方 か 置法第十条」 .. ら \_\_ を 「及び の 二 の 税法 法  $\mathcal{O}$ 第十条 人税法 下 に改 に の特 規 「第 定

号 条 を 第九項、 の七 の八第六項」 附則第八条第二項中「第五十三条第六項、 「第三百二十一条の八第五項、 の 五 \_ 第十二項及び第十五項」に、 を を |第二条第十二号の 「第五十三条第五項又は第三百二十一条の八第五 第九項、 七 の七」 「第三百二十一条の八第六項、 第十二項及び第十五項」に改め、 第十一項、第十五項及び第十九項」を「第五十三条第五項、 に改め、 同 条第 五. 項中 項」 「第五 第十 に、 十三条第六項又は第三百二十一 項、 同条第三項中 「第五十三条第七項第一号及 第十五項及び第十九項」 「第二条第十二

の二の二から」に、

「第十条の六」

を

「第十条の七」

に改め

る。

に改め る。

六項若しくは第七項、 十五 第六項、 十一第五 定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条 定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の に第三百二十一条の八第五項、 は第七項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する法律 しくは」 第六十八条の十五第五 附則第八条の二第一項中「第十二項又は」を「第十二項、」に改め、 第 五 第十 項」 項又は」に、 を「第十二項、」に、 を加え、 項、 第十五項及び第十九項」 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第七 「第五十三条第六項、 「又は第六十八条の十五第五項」を 項」 を 第九項、 「若しくは第六十八条の 「第四十二条の十一第六項若しくは第七項又は」を 第十二項及び第十五項」 を 第十一項、 「第五十三条第五 十四第五 第十五項及び第十九項並びに第三百二十一条 「又は第六十八条の十四第五項」に、 (平成二十二年法律第六号) 附則第百 に、 項、 項」 に改 第九項、 「とあるのは」 「第六十八条の十五第六項若しく め、 同条 第十二項及び第十 第二 「第四十二条の十 を「とあるのは、 項中 「第十二項若 十七条 1十条 五. 「若しく 項並 の人 0 の規 規 第 び  $\mathcal{O}$ 

は

項」 まで」 下に に 項及び第三十五項から第三十 を加え、 力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、」 改 を め、 「所得税法等の一 を 「第五十三条第三十五項」に、 同条第三項中 「第三百二十一条の八第二十五項及び第三十一項から第三十五項まで」に、 「第四十二条の十第六項若しくは第七項若 部を改正する法律 「第五十三条第三十項及び第四十項から第四十四項まで」を 九項まで」に、 「第三百二十一 (平成二十二年法律第六号) 「第三百二十一条の八第三十項及び第三十六項か しくは第四十二条の十一 条の 八第三十六項」 附則第七十 を 第六項若しくは第 「第三百二十一条の 七 条の 「第五十三条第二十五 「第五· 規定によ 十三条第四 5 七 第四 人 ŋ な 十項 お 0 + 効

同条第一 これ 号及び第三号に掲げ 以 下この項にお 附則第九条第一項及び第二項中 か ら当該 五. 項中 事 「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二条の二十一第五項」 いて 業年 · 度 中 る金額の合計額を控除 「過去事業年度」という。)の第一号に掲げる金額  $\mathcal{O}$ 第三号に 「連結個別資本金等の額」の下に 掲げ Ź 金額を減算 した金額 に、 L た金 当 該· 一額との 事 業年度中 合 ر كر 計 額  $\mathcal{O}$ の合計額から過去事業年度の第二 当該事業年度前の各事業年度 第 を加 一号に見 に、 え · 掲げ 「第八項」 同 ,る金 条 第四 額を加算し、 を 項 を削 第 り、 七 項

「第百三十四条の二第一項」を

「第百三十五条第一項」

に改め

る。

則 十二条の二十一第六項」に、 第九 に、 条第四 「第七十二条の二十一 項 に改 め、 同 項 附 を 同 則第九条第六項」を 条第四項とし、 同 条第六項中 「附則第九条第五項」 「第七十二条の二十一 に改め、 同 第四 項を同 項 · 条第 を 五 項と 第 州 七

Ļ 同条第七項中 「第七十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一第六項」に、 附 則 第九条第七

項」 を 附 則第九条第六 項」に改め、 同 項を同条第六項とし、 同 条第八項中 「第七十二条 の二十 第四 項

条第七 を 第七十二条の二十一第六項」に、 項とし、 同 条第 九 項 を 同 条第八項とし、 附 則 同 第九条第八 条 第十項 項」 を同 を 条第-附 九 項とし、 則 第 九 条第. 同 条 七 項」 第十 に 改 項 め、 を 同 条 同 第 項 を + 同 項

とし、 同 条第十二 一項を削 り、 同 条第十三項中 平 成二十二年三月三十一日」 を 平 -成二十 五 年三月三十

日 に改 め、 同 項を同条第十一項とし、 同条第十四項中 「連結個別資本金等の額」 を 「減算し た金額との

と の 合計 合計 額 に改 額」 に改 め、 め、 同項を同条第十二項とし、 同 項を同 条第十三項とし、 同条第 同 十五五 条第十六項中 項中 「連結個別資本金等の額」 「第七十二条の二十一第三項」 を 「減 算 を たした。 「第七

十二条の二十 第 五 項」 に、 「第七十二条の二十一 第 四 項」 を 「第七十二条の二十 一第六項」 に、 附 則

第九条第十六項」 を 「附則第 九条第十 · 四 項 」 に改め、 同 |項を同り 条第十四項とし、 同 **|**条第十-七 項中 「連結 個

う。 別資 た金額に、 本金等の 0) 第一号に掲げ 当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、 額」 の 下 に る金額 と、  $\mathcal{O}$ 当該 合計 事業年度前 額 から 過去事業年 の各事業年度 度の第二号及び第三号に掲げ (以下この項に これから当該事業年度中の第三号に掲げる において る金額 「過去事業年 の合 計 度 額を控 とい 除

附則第九条の二中「及び清算所得」を削る。

金額を減算した金額との合計額」を加え、

同項を同条第十五項とする。

め、 よる申告納付に係る期限とが同一の日となる場合」、 納付」という。)に係る期限と当該清算事 附 則第 「又は第七十二条の二十 九条の二の二中 「本条にお 九第 項のに **(**) て 規定による申告納付 中 業年度予 間 申告納 納 申告納る 付」」 「及び第七十二条の二十九第一項」及び「又は当該 を「この条にお 付に係る第七十二条の三十一 (以下本条に お いて いて 「清算 「中間· 日申告納: 事 業年 第一 付し 項 ·度 予  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 納 に改 申 に 告

清算事業年度予納申告納付」を削る。

を削り、 附則第: 十条中 第九項を第七項とし、 第三項を削 り、 第十 第四 項 項を第三項とし、 を削 る。 第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げ、 第八項

附則第十条の二中 「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」 に改める。

限 間」 り、 第三十一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、 平成二十二年四 に 平成二十七年三月三十一 兀 緊急整備地域又は」に、 十六条第一項に規定する認定中心市街地又は」を削り、 二十七年四 条第二十八項を同条第十八項とし、 項、 相当する額」 日までの間に行われたときは当該不動産 に改 「平成二十三年三月三十一 当該不動産の価格の二分の一に相当する額」を「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十 第八項、 め、 月一 同項を同条第十六項とし、 月 に改め、 第九項、 日から平成二十八年三月三十一 日 か 第十一 ら平 同項を同条第十九項とし、 日まで 「第七項、 成二十四年三月三十一 0 項、 日まで」 間 に行 第十二項、第十三項、 同条第二十九項中「平成二十二年三月三十一日までに行われたときに 第十五項又は第十六項」に、 を「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一 同条第二十六項を同条第十七項とし、 わ れ の価格の二分の一に相当する額を、 たときは当該 日 ま 日までの 同条第三十項中 で 0) 間 「都市再生緊急整備地域若しくは」を 第十八項、第二十四項又は第二十五項」 に行 不 間 動 わ 産 の価格 に改め、 れ 「平成二十二年三月三十一日まで」 たときは当該 中 心 の三分の 同 市街地の活性化に関する法律 項を同条第二十項とし、 平成二十五年四 同条第二十七項を削 不 に相当する額を、 動 産 同項を同条第二十  $\mathcal{O}$ 価 格 月 0 「都市」 六分分 日までの を 日 り、 平 成 同条 を 再生 か 「 第 <del>.</del> 第 5 同

月三十一日」に改め、 同項を同条第二十二項とし、同条第三十四項を同条第二十三項とする。

附則第十一条の五第三項及び第十一条の六中「附則第十一条第二項若しくは第二十二項」を「附則第十

一条第一項若しくは第十三項」に改める。

附則第十一条の七を削る。

附則第十二条の二中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十二条の二の二の見出しを「(自動車取得税の非課税)」 に改め、 同条第一項中 「平成二十二年

三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六項」を「次条第四項」に、

「第七項各号」を「同条第五項各号」に、「第八項」を「同条第六項」に、「第九項各号」を「同条第七

項各号」に、「第十項第三号」を「同条第八項第三号イ」に、「以下この条」を「次条及び附則第十二条

の二の五」に改め、同条第三項から第十四項までを削る。

附則第十二条の二の五中「平成三十年三月三十一日までに第百四十四条の二第一項若しくは第二項に規

定する軽油 の引取り、 同条第三項の燃料炭化水素油 の販売、 同条第四項の軽油若しくは燃料炭化 北素 油 0)

販売、 輸 するに至つた場合における」を削り、 入が 行 同条第五 わ ħ 、 た 場 項の炭化水素油 合又は 当該 期 間 の消費若しくは第百四十四条 に 軽 油 カ 引 取 かわらず」の下に 税 の 特 別 徴収: 義 務者が の三第一 当分の間」 2第百 項各号の軽 兀 十 -四 条 を加え、 の二第六 油 の消費、 同条を附則第十二条 項 0 譲渡若 規定に しくは 該 当

の二の八とし、同条の次に次の一条を加える。

揮

発

油

価

格

高騰時

における軽油引取税の税率の特例規定

の適用停止)

第十二条 の 二 の 九 前 条 0 規 定 0 適 用があり る場合に お , , て、 租 税 特 別措置法第八十九条第 一項 で規定に によ

る告示

 $\mathcal{O}$ 

日

 $\mathcal{O}$ 

属

す

る

月

の 翌

月

 $\mathcal{O}$ 

初

日

以

後に第

百四

十

匝

条

の二第一

項若

L

くは第二

項

に規定す

る

軽

油

 $\mathcal{O}$ 

引

五.

項の炭化水素油

の消費若

しくは第百四十四条の三第一項各号の軽油

の消費、

譲

渡若しくは輸

入が

行

わ

取 同 条第 項 0) 燃料炭 化 水素油 の販 売、 同条第 兀 項 0 軽 油 若 しく は燃料炭 化 1水素油 の販 売 同 条 第

れ た場合又は同 日以後に軽 油 引取税の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項の規定に該当するに至

つた場合に における る軽 油 引取 税 については、 前条  $\bigcirc$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用を停止する。

2 項  $\hat{O}$ 前 規 項 定による告 0 規 定 に ょ 示 り  $\mathcal{O}$ 前 条の 日 0) 属 規 がする月 定  $\mathcal{O}$ 適 用  $\mathcal{O}$ 翌月 が停止 0 され 初 日 てい 以後に第百四十四条 る場合に お いて、 の 二 租 税特 第一項若しくは第二項に規定 別 措 置 直法第八· + 九 条第二

販売、 する軽 該当するに至つた場合における軽油引取税については、 は 輸入が行わ 同 油 条第  $\mathcal{O}$ 引取 れた場合又は同 五. 項 Ď, 0) 炭 同条第三項 化水 素 日以後に軽 油 (T) 0) |燃料炭 消費若しくは第百 油引取税 化水素油 !の販売、 の特別徴収義務者が第百四十四条の二第六項 兀 十四四 前項の規定にかかわらず、 条 同 が 三 条第四項 第一項各号の の軽 油若 軽 しくは燃料炭 油 前条の規定を適用す  $\mathcal{O}$ 消 費、 化 譲 北素 の規定に 渡 若 油  $\mathcal{O}$ 

る。

各号」 項」 中 附則第十二条の二の 附 を 項 則第十二条の二の 「附則第十二条の二の七第一項」に、 に改め、 附則第十二条の二の 同条を附則第十二条の二の七とする。 四第二項中 四第二項」 兀 「附則第十二条の二の を 第二項」 「附則第十二条の二の七第二項」に、 を 「附則第十二条の二の四第四項」 「附則第十二条の二の七第二 四第 一項各号」を 「附則第十二条の二の七 項」に改め、 附 を 則第十二条の二 「附則第十二条の二の七 同 条 第 四 0 第 兀 項 第  $\mathcal{O}$ 項 表

第四

附則第: 十二条の二の三を附則第十二条の二の六とし、 附則第十二条の二の二の次に次の三条を加える。

自 動 車 取 得税  $\mathcal{O}$ 税 率 . D 特 例

第十二条の二の三 自家用 の自 動 車 (第百十三条第 項の自動車をいう。 以下この条から附則第十二条の

2 <u>ー</u>の 得に対 する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得 第八項第一号、第二号若しくは第三号ロに掲げる軽油自! 五. して までにお 課する自 いて同じ。) 動 車 取 得 税の で軽自 税率 動 は、 車 (道路) 第百十 運送車両法第三条の軽 九条の 規定に 動 車 か 又は附則第十二条の二の かわらず、 自 動 (前条第二項の規定の適用が 車をいう。) 当 分  $\mathcal{O}$ 間、 五第一項に規定 以外 百 分  $\mathcal{O}$ 0) 五とする。 も の 0) あ 取

三十一 項 る場合  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 の自 定 日までに行 0 適 動 車の取得を除く。) 用 が な わ れ 1 ものとし たときに限り、 た場合に適用され に対して課する自 第百 十九条及び るべき同 動車 前 項 取得税の税率は、 0 条又は前 規定 に 項に定める率に四 か か わ らず、 当該取得が平成二十四年三月 当 該 取 分 得に 0) を乗じて得 ついてこの

た率とする。

3 項 十 一 場合  $\widehat{\mathcal{O}}$ 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得 日 1の自動 規 までに 定 0 適 車 行 の取得を除く。 用 わ が な れたときに限り、 7 ものとした場合に適用されるべき同条又は第一 )に対して課する自動 第百 十九条及び第一 車 中取得税 項 0 規 の税率は、 (前条第二項又は前項の規定の適用がある ル定にか、 項に定める率に二分の一を乗じて か わ 当該取得が平成二十四 らず、 当該 取得に ついてこの 年三月三

得た率とする。

道路 運送車両法第四十条第三号に規定する車 両総重量 (以下この条及び附則第十二条の二の 五. にお

1 て 車 両 総重量」 という。)が三・五トンを超える軽 油自 動 車 軽 油 を内 燃機関の 燃料とする自 動

車を いう。 第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるも

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定

められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (以下この条及

び附則第十二条の二の 五. 第一 項第一号にお 7 7 「排出 ガス保安基準」 という。 で総務省令で定め

る ŧ <u>0</u> (以下この号に お い 7 「平成十七年重 量 車 排 出 ガス保安基準」 という。 に適合すること。

口 窒素 酸 化物又は粒子状物質 の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化 物又

は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

エ ネルギー の使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第八十条第一号に規定

するエネル ギー 消費効率 (以下この条及び附則第十二条の二の五において 「エ ネルギー 消費効率」

という。 が 同 法第七 十八条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に より定められ る製造 事 業者等 の判 断  $\mathcal{O}$ 基準 となるべき

事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー 消費効率 (以下この条及び附則第十二条の二の五 にお

いて 「基準エネル ギー 消費効率」という。) 以上であること。

附則第十二条 の 二 の 五第二項に規定する第二 種 省エネ ルギー 自 動 車

電気自動車 (電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものをいう。 で初めて新規登録等を受

4

け るもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、 当該取得が平成二十四年三月

三十一 日までに行われたときに限り、 第百十九条及び第一 項の規定にか か わらず、 当該 取得についてこ

 $\mathcal{O}$ 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が な 7 Ł のとした場合に適用されるべ 、 き 同 条又は第一 項に定める率から百分の二・七

を控 除 L た率とす

5 次に 掲 げる天然ガ ス 自 動 車 (専 ら可能 燃性天然ガ スを内 燃機関 の燃料として用 1 る自動車で総務省令で

定めるものをいう。 以下この項において同じ。) で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自 動

車 . D 取得に対して課する自動車取得税の税率は、 当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行わ れ た

ときに限 り、 第百十九条及び第一 項の規定にかか わらず、 当該 取得につい 、てこの 項の 規 定 0 適 用 が ない

も の とした場合 に 適 用 され るべ き同 条又 は 第 項に・ 定め る 率 から百分の二・七を控除 L ) た 率 とする。

車 両総重量が三・ 五トン以下の天然ガス自動車のうち、 道路運送車 両法第四 十一 条の規定により平

物 もの 成十七年十月一 0 排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総 (以下この号において 日 以降に適 用されるべきものとして定められた排 平 成十七年天然ガス 軽量車基準」 という。)に適合し、 出ガス 保安基準で総務省令で定める カュ つ、 窒素 酸 化

務省令で定めるも

化 るも 平成十七 物 車  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 両 排 総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、 (以下この号にお 年十月一 出量が平 日 成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない 以降 7 に て 適用されるべきものとして定められた排出 「平成· 十七 年天然ガス 重量・ 車 基 準 道路運送車両法第四十一 という。 ガス保安基準で総務省令で定め )に適合し、 条の規定により か もので 窒 素 酸

6 対  $\mathcal{O}$ か して 以 ら充電する機能を備えてい 充電機能 外 課する自  $\mathcal{O}$ 充 電 付電力併用自動車 機 能 動 車 付 ·取得税 電 力併  $\mathcal{O}$ 用 税率 自 るもので総務省令で定めるものをいう。) (次項に規定する電力併用自動車のうち、 動 は、 車  $\mathcal{O}$ 当該 取 得 取得が平成二十四年三月三十一 (前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 の適 用 が ある場 合 で初めて 動力源として用いる電気を外部 日までに行われたときに限  $\mathcal{O}$ 自 動 車 新規登録等を受けるも  $\mathcal{O}$ 取 得を除く。)に ŋ

総務省令で定めるもの

場合に適用され 第百· 十九 条及び第 項の規定に カ かわらず、 項に定める率から百分の二・ 当該 取得についてこの項の規定 四を控除 した率とする。 の適用がない ものとした

るべき同条又は第一

7 動 (力源として用いるものであつて、 次に掲げる電力併用自動車 (内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを 廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止

法第二条第十四項に規定する自動 車排 出ガスの排出 の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう

以下この項にお *\*\ て同じ。)で初めて 新規登録等を受けるもの 以外 の電 力併 用 自動 車  $\mathcal{O}$ 取 得 **(**前 二項

 $\mathcal{O}$ 規定 0) 適 用 が あ る場 合  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得を除く。) に対 して課す る自 動 車 取 得 税  $\mathcal{O}$ 税 率 は 当該 取 得 が

平 ·成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、 第百 十九条及び 第 一項の 規定に かかわわ らず、 当

該 取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率

か ら百分の一・六 (当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七) を

控除 した率とする。

車 両 総 重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、 次のいずれにも該当するもので総務省令で

定め るも  $\mathcal{O}$ 

1 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定

められた排 出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この号において「平成十七年電 力併用軽

量車基準」という。)に適合すること。

口 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超え

ないこと。

ハ エネルギー 消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であるこ

٢

車 両 総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、 次のいずれにも該当するもので総務省令

で定めるもの

1 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定

められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの (以下この号において 「平成十七年電力併用重

量車基準」という。)に適合すること。

口

窒 素 酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒

子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー 消費効率が基準エネルギー 消費効率以上であること。

次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(前三項又は附則第

8

十二条の二の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課す

る自動車取得税の税率は、 当該取得が平成二十二年八月三十一日 (第二号に掲げる自動車にあつては、

平成二十三年八月三十一日)までに行わ れたときに限り、 第百十九条及び第一 項 の規定に カン カン わらず、

当該取得についてこの項の規定の適用が ない ものとした場合に適用されるべき同 条又は第一項に定める

率 ーから、 第一号又は第三号ロに掲げる軽油 自動車にあつては百分の一を、 第二号に掲げる軽 油 自動車 に

あつては百分の二(当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われ

た場合にあつては、 百分の一)を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控

除した率とする。

車 両 総 重量が十二トンを超える軽油 自動車のうち、 道路 運送車両法第四十 条の規定により平成二

十 年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるも

のに適合し、 カュ つ、 エネルギー 消費効率が基準 エネルギー 消費効率以 上の ŧ ので総務省令で定めるも

0)

車 両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、 道路運送車両法第四十一条の規

定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で 総 務

省令で定めるものに適合し、 かつ、 エネルギー消費効率が 基準エネルギー消費効率以上の もので総務

省令で定めるもの

三 車 両 総 重 量 が 三 • 五トン 以下の 軽 油 自 動 車 のうち、 次に掲 げ Ś ŧ

イ 乗車 定員十人以下の 乗 用の 軽 油 自 動 車のうち、 道路 運 送車 両 法第四十一条 の規定により平成二十

年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるも

 $\mathcal{O}$ (以下この号において 「平成二十一年軽油軽量車 ・基準」という。) に適合するも  $\mathcal{O}$ 

口 車 両 総 重 量 <u>\_\_</u>が二・ 五トンを超えるバ ス又は、 トラッ クのうち、 平成二十一年軽 油 軽量 車 基準に適合

か エ ネ ル ギ j 消 費効 率 中が基準 エネルギー 消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(自動車取得税の免税点の特例)

第十二条 が 二 0 兀 自 動 車の取得が平成三十年三月三十一 日ま でに行 わ れ た場合に おける第百二十条 の規

定  $\mathcal{O}$ 適 用 に . つ *(* ) て は 同条中 「十五万円」 とあるの は、 「五十万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十二条の二の五 次に掲げる自動車 (以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。) で

種省エネルギー

自

動車

の取得

(附則第十二条

の二の三第四

項

初めて

新規

登録等を受けるもの以外の第一

か たら第一 七項 までの規定の適 用 が ある場合  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得を除く。) に係る第百 十八条第 項  $\mathcal{O}$ 規定 の適

用 に 0 ٧, ては、 当該 取 得 が平 成二十四年三月三十一 日 までに行われたときに限 り、 同 項中 取 得 価 額

とある のは、 「取得 価額から三十万円を控除して得た額」とする。

エネルギ Ì ・消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上 の自動 車  $\mathcal{O}$ 

うち、 窒素酸化物 の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月 一日以降 .に適 用

されるべきものとして定められた排 出ガス保安基準に定める窒素酸化物 の値で 総務省令で定める  $\tilde{\mathcal{O}}$ 

(以下この 項及び次項に お 1 て 「平成十七年窒素酸化物排 出許容限度」 という。 の四分の を超え

ないもので総務省令で定めるもの

車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバ ス又はトラックの うち、 エネルギ 消費効率 が

基 準 エ ネ ル ギ 消 費 (効率 以 上で、 カュ つ、 窒素 酸 化 物  $\mathcal{O}$ 排 出 量 が平 ·成十七 年窒素 酸 化物 排 出 許 容 限 度 0

匹 分 の一を超えないもので総務省令で定めるも  $\mathcal{O}$ 

2 次に掲げる自動車 (以下この項において 「第二種省エネルギー自動車」 という。) で初めて新規登録

取得を除く。)に係る第百十八条第

又は前

項

O

規定

 $\mathcal{O}$ 適

用

がある場合の

自 動

車

(T)

等を受けるもの以外

の第二種省エネルギー

-自動車

0

取得

(附則第十二条の二の三第四

項から第七項

まで

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規

定

 $\mathcal{O}$ 

適

用

につ

1 ては、 当 該 取得 が 平 成二十四 年三月三十 日 までに行われ たときに限 り、 同 項 中 取 得 価 額 とある

 $\mathcal{O}$ は、 取 得 価額から十五 万円を控除 して得た額」 とする。

工 ーネルギ ] 消費効率が基準エネルギー 消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自 動車のう

ち、 窒素 **一般化物** の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令

で定 めるも

車 両 総 重 量 が二・五 トン を超え三・ 五. トン以下のバ ス又はトラックのうち、 エ ネ ル ギ ] 消 費効率 が

基準 工 ネル ギー 消費効率 以上で、 かつ、 窒素酸化 物  $\mathcal{O}$ 排 出量 が平 -成十七. 年窒素 酸 化物: 排 出 許 容限 度の

## 二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

3 書に、 前二 当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項 項 0 規定は、 第百二十二条第一項又は第百二十三条の規定により提出される申告書又は 修修正 申告

 $\mathcal{O}$ 

記載がある場合に限り、

適用する。

第三項の表以外の部分を次のように改める。 + て 「電気<sub>・</sub> 附則第十二条の三第一 日 に改め、 自動車等」という。)」 同項第二号中 項中 「第四項」及び 「平成十一年三月三十一日」を を削り り、 同 項第一号中 「同項」を「第三項及び第四項」に改め、 「平成九年三月三十一日」を 「平成十三年三月三十一日」 「平成十一年三月三 (第三項におい に改 め、 同条

掲げる規定中 までの間 成二十三年度分の自動車税に限り、 成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平 次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、 に 新 事新! 同表の中欄に掲げる字句は、 規 登録を受けた場合にあ 当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日 つては平成二十四年度分の 同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 自 動 車 <del>.</del>税 に 限 り、 当該自動車が平 次の 表 の上欄に

## 一電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

1 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この号及び次項において 「車両総重

量」 という。) が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、 同法第四十一条の規定により平成十七

年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は 公害防· 止

その 他  $\mathcal{O}$ 環境保全上の技術基準 (以下この項に お į, 7 排 出 ガス保安基準」 という。 で総務省

令

で定 8 る Ł  $\mathcal{O}$ (以下この号及び 次項にお いて 平 -成十七. 年天然 ガ ス 軽 量車 基 準 という。) に 適 合

Ļ かつ、 窒素 酸 化物  $\mathcal{O}$ 排出 量 が平 成十七年天然ガス軽 量車 ・基準に定める窒素酸化物 の値 0 兀 分の

一を超えないもので総務省令で定めるもの

口 車 両 総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、 道路運送車両法第四十一条の規定によ

り平 成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ ス保安基準で 総務省令で

定めるもの (以下この号及び 次項に お いて 「平成十七 年天然ガ ス 重 量 車基 準 という。) に適な 合  $\overline{\mathbb{L}}$ 

か つ、 窒素酸化物 の排出量が平成十七年天然ガス (重量· 車基準 に定める窒素酸化物 の値 元 十 1 分 の
九

## を超えないもので総務省令で定めるもの

 $\equiv$ 省令で定めるものをいう。) 省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、 とにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務 充電 機能付 <u>:電力併</u> 用自 動 車 のうち、 **(電** 力併用 動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている 自動車 (内燃機関を有する自 廃エネルギーを回収する機能を備えているこ 動車で併せて電気その他の総務

もので総務省令で定めるものをいう。)

兀 うち、 にお 事業者等 条に されるべきものとして定めら (次項及び第五項において エネ いて おいて 窒素酸: ル ギ の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率 「基準エネルギー消費効率」という。) 「エネルギー消費効率」という。 化物  $\mathcal{O}$ 使用 の排出し  $\mathcal{O}$ 合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー 量 一が道 「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。 ń た排 路 運送車 出 ガ ス 両法第四 保安基準 が同法第七十八条第一項の規定により定められ 準 十一条の規定により平成十七年十月一日以 に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動 に定め る窒素酸 化物  $\mathcal{O}$ 値 で の四分の一を超えない 総務省令で定め 消費効率 (以下この条 (以下この 降に適用 る る製造 車 ₽  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

## もので総務省令で定めるもの

り、 受けた場合にあつては平成二十年度分の自動 ŧ お 二十一年四月一 十五に、 り平成十七年十月一日以降に適 れるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において に改め、 <u>0</u> いて 附則第:  $\Box$ (以下この号にお 「車両総重量」という。)」及び「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適 という。)に適合し」を「に適合し」に改め、 十二条の三第四 「第三項」を「前項」に、 当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登 日から平成二十二年三月三十一日まで」に、 いて 項第二号イ中 二 及 び 用されるべきものとして定めら 「」という。 「平成十八年四月一日 「道路運送車 車税に限り」 \_ \_ 両法第四十条第三号に規定する」、 を削 同号口中 を削り、 り、 「平成十九年度分」を「、平成二十二年度分 から平成十九年三月三十一日まで」を ħ 同条第五項中 た排出ガス保安基準で総務省令で定める 「道路運送車両法第四十一条の規定によ 同 条第六項を削 百百 分の り、 百十」 同 条第七 (以下この号に を 百百 項中 平成 分 を削 録 0 用 「第 を 百 さ

附則第十五条第一項を削り、 同条第二項を同条第一 項とし、 同条第三項中 「平成二十年四月一 日から平

三項

から前項まで」

を

「前三項」

に改め、

同項を同条第六項とする。

号を第五号とし、 課税標準となるべき価格の三分の二、第七号」を「第五号」に改め、 第五号又は第九号」を「第三号」に、 定めるものを除く。)にあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一、 分の一」を「三分の一」に、 成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、 第三号を削り、 第九号及び第十号を削 第四号を第二号とし、 「第一号若しくは第四号に掲げるもの又は第六号に掲げるもの 「第八号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の 第五号を第三号とし、 り、 同 項を同条第二項とし、 第六号を第四号とし、 同項の 第一号を削り、 次に次の一 第七号を削り、 第二号を第一号とし 項を加え (総務省令で え 第八 六

3 除 するも 質使用 形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、 までの間 去するための償却資産 土壌 特定 のに限る。 の特定有害物質 に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、 施設に係る工場又は事業場 )で政令で定め (土壤汚染対策法第二条第一 (同法第六条第四項に規定する要措置区域及び同法第十一条第二項に規定する るもの の敷地又は敷地であつた土地の所有者、 のうち、 平成十五年二月十五 項に規定する特定有害物質をいう。) 同法第三条第一項に規定する有害物 日 第三百四十九条の二又は第三百四 から平成二十四年三月三十一日 管理者又は占有者が設置 による汚染を

分の一  $\mathcal{O}$ 額とする。

固

同

に係る[ め、 に改め、 項とし、 分の二二 十三年度」に、 条第十 定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り」を加え、 を 附則第十五条第四項から第七項までを削り、 「平成二十二年度又は平成二十三年度」に改め、 「供するものに限る」の下に「。 固 に改め、 定資 同  $\overline{\mathcal{O}}$ 項 中 条第十二項を同 額 産 「に限り、 税 平 の 下 に 同項を同条第四項とし、 又 成二十二年三月三十一日」 は 都 市 「とし、平成二十四年度分の 」を「については」に、 計 条第八項とし、 画 税  $\mathcal{O}$ 課税標準 第四十六項において同じ」を加え、 同条第十三項中 同条第九項を同条第五項とし、 となるべ 同条第八項中「平成十六年度から平成二十一年度までの間 を「平成二十三年三月三十一 \_ き価 「あつては」の下に 固定資産税又は都 (第四十七項」を「 格 「及び第四十七項」を「及び第三十八項」に改 の三分の二 市 (当該 計画税 「平成二十一年度」を「平成二 同 (以下この項及び第三十八項」 日 条第十項を同 固定 当該航空機に対して課 に改 につい 資産 め、 「二分の一」 ては当時 のうち 条第六項とし、 同 項 該 を 旧 公団 固定資 同 を 条第七 する カン 五 5 産

 $\mathcal{O}$ 

承継

資産にあつては、

当該

固

定資産に係る固定資産

税又は

都市

計

画 税

0)

課税標準となるべき価

格

 $\mathcal{O}$ 

五分

 $\overset{\mathcal{O}}{=} \overset{=}{=}$ め、 三十一日 + 第十四項とし、 平成十年四月一 月三十一日」に改め、 で定めるものにあつては、 取得された場合にあつては」 年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」を加え、「四分の三」を  $\mathcal{O}$ に改め、 四 年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一 日まで」に改め、「に限り、」の下に「当該機械その他の設備が平成二十二年四月一日から平成二十三 「にあつては、」の下に の額」 当該 まで」 同項を同条第十一項とし、 機械その を加え、 に、 同条第十九項中 日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一日 「二分の一」 同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第三十八項」を「第二十九項」に、「 他 同項を同条第九項とし、  $\mathcal{O}$ 当該機械その他の設備に係る固定資産 設 を加え、 備が平成二十三年四 「当該機械その他の設備に係る固定資産税 「平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十 を 「五分の三」に改め、 同条第十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三 「三分の二」 同条第十四項を同条第十項とし、 月 を 日から平成二十四年三月三十一日までの間 「六分の五 同項を同条第十三項とし、 税 (当該機械その他 の課税標準となるべき価格の の課税標準となるべき価 日から平成二十四年三月三十 同条第十五項中 か 0 設備 同条第十 ら平成二十四年三月 「五分の四」に改 のうち 八項 五. 総 に 格の四分 「平成二 な同 新 分の 務省 たに 条 兀 令

定めるものにあつては、 若しくは出資 二年四月 一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、 金の額が 五. 当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四)」 十億円未満の会社又は個人であるも の」を加え、 (当該 設備のうち を削り、 総務省令 の額 同 で

項を同条第十五項とし、 同条第二十項を削り、 同条第二十一項中「平成十八年六月一日から平成二十二年

三月三十一日まで」を 「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」に改め、 「有線テレ

ビジ ョン放送法」 の 下 に \_ (昭 和四十七年 法 1律第 百 十四号)」を、 「有線テレビジ ョン放送事 業者」 の 下

十六項とし、 に 「で資本金 同 0 条第二十二項中 額若しくは 出資· 金 「同法の施行の日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年  $\overline{\mathcal{O}}$ 額が 五 十億円未満 の会社又は個 人であるもの」 を加え、 同 |項を同

兀 月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、 同項を同条第十

七 項とし、 同条第二十三項各号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」 に改 8

同項を同 条第十八項とし、 同条中第二十四項を第十九項とし、 第二十五項から第二十七項までを五項 ず

つ繰り上げ、 第二十八項を削 ŋ, 第二十九項を第二十三項とし、 同条第三十項中 「第五 十四項 又 は 第 五. +

五. 項」 を 「第四十一項」 に改め、 同項を同条第二十四項とし、 同条第三十一項を削り、 同条第三十二項中

資産税 産 三十五項中「平成十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」を「平成二十二年四月一 二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、 第三十六項及び第三十七項を削 成二十四年三月三十一日まで」に、「から五年度分の固定資産税については」を「から十年度分の固定資 同項を同条第二十五項とし、 に取得された場合にあつては当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三」 が平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得された場合にあつては」 十三年三月三十一日」に、「第三十八項」を「第二十九項」 「三分の二」の下に「、 「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、 税に限り」に、 日 に改め、 の課税標準となるべき価格の三分の二」を「二分の一」 同項を同条第二十六項とし、 「三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、 当該施設が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新た 同条第三十三項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十 り、 同条第三十八項を同条第二十九項とし、 同条第三十四項中 に改め、 に改め、 「平成二十二年三月三十一日」を 「(第三十六項及び第三十七項の規定の適 同項を同条第二十七項とし、 同項を同条第二十八項とし、同条 「に限り、」 同条第三十 当該構築物に係る固定 -九項中 の 下 に 「当該施設 「平成二十 を加え、 日から平 「平成二 同 を、

三十一 の 下 に め、 この 額が 十項から第五 ら平成二十三年三月三十一日まで」 条第四十六項中 同条第三十四項とし、 成二十二年度分及び平成二十三年度分」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、 条第四十 用を受けるも 項」の下に「及び第四十六項」を加え、「第十三項」を「第九項」に、 五十億円未満 同項を同条第三十八項とし、 日 同条第四十三項中 一項を同 (平成十九 に改め、 十四項までを削 のを除く。 「平成十八年六 の会社又は個人であるもの」 条第三十二項とし、 同 年 法 同 項を同条第四十一 1律第 条第四十四項を同条第三十五項とし、 「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、 を削 五. り、 月一 十九号) り、 同条中第四十八項を第三十九項とし、 同条第五 に改 日から平成二十二年三月三十一 同 同 項とし、 め、 項を同条第三十項とし、 条第四十二項中 を加え、 十五項中 電 を加え、 気通信 同条第五十六項中「平成二十二年三月三十一日」 「が、 「平成二十二年三月三十一日」 事業者」 同項を同条第三十七項とし、 「平成二十年度分及び平成二十一年度分」を 地域公共交通 同条第四十五 の 下 に 同条第四十項を同条第三十一項とし、 日まで」 第 四 の活性化及び再生に関する法律」 「で資本金 を 項を同り 「この条」を 十九項を第四十項とし、 「平成二十二年 を 0 条第三十六項とし、 同項を同条第三十三項 同 額若 「平成二十四年三月 条第四 しく 「この項」 十七 は 应 月一 出 を 「平 同 項 資 日 第五 に改 項を 中 金 平 同 同 か  $\mathcal{O}$ 

成二十四年三月三十一日」 に改め、 同 ご項を同条第四十二項とし、 同条中 第五 十七項を第四十三項とし、 第

五. 十八 項 を第四 <del>+</del> 匹 項 らし、 第 五 + 九 頃を第四 十五五 一項とし、 同 条に 次の一 項 を加 え る。

46 指定会社等が政府 の補助し で総務省令で定めるも 0 又は港湾法 第 五. 十五条の七第一項に規定する国の貸

付け若しくは特定外貿埠頭 の管理 運営に関する法律第六条第一項に規定する政府の貸付けに係 る資 金  $\mathcal{O}$ 

貸付けを受けて平成二十二年四 月一 日から平成二十四年三月三十一日までの間に取 得し た港湾法第 五. +

五. 条の七第二項に規定する特定用 途港湾 施設  $\mathcal{O}$ 用 に供する固定資 産 で政令で定め るもの 12 . 対 て課する

固 定 資 産 税 又は 都 市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標準 は、 第三百 匹 + 九 条、 第三百 兀 十 九 条の二又は第七 百二条第 項

 $\mathcal{O}$ 規定 に カ か わらず、 当該 固 定資産 に 対 して 新 たに 固 定資 産 税又 八は都 市 計 画 税 が 課されることとな つた

年度か で ら 十 年度分の 固 宣定資産 税又は都市 計 画 税 に限 り、 当該 固定資産に係る固定資産税又は 都 市計 画 税

の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第· 十五 条の二中 「前条第三十八項」 を 「前条第二十 · 九項」 に改める。

附 則 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 六
並 び に 第 + 五 条の七第一 項及び第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十

四年三月三十一日」に改める。

附則第十五 条の八第四項及び第五項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」

に改める。

附則第十五条の九第四項、 第五項、 第九項及び第十項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五

年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二の見出しを「(特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例)」に改め、 同 条

中第一 項から第十項までを削り、 第十一項を第一項とし、 第十二項から第十八項までを十項ずつ繰り上げ

る。

附則第十七条の二第五項の表及び同条第六項の表中「附則第十五条第十三項、 第二十九項、 第四十二項

第四十七項、第四十九項から第五十三項まで及び第五十七項」を

「附則第十五条第九項、第二十三項、

第三十三項、第三十八項、第四十項、第四十三項及び第四十六項」に改める。

附則第三十条の二中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。

附則第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二 削除

附則第三十三条中第四 |項を削 り、 第五項を第四項とし、 第六項を第五項とし、 第七項を第六項とする。

附則第三十五 条の二第二項 中 同 項  $\mathcal{O}$ を 「道府」 県民税に 関 する」 に改 め、 同 条 第三 項中 第 九 条 の六

「第九条の六第一項」を 「第九条の七第一 項」に改める。

第一項」を

「第九条の七第一項」に改め、

同条第七項中

同

[項の] を

「市町村民税に関する」

に改め、

同

条第八項中

附則第三十五条の二の 四及び 附則第三十五条の三の二」 に改める。

附則第三十五条の二の二第二項中

「株式等

(第六項及び

附則第三十五条の二の四」

を

「株式等

(第六項

附則第三十五条 が 三  $\mathcal{O}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ 条を加 える。

非 課 税 П 座 内 上場: 株 式等  $\mathcal{O}$ 譲渡に係る道府県民税及び市 町村民税の所得計算 0 特例)

第三十五条の三の二 道府県民税の所得割 の納税義務者が、 前年中に租 税 特別措置法第三十七条の十四第

五. 項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約 (以下この条において 「非課税上場株式等管理契約

という。 に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税 П 座内上場株式等 (その者が二以上

 $\mathcal{O}$ 同 条第 五 項 第 号に !規定 する非 課 税  $\Box$ 座 (以下この条に お 7 7 非 課税  $\Box$ 座 という。 を有する場

合には、 それぞれ の非課税 П 座に係る非課税 口座内上場株式等。 以下この条にお いて同じ。 0 譲 渡を

 $\mathcal{O}$ L 金額、 た場合に 譲 渡 所 得 譲 は、 渡  $\mathcal{O}$ 所得 金 政令で定めるところにより、 額 の金額又は雑所得の金額とを区分して、 又 は 雑 所 得  $\mathcal{O}$ 金額と当 該 非 当該 課 税 非  $\Box$ 課税 座 内 上 П これらの金額を計算するものとする 座 場 株 内 式 等 以 株 外 式 等  $\mathcal{O}$  $\dot{O}$ 株式 譲渡に、 等  $\mathcal{O}$ よる事業 譲 渡 に ょ る事 所 得 業  $\mathcal{O}$ 金 所 得 額

2 道 返還又 0 場  $\mathcal{O}$ あ 府 時 株式等の一 0 租 た場 県民税 に に 税特別措置法第三十七条 は廃止 ょ お 一合に り け の所得割 非 る 課 による非課税 は 価 部又は全部 類とし 税 当 該 上 場 の納税義務者につい 株式 て政 払 出 0) 令で定 П 等 払 L 管理 出し 座内上 が の十四第四項各号に掲げる事 あ 契 8 0 (振替によるものを含む。 場 約 た る 非 株式等の に 金 ては、 基づ 課税 額 以 く譲  $\Box$ 払出 当該移管、 座 下 渡 内 しがあ が 0) 上 あ 項 場 株式 0 及 た び 返還又は廃止による払出 つた非課税 由により、 ŧ 第 等につい 以下この項及び第  $\mathcal{O}$ 五. ٢, 項 に 7 同 非 П お 課税 条第四 は 座を開設し、 1 7 そ 口座 項 払  $\mathcal{O}$ 五. 頭に 第 事 カ 出 ī 5 由 L が 号に . О 又は が 時 お あつ 生じ 非 *(* )  $\mathcal{O}$ 掲げ て同 開 課 金 た 時 た時 設 税 額 じ。 ) る移管、 していた 口座内上 に、 とい そ そ う が

12 相当す Ź 数  $\mathcal{O}$ 当 該 非 課 税  $\Box$ 座 内 上 場 株 式 7等と同 銘 柄  $\mathcal{O}$ 上 場 株 式 等 同 法第三十 七 条 の 十 一 の三第二  $\mathcal{O}$ 

払

出

し時

 $\bigcirc$ 

金

並額をも

つて当

該移管、

返還

文は立

廃

止

による

払

出

L

が

あ

った

非課

税

П

座

内

上

場

株式

等

 $\mathcal{O}$ 

数

項に規定する上 場 株 式 等を 1 う。 第 五. 項 に お 1 、 て 同 ľ  $\mathcal{O}$ 取得をし たものとそれぞれみなして、 前項

及び 附則第三十五 条 の二第 項 から第五 項までの規定その他 (T) 道府県民税に関する規定を適 用する。

3 前 項 0) 規定  $\mathcal{O}$ 適 用 に関 L 必要な 事 項 は、 政令 で定め る。

4 市町: 村民税の所得割の納税義務者が、 前年中に非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口 座内上場

株式等 の譲渡をした場合には、 政令で定めるところにより、 当該非課税 口座内上場株式等の譲 渡による

事 \*業所! 得の金額、 譲 政 渡 所 得 の金額又は雑 所得の金額と当該非 課税 П 座内 上 場株式等以外 の株式 等 O譲 渡

による事 業 (所得)  $\mathcal{O}$ 金 額 譲 渡所得  $\mathcal{O}$ 金額 「又は雑 所得  $\mathcal{O}$ 金額とを区分して、 これら O金額を計 算 がする ŧ  $\mathcal{O}$ 

とする。

5 租 税 特 別 措置法第三十七 条 の十四第四項各号に掲げる事 由により、 非 課 税  $\Box$ 座 立からの 非 課 税  $\Box$ [座内上

場 株式等の一 部又は全部の払出 ľ が .あつた場合には、 当該払出しがあつた非課税 П 座内上場株式等に 0

1 ては、 その事・ 由が生じた時に、 払出 L 時 の金額により非課税上場株式等管理契約に基づく譲 渡が あ 0

たものと、 同 ]項第一 号に掲げる移管、 返還 父は廃・ 止 による非 課税 口 座内 上 場株式 等の 払 出 しが あ 9 た非

課税  $\Box$ 座 を開 設 Ĺ 又 は開 設 して 1 た市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 所 得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義務者 に 0 V 7 は、 当該 移 管 返 還 又

は 廃 止 による払出 L が あつた時 に、 その 払 出 し時  $\mathcal{O}$ 金額をもつて当該移 管、 返還 又は 廃 止による払 出

が あつた非課税 口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税 口座内上場株式等と同 銘柄 の上場株

式 学の 取得をしたものとそれぞれみなして、 前項及び附則第三十五条の二 第六項から第十項までの規定

その他の市町村民税に関する規定を適用する。

6 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十五条の五中 「第七百三条の五第一項」を 「第七百三条の五」に、 「同項」を「同条」 に改め

る。

附則第三十五条の七、 第三十七条及び第三十七条の二中 「第七百三条の五第一項」 を 「第七百三条 の 五

に改める。

附則第三十八条中「及び第七百三条の五」を削り、 「及び次条において同じ。) に」を「において同じ

)に」に改め、  $\overline{\phantom{a}}$ 第七百三条の五第二項中「被保険者に係る」とあるのは 般被保険者に係る」と

ーを削る。

附則第四十一 条第二項中 第七十二条の五の二、第七十二条の六」 を削り、 「第二十二項、第二十三

項、 第二十六項、 第二十七項及び第二十九項」 を「第二十項、第二十一項、第二十四項、 第二十五項及び

附  $\mathcal{U}$ 十九項」 七項」に、 第二十七項」に、 項第三号、 則第十一条第三十二項、 に第七十二条の三十一第五項」 に改め、 「第三項第三号、 第五十三条第二十四項及び第三十二項」を「第二項第四号、 同条第六項中  $\neg$ 第七十二条の二十六第 附則第十五条第十三項」を 第三百二十一条の八第二十四項」 「第二項第三号並び を削 り、 同 条第三項中 一項」 を に第五 並 「附則第十五条第九項」に改め、 「第十一項」の下に びに第七十二条の二十六第一項」 十三条第二十 を 「第三項第四号、 应 項 第五十三条第十九項及び第二十 及び第三十二項」 「及び第十三項」 第三百二十一条の八第 同 条第 に改 を を 五 項中 加 第二項 え、 「 第 並

13 又は 定一 わ  $\mathcal{O}$ 日 いらず、 が、 か 道 る平 特 般財団法人の事業を承継するために設立されたものであることその他政令で定める要件を満たすも 府 定 平成二十二年四 県 当 該 は、 成二十五年 般財団 不動: 地方自 法 産 十一月三十日  $\mathcal{O}$ 人か 治法第二百六十条の二第七項に 取得に対しては、 月一日 ,ら残. 余財 から平成二十五年十一月三十日までの間 IまでのI 産であ 間 不動産取得税を課することができない。 る不動産 に 行 わ を取得り れ たときに限 規定する認 した場合には、 Í, 可可 地縁 第七十三条の二第一 団 に解散した当該特定一 一体で、 当 |該取! 特 得 が 平 定一 般社団 成二十二年 項の 般社団 規定に 法 人又以 应 は特 か 月 法 か 人

第四号並

び

に第五

十三条第十

九

項及び第二十七

項」

に

改

め、

同

条に次

の 一

項

を加

える。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)

第二条 国有資産等所在 市 町村交付金法 (昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

(自動車重量譲与税法の一部改正)

第三条 自 動車 重量讓与稅法 (昭和四十六年法律第九十号) の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(自動車重量譲与税の譲与額の特例)

2 第一条及び第三条第一項の 規定の適用については、 当分の間、 これらの規定中「三分の一」とあるの

は、「千分の四百七」とする。

附則第三項から第五項までを削る。

附則

(施行期日)

第 条 この法律は、 平成二十二年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定 法、 七 等に関する法 地  $\mathcal{O}$ び地方税法 「締 実施 方 十二条の三十 0 同 第 同 下に 法 法 税 法 約 第 に伴う 第七 国 条中 租 法 人税法及び地方税法 税  $\mathcal{O}$ 五 「又は締約者」 十二条 の 下 に 特 + の特例等に関する法律」に改める部分に限る。 条約 地 律」 所得 例 方 五 等に 九 の 税 条  $\mathcal{O}$ 税法、 の 二 十 実 に改める部分に限る。)、 法  $\mathcal{O}$ 「又は締 施 兀 関 兀 第五十三条第三十五項及び第三十六 はする 第一 第一 に 伴 应 を加え、 法 人税 項 約者」 5 法  $\mathcal{O}$ 項 の特例等に関する法律」 の改正に 所得 律」 + 0 法 改 正 を加え、 及び を 第 税 「条約 一規定、 規定 法、 租 項 地方税法 税 法 相手国」  $\mathcal{O}$ (「条約 条約等 人 同法第三百二十一条の 改 「条約. (税法) 同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定 正 規定 0 を 及 特 相 0 相 例等 実施 手国」 を び 手 (「租 「条約相手国等」 地方 国 「租 項 に に伴う所得 の改正 を 税 税 を 税条約等の実施に伴う所得 関する法 法 条 「条約 「条: 約 同法第五  $\mathcal{O}$ 特 八第三十一項及び第三十二項 規定 約  $\mathcal{O}$ 例等に 相手 律 税 実 相 に改める部分に限る。 法、 施 手 国等」 に に 玉 十五条の二第一 伴う所知 改め 租税 法人税 関する法 に改め る 条約の に 得 改 部分に限 法 (律) 及び 税 8 実施 税法、 る部 る部分に限 法 項の を 地 る。 方 分に 法 に 1伴う所得 法 税 人 (「締: 改正規定 租 税 限 税  $\mathcal{O}$ 人税法及 法 改 .. る。 ) 条 法 同  $\mathcal{O}$ 得 同 約 法 約 特 及 正 法 等 第 び 税 規 玉 例

第三百二十一条の十一 口 を 及び第六項第二号ロの改正規定 条約相 「条約 相 手国」を 手 · 国 等 」 「条約相 に改 の二第一項の改正 8 手国等」に改める部分に限る。 る部分に限 平成二十二年六月一 る。 規定 (「締: 並 び に同法質 約 国 日 第三百二十一条の十一 の 下 に 並びに同法附則第五条の四第 「又は 締 約者」 の 三 を加え、 第 項 条約! 0 改 項第二号 相 正 規 手 定 玉

税法 分に限る。)並びに同条第三十五項及び第三十六項 正 人税法及び地方税法 規定、 項及び第五 第一 同 第五  $\mathcal{O}$ 条第六項、 条中 特例等に関する法律」 <del>十</del> 一 同 法 地方税法第十五 十五 第二十三条第 条第二項及び 第十 条  $\mathcal{O}$ の特例等に関する法律」 改 項、 正 第十五項及び 規 第五 条 に改め 定、 項 の四第一 十二条  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 同 法第 る部分に限る。) Ī 項第一号、  $\bigcirc$ 規 第十 改 定 五. 十五条 Ē (同 を 九項 規 . 項第 定、 「租税条約等の実施に伴う所得税法、 第十七 次の二第 0 改 正 匹 の改正規定 同 を除く。)、 号 法 規定 条の六第二項及び第二十条の九の三第五項 第  $\mathcal{O}$ 項 兀 五. 十三条 0  $\mathcal{O}$ 改 正 改正! (「租税条約の実施に伴う所得税法、 規定 同法第五十三条の二、 第四十二条の十一  $\mathcal{O}$ 規定を除く。)、 改 Ē 規定 「締 約 (同 国 条第 の 下 に 第五項」 法人税法及び地方 同 法第二十 匹 第五 項 0 乊又 を削 十四四 改 人は締 匝 正 条第 条 の改 る 規 法 約 部 定  $\mathcal{O}$ 

者」

を加

え、

「条約

相手国」

を

「条約

相手国等」

に改める部分を除く。

同法第五十五条の三

一第

項

法及び 得税法、 兀 定 条第四項を同条第六項とし、 の 下 に 三項の改正規定、同法第七十二条の五の二を削る改正規定、同法第七十二条の六、第七十二条の七第二  $\mathcal{O}$ 同 同 項及び第七十二条の十二第一号の改正規定、 を除く。 改正!  $\mathcal{O}$ 法第七十二条の二十三、第七十二条の二十四の四及び第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十 法第七十二条の十八ただし 項及び第七十一条の二十六第一項、第七十二条から第七十二条の二の二まで並びに第七十二条の三第 (「第二条第十二号の七  $\dot{+}$ 一規定、 地方税法 までの改正規定、 法 I 人税法 第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。)、 同法第五十六条、 同法第五 の特例等に関する法律」 及び 地 十五条の 方 同法第七十二条の二十四の十一 税  $\mathcal{O}$ 同条第三項を同条第五項とし、 書 五. 法 第五十七条第二項、  $\bar{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 特例等 を 第一項の改正規定 改正規定、 「第二条第十二号の七 に改める部分を除く。)、同法第七十二条の二十五第一 12 関 同法第七十二条の二十一 同法第七十二条の十三の改正規定 する法律」 第六十二条から第六十四条まで、 (「条約相手国」 を 第一項の改正規定 の七」 「 租 同条第二項の次に二項を加える改正規定、 税 に改 条約 を 等 同条第五項を同条第七項とし、同 第 める部分に限る。  $\dot{O}$ 「条約相手国等」 項の 実 ( 「租 施 に 改正規定 (同 脱条約 伴う所得税 条第十四 第六十五 の実施に伴う所 (「ついては」 を除く。)、 に改 項 法 条 の改正 める部 項、 法 の二第 人税 第 規 分

律」 出 第三十二項 改正規定を除く。) 兀  $\mathcal{O}$ 手 七 第十九項の 五 十 \_ の 二、 国 四十第一項、 十二条の二十九 同 し及び同 同法第七十二条の三十九の二第一 |法第三百二十一条の八の改正規定 を の四並び  $\mathcal{O}$ を「条約相手国等」に改める部分を除く。)、 租 五. 第七十二条 を削り  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改正規定 条第一項、 税条約等 改 に第七 Ē る改 第七十二条 規 から第七十二条の三十四まで、 定 + Ö) 正  $\mathcal{O}$ 実施 規定、 -四 条 厄 第七十二条の三十八 同法第二百九十四条の二、第三百十二条及び第三百十四条の (「租 十六 第四 に伴う所得税法、  $\mathcal{O}$ の四十一及び第七十二条の四十一の二第四項 税 第一 五. 同法第七十二条の四十三第四 条 0 十二条の十一 項、 約 改正規定、 項の改正規定 の実 第七十二条の (同条第四項の改正規定、 施 に の二第 伴う所得税法 第五項」 同法第二百九十二条第一項の 法人税法及び 第七十二条の三十七第一項、 (「締約 項 兀 を削 及び 十八八 同法第七十二条の三十九の三第一項、第七十二条 第 項、 第四 国 地方税法 る部分に限る。) 法 の 下 に 第七十二条 項 項及び第四 人税法及び 同条第六項、 並びに第七十二条の三十九  $\mathcal{O}$ 特 「又は締約者」を加え、 例等に関する法律」  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改正 地 項 改正規定、  $\mathcal{O}$ 第 四 並びに同条第三十 方 第十一項、 第七十二条の三十八 + 税 規 号、 应 定 法 0 四第二項 (同 特例等 第七· 第七十二条の四 同法第七十二条 項第 十三条 第十五項及び に改 に  $\mathcal{O}$ 匹 0) 号 改 改 関 「条: 項及び する法 正 正 8  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る部 規定 兀 七 約 規 の見 十 第  $\mathcal{O}$ 定 相  $\mathcal{O}$ 

る。 八条、 第五項、 五. 五. 条の十 二十一条の十二、第三百二十一条の十三第二項、 分に限る。) に第八条第二項 の三第一項の改正規定 に 項及び第十九項」を「第五十三条第五項、 十三条第六項、 改 を加え、 同法 第七百三十四条第三項及び <u>ー</u>の 8) る部 附 第九項、第十二項及び第十五項」に改める部分に限る。) 同条第六項から第 改正規定、 則第九条第五項 を除く。 分及び 「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。)、 及び 第十 第 「第七 )、同法第三百二十一 -一 項、 同法第三百二十一条の十一 五. (「条約相手国」を 項 十二条の二十一 の改正規定  $\mathcal{O}$ 八項までの改正規定 改 正 第十五項及び 規定、 第七百四 (「第七十二条の二十一第三項」を 同 一十八条 法 第四項」 第十九項並びに第三百二十一条の八第六項、 「条約相手国等」に改める部分を除く。) 第九項、第十二項及び第十五項並びに第三百二十 条の八の二、 附 則 (「第七十二条の二十一第四項」 の二第一 第 第三百二十四条第一項、 *(*) を 八人条 改正規定並 「第七十二条の二十一第六項」 の 二 の 第三百二十一条の九第一項及び第三百二十 項の 改 正 び 改正規定 こに同い 及び同条第三項の改正規定に限 規定 法 附則第三条の二の (同 (「締約国」 第三百二十六条、 「第七十二条 同法第三百二十一 条第二項 を「第七十二条の二十 に改 並びに同 の下に  $\mathcal{O}$ 第十一 の 二 十 一 改 8 匹 正 第三 る 規定 第四百六十 「又は締 条の十 部 項、 法第三百 第五項 条の八 項 分に限 (「第 第十 並 約 び

第八 並 七十二条の二十一第五 る部分に限る。)、 び 第六項」 項を除く。 並 に同法附則第四十一条の改正規定 びに附則第三条第十一 に改め 並 る部分に限る。 びに第二十条から第二十二条までの 同法附則第九条の二、第九条の二の二、第十二条の二及び第三十条の二の改正規定 項」に、 項、 「第七十二条の二十一第四 第四条第二項及び第三項、 同 (同条第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定を除 条第十六項  $\mathcal{O}$ 改正規定 規定 |項| を 第六条、 平成二十二年十月 (「第七十二条の二十一 「第七十二条の二十一 第十条第十二項、 第十二条 第六項」 第三項」 に を (同 改 「 第 条 < 8

三 定並 並  $\mathcal{O}$ 五十 |びに同法第三百二十五条、第三百五十四条の二、 第 |びに附則第三条第四項から第六項まで及び第十条第四項から第六項までの規定 九第一 条中 ·地方税法 項及び 法 第四 第百五十一条の二の改 十五五 条の三の 次に二条を加える改 正 規定、 第六百五条及び第七百一条の五十五第一 同法第三百十七条の三の次に二条を加える改 Ē 規定、 同 法 第四十六 条第一 平成二十三年 五. 項、 項 第七十二条  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 正 · 月 正 規 規 定

— 目

匹 同 法 第 附 三則第五 条中 地 一条の四次 方税 法 第一  $\mathcal{O}$ 本 則 項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定 に 一章 を加り える改正 規 定 (同 法第七 百五 十九条に係る部 (「及び」を 「並びに」 分に限り る。 に改め 並 る部 びに

日

分及び 「から」を「及び第十条の二の二から」 に改める部分を除く。 平成二十三年四 月 日

五. 第一 条中 地 方税法第三十四 条第一 項第六号、 第十号及び第十一 号、 第四 項並 立びに第一 五. 項 0) 改 Ē 一規定、

同 .条第七項の改正規定(「及び第五号の二」を削る部分を除く。)、 同条第九項、 同法第三十七条、 第

匹 一十五条の二第一項並びに第三百十四条の二第一項第六号、第十号及び第十一号、 第四 項並 びに 第 五. 項

の改正 一規定、 同 条第七項の改正規定 (「及び第五号の二」を削る部分を除く。) 並びに同 条第 九項、 同

法第三百 十四四 <del></del>条 の六及び第三百十七条の二第一 項 の改正規定並 びに附則第三条第三項及び第十条第三項

の規定 平成二十四年一月一日

六 第一 条中 地 方税法  $\mathcal{O}$ 本 則 に 一章を加える改正規定 (同法第七百五十八条に係る部分に限る。 平 成

二十四年四月一日

七 第一 条中 地方税法第三十四条第一 項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、 同条第七項 の改

正 規定 (「及び第五号の二」 を削る部分に限る。)、 同条第八項並びに同法第三百十四条の二第一項第

五号及び第五 号の二並びに第六項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 改 Ē 一規定、 同条第七 項 の改 正 規定 (「及び第五号 **の** 二 を削 る 部 分

に限る。 並びに同条第八項 の改正 規定並 びに同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定及び 同 法

附則第三十五条の三の 次に一条を加える改正規定並 びに附則第三条第二項及び第九項並びに第十条第二

項及び第十項の規定 平成二十五年一月一日

八 第一 条中地方税法第三百四十八条第二項第七号の二の改正規定 自然公園法及び自然環境保全法の一

部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)の施行の日

九 第一 条中 地方税法第七十三条の 四第一項の改正規定及び同法第三百四十八条第二項の改正 規定

(同項

第七号の二の 改正規定を除く。) 並びに 附則第五 条第二項、 第十一 条第二 項及び第十四条第二項の規定

沖 ·縄 科学 技術大学院大学学園法 (平成二十一年法律第七十六号) の施 行 (T) 日

(還付加算金に関する経過措置)

第二条 この法律の施 行 の日(以下「施行日」という。)から平成二十二年九月三十日までの間における第

条の 規定による改正後の地方税法 (以下「新法」という。) 第十七条の四第一項第一号の規定の適 用 に

ついては、 同号中 「第五十三条第二十一項若しくは第三百二十一条の八第二十一項」 とあるの は 「第五 +

三条第二十六項若しくは第三百二十一条の八第二十六項」と、 「第五十三条第二十三項若しくは 第三百二

十一条の八第二十三項」とあるのは 「第五十三条第二十八項若しくは第三百二十一条の八第二十八項」と

「第七十二条の十三第九項」 とあ るのは 「第七十二条の十三第十項」と、 「第七十二条の十三第十三項

とある のは 「第七十二条の十三第十四項」 と、 「同条第十一項」とあ るのは 同 条第十二項」とする。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、 新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十二年度以

後 の年度分の 個 人の道府県民税について適用し、 平成二十一年度分までの個人の道府県民税につい ては、

なお従前の例による。

2 新 法 第三十 应 条 第一 項第五号及び 第五号の二、 第六項、 第七項 (生命保険料控除 額に . 関 する部 分に限 る

並びに第 八 項の規定は、 平成二十五年 度以後 の年 度分の個 人の 道 府県民税に 9 7 て適用し、 平成二十

0

四年度分までの 個 人の道府県民税については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例 に ·よる。

3 新法第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、 第四 項、 第五項、 第七項 (生命保険料控除 額 に関

する部分を除く。) 並びに第九項、 第三十七条並びに第四十五条の二第一 項 の規定は、 平成二十 -四年 ·度以

後 の年度分の 個 人の道 府 県民税について適用し、 平成二十三年度分までの個 人の道府県民税について は、

なお従前の例による。

- 4 新法第四 十五条の三の二の 規定は、 平成二十三年 一月一 日以 後に提出する同 条第一 項及び第二項に規定
- する申告書について適用する。
- 5 新法 第 四十五条の三の三の規定は、 平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書
- について適用する。
- 6 平 ·成二十三年中に新法第四十五条の三の三第一項の規定による申告書を提出する場合においては、 同条
- 第二項中 同 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる申告書に記載した事 項」 とある のは、 「所得税 法等  $\mathcal{O}$ 部を改正 する法律
- 平成二十二年法 律 第六号) 第 条の 規定による改 正 前  $\mathcal{O}$ 所得税法第二百三条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に よ る 申 告
- 書 (同条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 提出し た同り 条第 項の 規定による申告書を含む。) に記 載し た事 項 のうち前
- 項各号に掲げる事項に相当するもの」として同 項の規定を適用する。
- 7 施行 日前 に所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六号。 以 下 「所得税法等改 近法」 لح
- *\*\ 第十八条の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 租 税 特別措 置 法 昭 和三十二年法律 第二十六号。 以 下 旧 租 税 特
- 別 措置法」という。 第九条 の六第 項 E 規定する公開 買 付付 け に応じて行う同 項 12 規定する上場会社等  $\mathcal{O}$
- 株 式 の譲渡をした所得割の納 税義務者 の当該株式の譲渡による所得については、 なお従前 の例 による。

旧 租 税 特 別 措 置 法第 九 条 0) 六 第 項に · 規 定する個 人であ る 所 得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義 務者 が、 施 行 日 カゝ 5 平 成二十

式  $\mathcal{O}$ 譲渡 をし 月三十 た場合に 日 ま で おける当該  $\mathcal{O}$ 間 に、 株 同 式 項 (Z の譲 規 定す 渡による所得に る公開 買 付 ついては、 け に . 応じ1 て行う 第一 条 同  $\mathcal{O}$ 項に 規定による改 規 定す ^る上場: 正 会 前 社  $\mathcal{O}$ 地 等 方  $\mathcal{O}$ 株 税

法 (以 下 旧 法」という。 附 則第三十五条の二第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 なおその効力を有する。 ک 0 場 合に お

1 同 項中 租 脱特別 措置 法第九 条 の六第一 項」 とあるの は、 「所得税 法等 0 部を改正す る法 律 平

成二十二年 法 律第六号) 附則 第 五. + 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ 5 19 な お そ  $\mathcal{O}$ 効 力を有するも 0 とされ る 同 法第·

八 条 0) 規 定 にこ よる改 正 前  $\mathcal{O}$ 租 税 特 別 措 置 法 第 九 条 の六 第 項」 とす

9 新 法 附 則 第三十五 条 の 二 の 二 一第二 項 及び 第三十 五. 条の三の二第一 項から 第三項 ま での 規定は、 平成二十

五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

10 别 段  $\mathcal{O}$ 定 め が あ るも Ō を除 き、 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定中法 人の道府県民税に関する部分は、 施 行 日以後 に 開 始 する

事 業年 度 分の 法 人の 道 府 県民 税 及び 施 行 日 以 後 に開 始 する連結 事 業年度分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 道 府 県 民 税 に 0 7 7 適

用 Ļ 施 行 日 前 に 開 始 L た 事 業 年 ·度 分  $\mathcal{O}$ 法 人の 道 府 県 民税及び 施 行 日 前 に 開 始 L た連 結 事 業年 -度分の 法 人

 $\mathcal{O}$ 道 府 県 民 税 ĨZ 0 į, て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に 、よる。

第 条  $\mathcal{O}$ 規 定 **附** 則 第 条第二号に掲げ る改正 規 定に限 る。 による改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方 税 法 0) 規 定 中 法 人 0

道 府 県 民 税 に 関 する 部 分は、 平 成二十二年  $\dot{+}$ 户 日 以 後に . 合併、 分割 現 物 出資 若 しく は 現 物 分配 ( 所 得

税 法等 改 正 法第二条  $\mathcal{O}$ 規定による改正後の法 乙人税法 (昭 和四十. 年 法律第三十四号。 以 下  $\overline{+}$ 月 新 法 人 税法

という。 第二条第十二号の六に規定す る現物分配 をい V. 残余財産 の分配にあ って は 同 日 以 後  $\mathcal{O}$ 解 散

に よるも のに限る。) が 行わ れ る場合、 同 日 以 後に 解 散 (合併に よる解散 及び 破 産 手 続 開 始 0 決定に ょ る

解 散 を除く。) 若 しく は 破 産 手 続 開 始  $\mathcal{O}$ 決 定 が 行 わ れ る場合又は 同 日 以 後 12 解 散 す る法 人  $\mathcal{O}$ 残 余 財 産 が 確

定す うる場が 合に お け る各 事 業年 度 分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 道 府 県 民 税 及び 各 連 結 事 業 年 · 度分  $\mathcal{O}$ 法 人 0) 道 府 県 民 税 12 0 1 て

適 用 同 日 前 に 合併、 分割 現物 出資若 しく は事 後 設立 (所得 税 法等改 正 一法第二 条 Ò 規定 に ょ る 改 正 前

 $\mathcal{O}$ 法 **人税** 法 ( 以 下 十 月 旧法 人税法」という。)第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。 が 行

わ れ た場合又は 同 日 前 12 解 散 (合併による解散を除く。 が 行 わ れた場合に おける各事 業年度分の法 人の

道 府 県 民 税 及び 各連 結 事 業年 度分の 法 人の 道 府 県 民 税 につい て は、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

12 施 行 日 カ 5 平 成二十二年 九 月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お け る第 条  $\mathcal{O}$ 規 定 **(**附 則 第 条 第二号に掲 げ る改 正 規

定 に限 る。 に による改一 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方税: 法第 五 十三 一条第 六 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つ 1 て は、 同 項 中 同 法 第 八 +

条 法附則第二十六条第 八条第一 される所得税法等改正法第二条の規定による改正前 お 7  $\mathcal{O}$ 7 九第三項」 「所得税法等改 項」とあるのは とあ る 九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定 のは 正 法 「法人税法第五十八条第一項」と、 「所得税法等 という。) <u>の</u> 一 附則第二十 部を改正する法律 の法人税法第八十一条の 六条第 九 項 「同条第三項」  $\mathcal{O}$ (平成二十二年法律第六号。 規定により とあるのは 九第三項」と、 なおそ  $\mathcal{O}$ 効力を有す 「所得税法等 以下この項に 同 法第五· うるも 改正 0) لح +

(事業税に関する経過措置)

による改

正

前

 $\mathcal{O}$ 

法

人税

法第八十一

条の

九第三項」とする。

第四 算 人の事 を含む。  $\mathcal{O}$ 合併による解散を除く。 事 中 条 業  $\dot{O}$ 業 事 税 第 及び 以下この 業年度に係る法 税 条 に関 施行 Ò する部分は、 規定 項及 日 前 附 び  $\mathcal{O}$ )による清算所得に対する事 解散 )次項 ]則第 人の事 に 施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事 (合併による解散を除く。 業税及び お 条第二号に掲げる改正 V > て 同 残余財 ľ に 産 つ の <u>-</u> V) 業税 て適 部の分配又は引渡しにより納 規定を除く。 による清算 用 (清算所得に対する事業税を課され Ļ 施 行 所得に による改正 日 前 に .対す? 開 業税及び施行 始 Ź 後 L 付すべ 0 事 た 業税 事 地方税法 業 き法 に 年 日 度 つ 以 る法・ 7 に 人の 0 後 規定・ て 係  $\mathcal{O}$ は、 る法 事 人の 解 業税 散 中 な 人 法

2 別 段  $\mathcal{O}$ 定 め が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 き、 第一 条の 規定 **(**) 則 第一条第二号に掲げ る改正に 規 定に限 う。 つ。 つ によ る改

正 後  $\mathcal{O}$ 地 方税 法 公規定・ 中 法人の事 業税に関する部分は、 平成二十二年十月一日以後に合併、 分割 現物 出

資若しく は 現物分配 (十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をい V. 残余財 産の 分配 に

あ いって は 同 日 以 後の解散 によるものに限る。) が行 わ れる場合、 同 日以後に解散 (合併による 解 散 及び 破

産 手 続 開 始  $\mathcal{O}$ 決定に、 ょ る解散を除く。 若しく は破 産 手 ·続開: 始  $\mathcal{O}$ 決定 が 行 わ れ る場場 合又 は 同 日 以 後 に 解 散

す る法 人  $\mathcal{O}$ 残 余財 産 が 確 定す る場合にお け る各事業年 一度に係る る法 人  $\mathcal{O}$ 事 業 税 につ 7 て適 用 Ļ 同 日 前 に 合

併、 分割、 現 物 出 資 文 は事後設立 (十月旧 法 人税法第二条第 十二号の六に 規定す る事 後設立をい う。 が

行 わ れた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同 日 前 の解散 (合併による解散を除く。) によ

る清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 第一 条  $\mathcal{O}$ 規 定 **(**) 則 第 一条第二号に掲げ うる改正! 規定に限 る。 による改 Ē 一後の 地 方税法第七十二条 が 十

三第二十八項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 は 平成二十二年十月一 日 以 後 に 同 項 E 規 定する 他  $\mathcal{O}$ 内 国法 人 が 同条第十一 項又は第

十二項に規定する場合に該当することとなる場合の事 業年度に つい · て適 用 でする。

## (不動産取得税に関する経過措置)

第五 条 次 項 んに定め る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 き、 新 法 0) 規 定中不動 産 取 得税 に 関する部 分は、 施 行 日 以 後 0) 不 動 産  $\mathcal{O}$ 取 得

に 対して課すべ き不動 産 取得税につい て適用 Ų 施行日前の不 動 産の取得に対して課する不動 産 取得 税 ĨZ

ついては、なお従前の例による。

2 附則第 条第九号に 定め る 日 前  $\mathcal{O}$ 旧法第七十三条 (T) 四第 項第三十六号に規定する不動産の取 得に 対し

て 課する 不 動 産 取 得税 に ついて は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第六条 平成二十二年 + 月 <del>一</del> 日 (次項及び第三 一項に お **(**) て「指定日」という。) 前に課した、 又は 課すべき

であった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定 日 前 に 地 方税法第七十四 条の二第一 項の売渡 Ĺ 又は同条第二項の売渡し若しくは消費等 同 医法第七

+ 应 条  $\mathcal{O}$ 六 第 項 第一 号及び第二号に規定する売渡しを除く。 が 行 わ れ た製造たばこを指 定 日 に販り 売  $\mathcal{O}$ 

た 8 所 持 する 卸 売 販 売 業 者等 (新法 第七 + 匹 の二第 項に 規 定す る卸 売 販 売業者等をい . う。 以下この 項

及 び 第 七 項 E お いて同じ。 又は 小売販売業者がある場合において、 これらの者が所得税法等 改 正 法 附 則

ばこの ば こ税 れ 5 場合には当該製造たばこを直接管理する当該 第三十九条第 この らの 0) 者 を課する。 製造場 `者が. 本数とし、 が 卸 売 卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯 が 販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、こ この場合における道 ら移出したものとみなして同 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの 次 の各号に掲げる製造たばこの区 府県たばこ税 項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、 小売販売業者の営業所の所在す  $\mathcal{O}$ 分に応じ当該各号に定め 課 税 標準 は 蔵 湯
場
所
、 当 該 売り これらの者が 渡 る税率により道 した、 る道府県に ŧ のとみなさ 小売販売業者である お 7 て道 府県たば れ 者 府  $\mathcal{O}$ る製造た 製造た 県 これ こ税 たば

製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円 を

課する。

新法 附則第十二条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき二百 五. 円

式 によって、 前項に 規定する者は、 次に 掲げ 同項に 事 項 を記 規定する貯 載 た申 告書を指 蔵 場所又は 定 小 売 カン 販 売業者 起 算して一月以内に、 の営業所ごとに、 当該貯蔵場所又は 総務省令で定める様 小売

3

販売業者 の営業所の所在地 の 道 府県知事 に提出しなければならない。

る

L

日

5

所持する製造たばこの 区分 (たばこ税法 昭昭 和 五. 十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製

造たばこの 区分をいう。 以下この号におい て同じ。) 及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出

た道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二 項に規定する者が 前項 の規定による申告書を、 附則第十二条第三項に規定する市町村 たばこ税に

係 る申告 書 又は 所得税法等改 正 法 附則第三十九条第二項に規定するたばこ税 に係 る申告書と併 せて、これ

5  $\mathcal{O}$ 規定 に規定する市 町村長又は税務署長に提出したときは、 その 提出を受けた市 町村長又は 税務署長は

前 !項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、 当該申告書は、 同 項に規定す

る道府県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項 の規定による申告書を提出した者は、 平成二十三年三月三十一日までに、 当 該· 申告書に 記載した

同 項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなけれて ばな

らない。

6

第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合には、 同項から前項までに規定するもののほか、 次の

表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同 表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の

規定中道府県たばこ税に関する部分(新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七

十四条の十四の規定を除く。)を適用する。

第五項の規定によつて申告納付する	三項までの規定によつて申告	
平成二十二年改正法附則第六条第三項及び	第七十四条の十第一項から第	
	書	
定によつて申告書	三項までの規定によつて申告	
平成二十二年改正法附則第六条第三項の規	第七十四条の十第一項から第	第七十四条の十二第一項
条第二項		
平成二十二年改正法」という。)附則第六		
十二年法律第四号。以下この節において「		
地方税法等の一部を改正する法律(平成二	前項	第七十四条の四第二項

	納付する	
第七十四条の十二第二項	第七十四条の十第一項から第	平成二十二年改正法附則第六条第三項
	三項まで	
第七十四条の二十第一項	第七十四条の十第一項から第	平成二十二年改正法附則第六条第三項
	三項まで若しくは第五項	
第七十四条の二十一第一	経過する日	経過する日(当該経過する日が平成二十三
項		年三月三十一日前である場合には、同日)
第七十四条の二十一第二	第七十四条の十第一項又は第	平成二十二年改正法附則第六条第五項
項及び第七十四条の二十	三項	
二第一項		
第七十四条の二十二第三	第七十四条の十第一項若しく	平成二十二年改正法附則第六条第五項
項	は第三項の納期限又は第七十	
	四条の十三第一項	

7 者 たば るべ 法第七十 を 課された、 0 卸売 き道・ 営業 税 販売業者等が、 額 府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、 四条の十四の規定に準じて、 所  $\mathcal{O}$ か 所在する 5 又は課されるべきものの 控 除 Ź 小 販売契 売販 又は 当 売 約 光業者に表 該 0 解 卸 除その 売 返還を受けた場合には、 販 売り 同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、 売業者等 渡 他やむを得ない ĺ た製造たばこ に還付する。 理 由 のうち、 ک 当該道府県たばこ税に相当する金 に ょ  $\mathcal{O}$ り、 場合に、 第二 当該 当該 お 項 道 7 卸売販  $\mathcal{O}$ 規定 府 て、 県 当該 に 売業者等に係  $\bigcirc$ 区 より |域 卸 内 道 売 又は 販 に 府 県 小 売業者等 並額を、 納 たば 売 る道府県 付され 販 売 が 新 税 業

総 新 務省令 法 第 七 で定めるところによ + 匝 条  $\mathcal{O}$ + 第 項 か り、 5 第三 当 該 項 ŧ 返 還 で 又は に係る製造たばこの品目ごとの 第 五 項  $\mathcal{O}$ 規定 に より 道 府 県 数量、 知 事 に に 提 0 1 出 7 す  $\mathcal{O}$ べ 明 き申 細 を記れ 告 書 載 に した は

(自動車取得税に関する経過措置)

書

類を添付しなければならない。

第七条 得 税に つい 新 法 · て 適  $\mathcal{O}$ 規定中 用 Ļ 自 施 動 行 車 取 日 前 得 税に 0 自 動 関する部 車 0 取 以得に対 分は、 施行 して課する自 日 以後  $\mathcal{O}$ 動 自 車取り 動車 得税 の取得に対 につい ては、 して課すべ なお き自 従前 動車  $\mathcal{O}$ 例に 取

よる。

## (軽油引取税に関する経過措置)

第八 する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、 匹 条の二 条 新法附則第十二条 第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については の 二 0 七 0 規定は、 施行 日 以後に新法第百 四十四 |条の二 第 施行日前に旧法第百 一項又は第二 一項に! 四十 規 定

`

なお

従

前

の例による。

2 第 1 て読え この 百 匹 十 法 み替えて準用する新法第百四十四条の二十一 律 匹  $\mathcal{O}$ 条の二十一 施 行 の際現にされてい 第 項  $\mathcal{O}$ 規定による免税 る旧法附則第十二条の二 証  $\mathcal{O}$ 第 交付 項の  $\mathcal{O}$ 申 請 の四第二 規定による免税証の交付 は、 新 項において読み替えて準用 法 附 則第十二条の二 (T) 申請とみなす。 0) 七 第二 する旧法 項 に お

3 条 み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第一項 の二十一第一 この法律の施行の際現に旧法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する旧法第百四十四 項の規定により交付を受けている免税証は、  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により交付を受けた免税 新法附則第十二条の二の七第二項にお 証とみなす。 いて読

4 条 の二十一第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証 この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 (C 旧 法附則第十二条の二の 匹 第二 一項に お į١ て読 は、 新法附則第十二条の二の七 み替えて準 甪 す る 旧 法 第 百 第 兀 二項 十四四

に お .いて読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽 油使用者

証とみなす。

(自動車税に関する経過措置)

第九条 新法附則第十二条の三の規定は、 平成二十二年度以後の年度分の自動車税について適用し、 平成二

十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十条 別 段 0 定 8 が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を除 き、 新 法  $\mathcal{O}$ 規定中 個 人の 市 町 村民税に関する部 分は、 平成二十二年度以

後  $\mathcal{O}$ 年 度 分の 個 人の 市 町 村民税につい て適用し、 平成二十一年度分までの 個 人の市 町 村民 税 に つ ζ, て は、

なお従前の例による。

2 新法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の二、 第六項、 第七項 (生命保険料控 除額 に関する部 分

に 限る。) 並びに第八項 への規定 は、 平成二十五年度以後の 年 -度分の 個 人の市 町村! 民税につい 、て適用、 平

成二十 -四 年 度分まで  $\mathcal{O}$ 個 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村民税 に ついて は、 な な 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る

3 新法第三百十四 条 の 二 第 項第六号、 第十号及び第十一 号、 第四 項、 第五 項、 第七項 (生命保険 料控除

額 に関する部分を除く。 並びに第九項、 第三百十四条の六並びに第三百十七条の二第 項 0 規定は、 平

成二十 兀 年 -度以 後 の年 -度分の 個 人の 市 町村 民税につい て適用し、 平成二十三年度分までの 個 人の 市 町 村 民

税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十七条の三の二の規定は、 平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規

定する申告書について適用する。

5 新法第三百十七条の三の三の規定は、 平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一 項に規定する申告

書について適用する。

6 平 成二十三年中に新 法第三百十七条の三の三第一 項の規定による申告書を提出する場合におい ては、 同

条第二項中 同 「項の規定による申告書に記載した事項」 とあるのは、 「所得税法等の一部を改正する法 律

(平成二十二年法律第六号) 第一条の規定による改 正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申

告 書 (同 条第二 項の規定により提出 した同条第一項 (T) 規定による申告書を含む。)に記載した事 項のうち

前 項各号に掲げ る事 項 に 相当するもの」として 同 項  $\mathcal{O}$ 規 派定を適 用する。

7 平成二十二年度分の 個人の市 町村民税についての新法第三百二十一条の三第二項 (同条第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ が規定に

とき、 公的 係 ょ 三十日までに給与所得以外の り読 る所得 年金等に係る所得以 又は当 み替えて適用する場合を除 割 額を 該 給与所得者 普 通 徴 収 外  $\mathcal{O}$ 0) 方法によつて徴収された  $\mathcal{O}$ 所得に 所得に係 前 年中 ₹ < 係る所得 O所得に公的年金等に係 る所得割額を普 の規定 割額 の適 を普 用 *\* \ 通徴収 につ 通 旨 徴収  $\mathcal{O}$ いて 記 る所得がある場合にお の方法によつて徴収され の方法によつて徴収され 載 は、 が あるとき」 同 条第二 とあ 項中 る 「給与 *(* ) 0) たい たい は、 て平成二十二年 所得以外 . 旨 旨 給給 (T) 0 申 記 与 出 載 所  $\mathcal{O}$ 所 得 が が あ 匹 あ 得に 及 る 月 る び

8 会社等 施 行  $\mathcal{O}$ 日 株 前 式 に  $\mathcal{O}$ 旧 譲 租 渡を 税 特別 L た所得が 措置法第九 割 0 納 条 の六第 税義務者 項  $\mathcal{O}$ 当 に規定する公開 該 株式  $\mathcal{O}$ 譲 渡による所得につい 買付 けに応じて行 ては、 う同 項に規 なお 定す 従 前 る  $\mathcal{O}$ 例 上 に

ょ

る。

とき」とする。

9 式 定 は、  $\mathcal{O}$ 年 旧 譲 十二月三十一 租 な 渡 税 をし お 特 その 別措置 た場 効力を有する。 日 合に 法第 ま お で 九条の六第一項に規定する個 0 け る当 間 に、 この 該 株 同 場合に 頂に規 式  $\mathcal{O}$ 譲 定す お 渡 に 1 て、 ょ る公開買付 る 同 所 人である所得 得 項中 に 0 けに応じて行う同 , , 租 税 7 は、 割 特別  $\mathcal{O}$ 納 措 旧 置 法 税 法第九条 附 義務者が、 項に規定す 則第三十五 の六第 施行日から平成二十 条 る上場 の 二 項」 **%会社等** 第 とあ 八 項 る  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\overline{\mathcal{O}}$ 規 株

は、 所得税法等の一 部を改正する法律 (平成二十二年法律第六号) 附則第五十一 条第二 項 0 規定によ り

な おその 効力を有するものとされる同法第十八条 の規定による改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 租 税特別措 置 法 第 九条  $\mathcal{O}$ 六 第 項

」とする。

10 新法 附 則第三十五条の三の二第四項から第六項までの規定は、 平成二十五年度以後の年度分の個人の市

町村民税について適用する。

11 別 段  $\mathcal{O}$ 定 め が あるも  $\mathcal{O}$ を除 き、 新法 の規定中法人の市 町村民税に関する部分は、 施 行 日 以 後 に 開 始する

事 業年 度 分  $\mathcal{O}$ 法 人の 市 町 村民 税 及び 施 行 日 以 後 に開 始 す る連 結事 業年 · 度分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村民 税 12 0 7 7 適

用 Ļ 施 行 日 前 に · 開 始 L た事 業 年 · 度 分 の法 人の市 町 村 民 7税及び 施行日的 前 に 開 始 Ĺ た連結事 業年 -度分の 法 人

の市町村民税については、なお従前の例による。

12 第 条 O規定 附 則 第一条第二号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の地方税法の規定中法 人の

市 町 村 民 税 に関する部 分は、 平成二十二年十月一日 以後に合併、 分割、 現 物 出資若 しく は 現物 分配 (十月

新 法 人 税 法第二条第十二号の六に規定する現物 分配 を 7 V. 残 余 財 産  $\mathcal{O}$ 分配 に あ 0 7 は 同 日 以 後  $\mathcal{O}$ 解 散 に

ょ るも のに限る。 が行われる場合、 同 日以後に解散 (合併 による解散 及び 破産手続開始  $\mathcal{O}$ 決 定によ る 解

事 用 る各事業年度分の法人の市町村民税及び各連結事業年度分の法人の市町村民税については、 する場合における各事 散を除く。)若しくは ・後設立をいう。) が行われた場合又は同 同 日前に合併、 分割、 破 業年度分 産手続開 現物出資若しくは事後設立  $\mathcal{O}$ 法 始の決定が行われる場合又は 人の市 日前に解散 町 村民税及び (合併による解散を除く。) 各連結 (十月旧法人税法第二条第十二号の六に 事 同 業年度分 日以後に解散する法  $\mathcal{O}$ 法人  $\mathcal{O}$ 市 が行われた場合におけ 町 人の残余 村 民 なお 税 に 財 従前 . つ い 規定する 産 が て 確  $\mathcal{O}$ 例 適 定

法第五 定 るものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前 この項において「所得税法等改正法」という。) 第八十一条の九第三項」 に限る。 施行 十八条第 日 カン ら平成二十二年九月三十 による改 項」 とある 正 前の とあるのは  $\mathcal{O}$ 地 は 方税法第三百二十一 法 規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等 日まで 「所得税法等の一部を改正する法律 人税 法 0 第五 間 にお 附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有す 十八条第 条の ける第 八第 六項 項」と、 条 の法人税法第八十一条の O規定  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 **(**) 同  $\mathcal{O}$ (平成二十二年法律第六号。 条第三項」 適 則第一条第二号に掲 用につい とあ て 九第三項」と、 は、 るの 同 は げ 項 る改 中 正法第二 所 同 以下 得税 正 同 法 規

法等改正法附則第二十六条第

九

項

(T)

改

13

に

による。

条の規定による改正前 の法人税法第八十一条の九第三項」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第十一条 別段の定めが あるものを除き、 新法の規定中固定資産税に関する部分は、 平成二十二年度以後の

年度分の固定資産税について適用し、平成二十一年度分までの固定資産税については、 なお従前 の例 によ

る。

2 旧 法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する固定資産に対して課する附則第 一条第九号に定める日

 $\mathcal{O}$ 属す る年 ( 当 該 日 が 月 一 日であ る場合には、 当 該 日  $\mathcal{O}$ 属 する年の前年) の <u>ー</u> 月 一 日を賦る 課期日とする

年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平 ·成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規

定する施設又は設備 に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。

4 平成二十年四 月一 日 から平成二十二年三月三十一日 までの間 に 取得され た旧法附 則第十五条第四項 の表

第 一号及び第二号に規定する償却資 産に対して課する 固 定資 産税 につい ては、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

5 平 成十八年四月一 日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十 五条第四 項 の表

- 6 平 成二十年 应 月一 日 か ら平成二十二年三月三十一 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 設 置され た 旧 法 附 則 第十一 五 条第 五 項 に 規
- 定する土堤及び 防爆壁に対して課する固定資産税に ついては、 なお 従 前 0) 例 による。
- 7 平 ·成二十年四 月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され た旧法附 則 第十五条第六 項 に規
- 定する施設又は 設備 に対して課する固定資産税につい ては、 なお 従 前 の例による。
- 8 定す 平 る施 ·成十八年四 設 に 対 月一 して 課 日 す か る固 ら平成二十二年三月三十一 定 資 産 税 に つ 1 ては、 日 な まで お 従 0) 前 間  $\mathcal{O}$ 例 に に 取得され ょ る。 た 旧 法 附 則第十五条第七 項 E

規

- 9 第十五条第八項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、 平 成十六年度から平成二十一 年度までの間 に おお 7 て 新たに 固 定 資 産 税 が なお従 課されることとなった旧 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。 法 附 則
- 10 平成二十年四 ]月一日· から平成二十二年三月三十一 日までの間 に新たに取得された 旧 法 附則第十五 条第十
- 五. 項 Ê 規 定す る機械そ  $\mathcal{O}$ 他 の設備に対して課する固定資産 税 につい ては、 なお従れ 前  $\mathcal{O}$ 例に による。
- 11 定する車 平 成 十 両 年 に 应 . 対 し 月 て課する固定資産 日 か ら平成二十二年三月三十一日 税 については、 なお ま での 従 間 前  $\mathcal{O}$ に 取 例による。 得された 旧 法 附 則第十五条第十七 可に規

13

平成二十年四

月一日から平成二十二年三月三十一日まで

の 間

に新設され

た旧法附則第十五条第二十項に

規 定す る設 備に 対 して (課する) 固 定資産税 に つい て は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ

規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、 なお 従前 0) 例による。

14 平 成十八年六月一日 カン ら平成二十二年三月三十一日 までの間 に新設され た旧法附 則 第十五条第二十一項

に 規 定する設 備 に . 対 L 7 課す Ś 固 宣定資産 税について は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ る。

15 平 成 十六 年 五 月十五 日 か ら平道 成二十二年三月三十 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得され た旧 法 附 崱 第十五 条第二十二

項 に規定 す る施設に対 して課す る固定資産税につい て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例に ょ る。

16 平 成十八年四 月一 日 から平成二十二年三月三十一日までの間 に 取得され た 旧法 附則第十五条第二十八項

に 規定する停 車 場 建 物 等に対して課する固定資産税 に っつい ては、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による。

17 平 成十 兀 年 匹 月一 日 か ら平成二十二年三月三十一 日 まで の 間 に 新たに 取 得された旧 法 I附則第· 十五

+ 項 E 規 定す る設 備 に 対 ľ 7 課す る固力 I定資. 産 税 に つ ١ ر 7 しは、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

18 平成十二年四 <u>月</u> 一 日 か ら平成二十二年三月三十一 日までの 間 に新たに取 い得され、 た旧 法 i附則第· + 五 条第三

- 19 平 成 + 兀 年 匝 月 一 日 か 7ら平 成二十二年三月三十一 日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 取得され た 旧 法 附 則 第十五 条第三十 ·六項
- に 規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、 なお 従前の 例による。
- 20 平 -成十五. 年四 [月一日· から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附 則第十五条第三十 七項
- に 規定す る家屋及び償却資産に対して課する固定資 産 税につい て は、 なお 従前 0) 例 による。
- 21 に 規 平 流定す 成十八年六 る設 備 月一 12 対対 L 日 7 か 課す ら平成二十二年三月三十一 る固定資産 税 につい ·
  7 日 は、 まで な お  $\mathcal{O}$ 間 従 前 に 新  $\mathcal{O}$ 設 例 É に ょ れ る。 た 旧 法 附 則 第十五 条第四 十六項
- 22 平成二十年 应 月 一 日 から平成二十二年三月三十一日 まで  $\mathcal{O}$ 間 に 取得され た 旧 法 附 則第十五条第五

十四四

項

- に 規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例 によ する。
- 23 六条の二 平成十七 第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税 年四 ]月一日· から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、 に つい ては、 なお 従前 又は改築された旧法附則第十 の例 による。
- (市町村たばこ税に関する経過措置)
- 第十二条 平成二十二年十月一 日 (次項及び第三項にお いて 指 定日」 という。 前に課した、 又は 課すべ

2

百

六十九条第一

項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。

が行われた製造たばこを指定

日

に

· 販

売

 $\mathcal{O}$ 

指 定 日 前 に 地 方税法 第四百六十五条第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 売渡 L 又は 同 条第二項 の売渡し若しくは消費等 (同 法 第四

ため所持する卸売販売業者等 (新法第四百六十五条第一項に規定する卸 売販売業者等をいう。 以下この項

及び第七 項にお いて同じ。) 又は小売販売業者がある場合において、 これらの者が 所得税法等改正法 附 則

第三十 九条第 項の規定により製造たばこ 0 製造者として当該製造たばこを指定日にこれ . ら O者  $\mathcal{O}$ 製造た

ば この 製造場 カン ら移 出 L たも  $\mathcal{O}$ とみなり て 同 項  $\mathcal{O}$ 規定によりたばこ税を課されることとなるときは これ

5

0)

者が

卸

**清売販** 

完業者等として当該製造たばこを指定日に

小

売販売業者に

売り渡

L

たものとみなして、

れ らの者 が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯 蔵場所、 これらの者が 小売販売業者である

場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村にお いて市 町村 たば

税を課する。 この場合における市 町村たばこ税  $\mathcal{O}$ 課税標準 は、 当該売り渡 したも のとみなされ る製造た

ばこの本数とし、 次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市 町 村たばこ税

を課する。

- 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。 千本につき千三百二十円
- 新法 附則第三十条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき六百二十六円
- 3 前項に規定する者は、 同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、 総務省令で定める様

式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、 当該貯蔵場所又は小売

販売業者 の営業所の所在地の市 町村長に提出しなければならない。

所持する製造たばこの区分 (たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。

以下この

号にお 1 て同じ。) 及び区分ごとの数量 並びに当該数量 により算出 した市町村たばこ税 の課 税 |標準とな

る製造たばこの本数

- 前号の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項
- 4 第二項に規定する者が、 前項 の規定による申告書を、 附則第六条第三項に規定する道府県たばこ税に係
- る申告書 文は 所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、 これ . ら
- の規定に規定する道府県知事又は 税務署長に提出したときは、 その提出を受けた道 府県知事 又は 税務署長

は、 前項の規定による申告書を受理することができる。 この場合においては、 当該申告書は、 同項に規定

する市町村長に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、 当該申告書に記載した

同項第二号に掲げる市町村たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した市町村に納付しなければな

らない。

6 第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合には、 同項から前項までに規定するものの ほ か、 次の

表 の上欄 に掲げる新法 の規定中同 表の中間 欄に掲げる字句は同 表 の下欄に掲げる字句に読み替えて、 新法  $\mathcal{O}$ 

規定中 市 町村たばこ税に関する部分 (新法第四百六十九条、 第四百七十三条、 第四百七十四条及び第四百

七十七条の規定を除く。)を適用する。

二条第二項		
平成二十二年改正法」という。)附則第十		
十二年法律第四号。以下この節において「		
地方税法等の一部を改正する法律(平成二	前項	第四百六十七条第二項

	二項	び第四百八十二条第一項
平成二十二年改正法附則第十二条第五項	第四百七十三条第一項又は第	第四百八十一条第二項及
年三月三十一日前である場合には、同日)		
経過する日(当該経過する日が平成二十三	経過する日	第四百八十一条第一項
	項若しくは第四項	
平成二十二年改正法附則第十二条第三項	第四百七十三条第一項、第二	第四百八十条第一項
	は第二項	
平成二十二年改正法附則第十二条第三項	第四百七十三条第一項若しく	第四百七十五条第二項
	する	
び第五項の規定によつて申告納付する	二項の規定によつて申告納付	
平成二十二年改正法附則第十二条第三項及	第四百七十三条第一項又は第	
規定によつて申告書	二項の規定によつて申告書	
平成二十二年改正法附則第十二条第三項の	第四百七十三条第一項又は第	第四百七十五条第一項

|第四百七十三条第一項若しく

は

、||平成二十二年改正法附則第十二条第五

項

七十六条第 項

7

卸売販売業者等が、

販売契約

の解

除その

他や

むを得ない

理由により、

当該

以市町村

の区域内

に小

売販売業

者 の営業 所の 所在する小売販売業者に売り 渡した製造たばこのうち、 第二項 の規定により市 町 村たばこ税

を課され た、 又は課されるべ きもの  $\mathcal{O}$ 返還を受けた場合には、 当該 市 町 村 た ばこ税に相当する金 一額を、 新

法 第四 百 七 + 七 条  $\mathcal{O}$ 規定に準じて、 同 条  $\bigcirc$ 規定による当該製造たばこに つき納付され た、 又は 納 付 さ れ る

ベ き市 町村たばこ税 額 12 相当す る金額に係る控除 又は 還付 に併せて、 当 該 卸 売販売業者等に係 る市 町 村 た

ばこ税額 から控除 し、 又は当該卸売販売業者等に還付する。 この場合において、 当該 卸売 販売業者等が 新

法第四百七十三条第一 項、第二項又は第四項 の規定により市町村長に提出すべき申告書には、 総務省令 で

定めるところにより、 当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの数量につい て  $\mathcal{O}$ 朔細 を記載した書 類を添付

しなければならない。

8

新法 第 兀 百八十五 条の十三第一 項の規定は、 平成二十二年度以後の年度の市町村たばこ税に つい · て適 用

は、なお従前の例による。

Ļ

9 平 成二十二年度の市 町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、 同

項中 「除して得た割合」 とあるのは、 「除して得た割合に百分の 百十七を乗じて得た割合」とする。

10

平

成二十三年度の市

町

村たばこ税に係る新法第四百

八十五条の十三第一項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定

の適

用につい

ては、

同

項中 「 除 して得 た割り 合 とある 0 は、 「除して得た割 合に百 分の 百四十を乗じて得 た割合」とする。

11 平 ·成二十 匝 年 度  $\mathcal{O}$ 市 町 村たば こ税に係 る 新 法 第四 百 八十五名 条の 十三第一 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい ては、 同

項中 「 除 して得た割合」 とある のは、 「除して得た割合に百分の百二十を乗じて得た割合」とする。

(事業所税に関する経過措置)

第十三条 新法 附則第三十三条の規定は、 施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十二年

以 後 の年分の 個 人の事 業 (施 行 日前 に廃 止された個 人の事 業を除く。 ) に 対 して課 すべ き事業所 税に つい

て適 用 Ļ 施 行 日 前 に 終 了し た事 業年度分  $\mathcal{O}$ 法 人の 事 業並 びに平成二十二年前  $\mathcal{O}$ 年 分  $\hat{\mathcal{O}}$ 個 人の 事 · 業 及び平

成二十二年 分の 個 人の 事 業で施っ 行日前 に 廃 止され たも <u>0</u> に対して課する事 業所税 に つ ۲, 7 は、 な お 従 前 0)

都

市

計

画

税

に

関

する経過措

置

第十 ·四 条 別段の定めが あるものを除き、 新法の規定中都市計画税に関する部分は、 平成二十二年度以後の

年度分の都市計画税について適用し、 平成二十一年度分までの都市計画税については、 なお従前 の例 によ

る。

2 旧 法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する固定資産に対して課する附則第 条第九号に定める 日

 $\mathcal{O}$ 属す る年 (当該 日 が 月 一 日 であ る場合には、 当 該 日  $\mathcal{O}$ 属 す る年の前 年) の <u>-</u> 月一 日 を賦 課 期日とする

年 度分ま で  $\mathcal{O}$ 都 市 計 画 税につい ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に よる。

3 平 成十八年四月一日 から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項

に 規定する停車場建物等に対して課する都市計画税 につい 、ては、 なお従前 の例による。

4 に 規 平成十 定する家屋 四年 应 月一日 に . 対 L 7 から平成二十二年三月三十一日 課す る都市 計 画 税 ĬZ つい 7 は、 までの なお 間 従前 に  $\mathcal{O}$ 取得された旧法附 例 によ る。 則第十五条第三十六項

5 平 -成十五 年四 月一 日 から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十 項

に規定する家屋に対 して課する都市 計 画 税については、 なお · 従前 の例による。

6 平 成二十 车 应 月一 日 カン ら平成二十二年三月三十一 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に 取 得され た 旧 法 附 則 第十五条第五 十四四 項

に 規定する家屋に対して課する都市計画税については、 なお 従前の例による。

7 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、 又は改築された旧法附則第十

六条の二第十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、 なお従前 の例による。

国民健康保険税に関する経過措置)

第十五 条 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 玉 民 健 康 保 険 税 に関する部分は、 平成二十二年度以 後 の年度分の 国民 健 康保険 成税に

<u>つ</u> V て適用し、 平 成二十一年度分まで 0 玉 民 健 康保 険税については、 なお 従前 0 例 による。

(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第三条の規定による改正後の自動 車 重量譲与税法 (次項において 「新自動車 重量譲与税法」とい

う。 の規定は、 平成二十二年度以 後 の年 -度分の 自 動 車 重 量 譲与税について適用 Ļ 平成二十一年度分ま

で  $\mathcal{O}$ 自 動 車 重 量 譲 与税 (C ついて は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

2 新 自 動 車 重 量譲. 与税 法 附則 第二項  $\mathcal{O}$ 規定により読 み替えて適用され る新 自 動車で 重量 譲与税法第三条第

項 の規定 の適用については、 平成二十二年度分の自動 車重量譲与税に限 り、 同 |項の表六月の項中 二月か

5 兀 | | | | | での 間 *の* とあるのは 「二月及び三月の収 納 に係る る自 動 車 重 量 税  $\mathcal{O}$ 収入額 の三分の一に相当する

額と同年の四月における」と、 「相当する額」とあるのは 「相当する額との合算額」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、 当該規定) の施行前にした行為並びにこの

附 則  $\mathcal{O}$ 規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法 人特別 税並びにこの附 則  $\mathcal{O}$ 規定によ

り なお効・ 力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

定める。

租 税条約 の実施 に伴う所得税法、 法人税法及び地方 税法 の特例等に関する法律  $\mathcal{O}$ 部改正)

第十 九条 租税条約の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和 四十 应 年法

律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の三中 「第七百三条の 五第一項」を 「第七百三条の五」 に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第二十条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第五十八条第四項中 「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に、 「第三百二十一条の八第十

五. 項 を 「第三百二十一条の八第十二項」に改め、 「若しくは」を削る。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第二十一条 地方法人特別税等に関する暫定措置法 (平成二十年法律第二十五号) の一部を次のように改正

する。

第二条中 「及び同 日以後の解散 (合併による解散を除く。) による清算所得に対する法人の事業税 (清

算所得に対する法 人の事 業税を課される法人の清算中の事 ・業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部

の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」 を削る。

第十一条中「から第七十二条の三十一まで」を「、第七十二条の二十九」に改める。

第二十二条の表法人税法 (昭和四十年法律第三十四号)の項を次のように改める。

地方法人特別税		
法律第二十五号)の規定による		
関する暫定措置法(平成二十年	項	第三十四号)
事業税及び地方法人特別税等	第六十二条の五第五 事業税	法人税法(昭和四十年法律

第二十五条第一項中「第七十二条の三十一第一項」を「第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に

改める。

第二十六条の見出しを「(虚偽の中間申告納付に関する罪)」に改め、同条第一項中「、第七十二条の

二十九第一項又は第七十二条の三十第一項」を削る。

附則第二条第一項中「及び施行日以後の解散 (合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人

の事業税 (清算所得に対する法人の 事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残

余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

(地方法: 人特別税等に関する暫定措置法 .. つ 部改正に伴う経過 )措置)

第二十二条 前条の規定による改 Î 一後の 地 方 法 人特 別 税等に関 する 暫定措置 置 法の規定は、 平成二十二年十月

日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 若しくは破産 手続開 始  $\mathcal{O}$ 

決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が 確定する場合における各事業年度に係 る法

人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用 Ļ 同 日 前 0) 解散 合

併による解散を除く。 )による清算所得に対する事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法

人特別税については、なお従前の例による。

## 理由

支え合う社会を実現するとともに、 経済・ 社会の構造変化に対応し、 国民が信頼できる税制を構 築する る観

個人住民税における扶養控除

 $\mathcal{O}$ 

見直、

し、

自動

車取

得税及び軽

点からの税制全般にわたる改革の一環として、

油引取税の税率の特例措置の見直し、 地方のたばこ税の税率の引上げ、 地方税における税負担軽 減 措 置 等  $\dot{O}$ 

適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の創設を行うとともに、 税負担軽減措置等の整理合理化等

を行う必要がある。 これが、 この法律案を提出する理由である。